

平成 27 年 第 4 回 知名町 議会 定例会

第 1 日

平成 27 年 12 月 8 日

平成27年第4回知名町議会定例会議事日程  
平成27年12月8日（火曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 開議の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告  
(議長)
- 日程第4 行政報告  
(町長・教育長)
- 日程第5 一般質問
  - ①東 善一郎君
  - ②山崎 賢治君
  - ③松元 道芳君
  - ④西田 治利君
- 散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中富行君	2番	今井宏毅君
3番	名間武忠君	5番	森山進君
6番	山崎賢治君	7番	平秀徳君
8番	松元道芳君	9番	東善一郎君
10番	西田治利君	11番	奥山直武君
12番	福井源乃介君	13番	今井吉男君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 追田昭三君 議会事務局次長 東公仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	平安正盛君	会計管理者兼会計課長	安田輝秋君
副町長	宗岡与名彦君	税務課長	山崎實君
教育長	豊島実文君	町民課長	榊憲次君
総務課長	榮信一郎君	保健福祉課長	安田廣一郎君
総務課長補佐	村山裕一郎君	老人ホーム園長	新納哲仁君
企画振興課長	榮照和君	水道課長	伊藤末隆君
農林課長	安田末広君	水道課参事	山田悟君
農業委員会事務局長	川野兼一君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島徳幸君
建設課長	高風勝一郎君	学校教育課参事	平山盛文君
耕地課長	窪田政英君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長	大郷一雄君
耕地課参事	山下清則君	給食センター所長	徳岡秀郷君

## △開 会 午前 10 時 00 分

### ○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。  
おはようございます。お座りください。

## △日程第 1 会議録署名議員の指名

### ○議長（今井吉男君）

ただいまから平成 27 年第 4 回知名町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって田中富行君及び今井宏毅君を指名します。

## △日程第 2 会期の決定

### ○議長（今井吉男君）

日程第 2、会期決定の件を議題にします。お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 11 日までの 4 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 11 日までの 4 日間に決定しました。

## △日程第 3 諸般の報告

### ○議長（今井吉男君）

日程第 3、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配付してあります。若干、申し上げます。

10 月 25 日、101 期鹿児島沖洲会総会・敬老会がジェイドガーデンパレスにおいて開催されました。160 人の参加がございました。

役員改選があり、2 期 4 年間務めた原田会長の後任に国頭字出身の前原隆銅さん

が会長に就任しました。

総会に引き続き敬老会が開催され、満73歳以上の敬老者会員113人の長寿を祝いました。

12月4日、平成27/28年期さとうきびの搬入、出発式が南栄糖業構内でありました。今期の生産量見込みが8万5,900トンで、前期より1万8,900トンの増、糖度も例年より平均で2度高いようです。操業開始も前期同様、年内操業となりましたが、平成4年12月8日以来24年ぶりに12月初旬の操業となり、鹿児島県、沖縄県の中で一番早い操業開始となりました。久々の豊作で農家を初め関係者にとりましても大変喜ばしいことです。

次に、閉会中に受理した陳情第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、総務文教常任委員会に付託します。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により監査委員から報告があり、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### △日程第4 行政報告

##### ○議長（今井吉男君）

日程第4、行政報告を行います。まず、町長の報告を求めます。

##### ○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、閉会中の行政報告を行います。

まず初めにちょっとPRさせてください。

今、私が着しているネクタイ、ことし8月に夏祭りにデビューしましたちなボーを使ったネクタイを試作してみたんですけども、非常に好評だったので、今つけています。先般の課長会でも男性職員は全員、町の関係する行事等についてはこのネクタイを着用するということを指示して今注文を受けているところです。よろしかったら議員の皆さんも企画で受け付けておりますので、注文方をよろしく願いたいと思います。非常にしゃれた感じのいいネクタイですので、皆さんのあれで、金額は課長が相談に応じますと思いますので、きょうは本当一部ですね、まだ本数が足りないものですから、一部の皆さんがつけていますけれども、よろしかったら願いたいと思います。あとご相談お願いします。

それでは、ちょっとまとはずれなことを話しましたが、前後するところもありますが、まず現在、さとうきびの操業が始まっていますので、その関係の報告をいたします。

先ほど議長からもありましたが、去る4日に24年ぶりの年内の早い段階での操業だということで非常に喜んでいますが、以前から年内操業ということで農家の皆さんから強い要請があったわけですが、やっと実現しまして、12月上旬に操業開始ということになったわけです。4日に安全操業祭とサトウキビの投入式を行っております。

昨日現在の操業状況についてご報告いたします。開始してまだ4日しかたっていないところで、最終の数字、見込みはちょっと難しいところもありますが、現段階で工場への搬入が2,213キロ、それからほとんどがハーベスタの原料となっています。気がかりなのが糖度ですけれども、先ほど議長からありましたように、例年より糖度が高くて、以前でしたら操業初期の段階ではなかなか度数が上がらなくて困っておったわけですけれども、今期については平均で13.90ということで

す。ちなみに、糖度の分布を見ますと最高が17.7、話を聞きますと22号のようです。最低が8.6度、非常に開きがあるので、原因はよくわかりませんが、言われているのは、ワタアブラの被害圃場の糖度が低いというふうに話が出ているようですので、そうしたことも今後また対策を講じないといけないのかなというふうには思うところではありますが、現在順調に、一昨日の雨で一部搬入が滞っている部分もありますが、おおむね予定どおりの操業が開始されていることをまず報告いたしておきます。

戻りまして、9月14日、9月20日、10月19日、来年度の採用に当たっての採用試験実施をいたしましたわけですが、9月14日に第1回目の採用試験委員会を招集いたし、試験実施に当たっての方針や日程等について委員の皆さんと協議し、それを踏まえ、9月20日と9月21日の2日間にわたって試験を実施したところでもあります。

その結果、一般行政職で応募者が10名、受験者10名、幼稚園、保育園の応募者が5名、受験が5名、建築士で応募1名、受験1名、消防職員として応募2名、受験2名というふうな状況で、合計応募者が18名のうち、受験全ての皆さんが試験を受けているところでもあります。

この数字を分析し過去の例と見ますと、非常に年々応募者が下がっている、少なくなっている状況です。委員会でも申し上げましたが、ご承知のとおり、アベノミ

クスか何かよくわかりませんが、都市部の人口集中、あるいは民間が非常に景気が好転していますので、そういった皆さんが民間にかなり流れているのかなというふうに思って、今後その傾向が続くと職員の募集についてもいろいろとまた大きな課題が出てくるのかなと思ってちょっと気がかりなところもありますが、やはり定員管理の面からしても職員の構成からしてやはり年々退職される分については補充の意味で採用しないといけないのかなと思います、今申し上げた状況が今後どうなるか非常に気がかりな点があります。

今申し上げたとおりで、以後、教養試験などの結果を全国試験センターの報告を受け、採用委員会で作文や面接等の採点を行い、10月19日の委員会に最終判定会議を行い、選考決定を委員長から私宛てに答申があったわけです。結果、一般行政職6名、幼稚園、保育園の資格者4名、建築士1名、消防職員1名を採用候補者として答申を受けましたので、採用者予定名簿登載を行い、それぞれ本人に通知し、11月末に全員から承諾書を受理したところであります。

なお、採用試験等については後ほど一般質問にもございますので、詳細についてはその際に報告をいたしたいと思っております。

次に、9月19日、葉たばこ関係ですが、本年産の葉たばこの取引が9月15日から開始され、本町の耕作者の分が9月17日までの3日間にわたって都城市で行われたところです。

このことは以前も申し上げたとおり、本町でこれまで葉たばこの収納、取引が行われてきたところでありますが、JT側のご理解等で都城市のリーフセンター一本化ということで本年度から都城市のJTのリーフセンターで行われ、最初でしたので耕作者の皆さんと一緒に取引の状況に立ち会ったところです。

今回初めてのことでしたので、耕作者の皆さんも少々緊張気味だったのかなと思っておりますが、鑑定が進むにつれ上位帯の価格が続いたため、その緊張もほぐれ、鑑定の都度、一喜一憂の中で3日間の取引を終わったところです。

取引の結果ですが、耕作者33名で生産面積692ヘクタール、収穫量として10万9,618キロ、販売代金にして2億2,876万3,000円で、反当たりにしますと生産量で158キロ、金額にして33万435円ということで、以前から反収の目標おおむね200キロというふうにしてきたところですが、天候等あるいは病虫害等の事情もありまして、残念ながら反収においては158キロという結果に終わっているところであります。

次に、9月18日、11月9日、11月16日、今話題になっております地方創生に関する会議等を行っているところですが、9月18日に庁舎内に設置しており

まず推進実施本部会議を開き、11月9日に同じく第3回目の推進本部会議を行い、11月16日には2回目の地方創生有識者会議を開催するなど、精力的に地方創生に向けた取り組みを行っているところです。多くの皆さんから意見をいただきながら集約をしているわけですが、定例課長会等でも意見交換やあるいは全職員に地方創生に向けた政策提案を求め、職員からも多くの政策提案を受けているところで、現在それを総合戦略に向けた策定の精査に入っているところです。

こうした動きを踏まえ、できるだけ早い時期に総合戦略としての取りまとめを行い、地方創生に向けた総合戦略を進めるということでおります。また、28年度の当初予算にも一部とは思いますが、総合戦略全体の策定がまだ終わっておりませんので、一部の計上並びにご承知のように国の全体像がまだつかめない、28年度予算が12月の下旬に決定を見られると思いますので、そうした流れ、動向を見ながら本町としての地方創生の計画の取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

9月28日、永良部ユリ生産販売組合の総会が開催されたところです。

27年度のユリ球根関係の取引が終了したのを機に、28日に総会が開催され、26年度の決算並びに27年度の予算が審議されたわけです。

今期のユリ球根の販売実績の状況は、指定商社の方で1万752ケース、いわゆる準組合の部分が2,618ケースで、合計1万3,370ケースとなっています。これは昨年の96%の量となっています。

金額については指定商社分が9,293万2,000円余となって、準組合の分の2,442万9,000円余を含めると、トータル1億1,736万1,000円となっているところです。金額については昨年対比で97.3%です。

球根のサイズ別の状況を見ますと、多いのがM球で37.4%、これはおおむね昨年並みの数量で、Sが28.9%、これは昨年より若干量がふえております。L球が21.7%で昨年より大幅に下回っているような生育状況となっています。

こうした取引が終わりまして、9月1日に代金の精算が完了したのを機に総会が開催されたわけです。来年度の計画については、全体で1万2,780ケースで今期の97%を見込み、取引の関係等についてはまた今後指定商社との協議を進めながら、来期の取引がスムーズに進められるよう取り組んでまいりたいと思っております。

10月6日、2015鹿児島の新特産品コンクールがあったわけですが、これは鹿児島県の特産品協会などが主催するコンクールで毎年開催され、本年度、本町から桑茶の製品を出品いたしましたところであります。

コンクールには、食品部門に112企業から117点、工芸・生活用品部門関係で51企業から59点の出品があり、本町は食品部門に出品いたしましたが、残念ながら入賞することはできませんでした。会場をずっと見ても大手の県内の企業が開発製品化したものが非常に多くて、やはり資金力というか、あるいは研究の能力、開発能力との違いをまざまざと見せつけられて、この状態でちょっと太刀打ちできないかなという思いはしましたけれども、しかし本町の特産品として現在いろいろ販路拡大に向けても取り組んでおりますので、今後こうした機会を捉えながら、製品の開発のバリエーションをつけて販路拡大に努めてまいりたいというふうに思いますし、今月の中旬ごろに新しい製品を独自に正名の加工場で製品化して販売をいたしたいというふうに計画をしているところです。

10月7日、それから10月28日、10月30日、11月1日、陸上自衛隊関係の演習です。10月20日から11月16日までの期間に先発調査隊や演習終了後の残務整理までの業務を含め、期間中に約330名の自衛隊員が大山総合グラウンドを中心に野営し演習を行ってきたところであります。

今回の演習は、鹿児島県内の離島や九州各地で展開する演習で鎮西27というキーワードで実施されたところです。主力部隊は北海道の美唄基地や美幌基地、千葉県の松戸基地を中心とした隊員が集結し、陸上自衛隊での演習は今回で3回目となっております。今回初めて戦車などが搬入されてかなりの大がかりな演習だったと思いますが、期間中、自衛隊の皆さんのお計らいで地元の皆さんに車両機材を展示公開するというので、多くの皆さん、特に子供たちも非常に興味津々と会場でいろいろ隊員の皆さんの説明を受けていて、非常によかったのかなというふうに思っているところであります。

特に今回、演習で関係者の皆さんに強く要請したところであり、また自衛隊協力会並びに隊友会の皆さんのご協力もいただきまして演習にかかわる全ての経費というんですか、機材の調達も地元でしていただきたいというふうに強く要請したところ、結果、いろいろ話を聞きますと、自衛隊の皆さんは演習期間中3食とも地元から弁当を調達するというのであり、また、車両等の燃料等も地元で調達しているということで、商店街の皆さんもいろいろ話を聞きましたら、非常に地元への経済的な波及効果が大きいものがあつたというふうに聞いておりますし、また飲食関係のお店にもかなり多くの皆さんが利用されたということも聞いております。

それを考えますと、今回の演習は特に数千万の経済効果があつたのかなというふうに思っているところで、来年のことはまだ何とも言えないんですけども、私も毎年そうした演習があればまた協力していきたいということを申し上げていると

ころであります。

11月4日、市町村の下水道事業を考える首長懇談会が日本下水道協会の主催で開催されて、希望いたしましたところ全国から26市町村から選ばれて参加したところです。この懇談会はことしで9回目を数え、各市町村から下水道事業が抱える多くの課題等を持ち寄り、その解決策を見出すことを目的に開催されているということでもあります。

私のほうからは、台風時の長時間の停電による上水道や下水道の処理施設の稼働に大きな支障が生じていると、また同時に多額の経費も要していますので、何らかの財政支援対策がないのかと。それから2つ目に、各施設、上下水とも含めてかなりの年数が経過しているため、各施設の老朽化も著しい状態になりますので、そうしたストックマネジメントに対する長寿命化対策への支援をお願いしたいということで提起をいたしましたところでもあります。

このことに対する明確な回答は得られませんでした。本町にはこうした問題、課題があるということを知らしめる機会ができたのかなと思って非常に意義ある懇談会で、また今後ともそうした機会を通じて本町の現状、下水道事業の状況等を訴えてまいりたいというふうに思っています。

11月16日、両町の糖業振興会合同役員会が開催されたわけですが。これは先ほどのキビの関連もありますが、例年この時期に南栄糖業の操業開始の協議をする会議でございますが、先ほどありましたように、その段階で南栄糖業から示されたのが12月4日操業開始で明けての5月5日までの操業期間という、ごめんなさい、4月です。その期間中2回ほど洗缶休業がありまして、年内の操業は22日で終了しますが、年明けは1月6日から操業し、2月6、7、8の3日間と3月13、14の2日間、2回の洗缶作業で操業が中断することになって、その期間中に春植え、株出しの推進を図るということとしております。

今期のキビ収穫については、天候等に恵まれ、現段階の見込みが8万5,958トンとなり、早い時期に年内操業が実現したことであります。洗缶のまた春植えと株出しの推進についてはまたこれからサトウキビ生産対策本部等を中心に取り組んでまいるということであります。後ほどまた関連も申し上げますが、そのような状況でございます。

それから10月24日並びに11月30日、知名で予定しております認定こども園の関係であります。これは以前からもご報告している部分はありますが、当初計画では27年度に建設まで行い、28年度当初から開園予定で計画を進めてきたところではありますが、用地関係でいろいろ法的な規制が入りまして、まず農地転用の

問題、それから開発許可の問題、それから一番大きかったのが農振の除外の関係で、かなり大きな作業が入りまして、ずっと今日まで来たところではありますが、農地転用が10月26日、農振除外が11月6日、開発行為許可が11月20日に、それぞれ県の関係機関の認可を受けましたので、最終的に全ての手続が完了しましたので、随時これから工事に着手してまいりたいという計画で今議会の追加議案として造成関係の工事請負計画関係を提案いたしますので、よろしく願いたいと思いますし、今回の誘致関係については後ほどの一般質問もごございますので、その際に詳細にわたってのご質問があればお答えしてまいりたいというふうに思います。

昨日12月7日、開発組合の理事会がありまして、ちょっとお手元の報告には掲載漏れでしたが、追加していただきたいと思います。12月7日、沖永良部農業開発組合理事会で幾つか協議の結果をご報告しておきたいと思います。

まず、今期サトウキビの生産が先ほど申し上げたようにおおむね8万6,000トン見込まれますので、例年以上に余剰バガスが出るものだというふうに予想されます。したがって、その余剰バガスの開発組合としての販売計画をどうするかということで理事会で協議をし、決定したのが3点ほどございます。

まず、バガスの出荷販売については例年操業を全て終了した後に農家、あるいはバガスに関係するキクラゲ生産者の皆さんに引き渡しをしていったところですが、量も多いわけですので、南栄のバガスのヤードが非常に野積みになるので困るので、できたら期間中に部分的に一部供給をしたいということの意向がありましたので、理事会でそのことを了承し、主に洗缶の際に、洗缶が先ほど申し上げたように2回あるわけですが、洗缶の際に一部それまでヤードにたまったバガスを供給するということであります。

以前から理事会でも非常に議論してきたところですが、配分については畜産農家等々農家に全体の3分の2、それからキクラゲ関係に3分の1を販売するというところで理事会の決定をしているところであります。

なお、3点目として販売価格についてはこれまでトン当たり2,500円で販売してきたところですが、今期については、やはりバガスについては生産農家に返してその効果を生むべきじゃないかということの意見も出まして、農家への販売はトン2,500円、キクラゲ関係の販売についてはトン当たり3,000円ということで、二本立てでいくことに決定をいたしました。

それから、以前議会でも、6月議会、9月議会でしたか、植えつけ部隊のいろいろ皆さんから意見要望があって協議した結果、昨日の理事会でキビの植えつけ部隊を創設するというので、早速今期から、今期の春へ明けて2月あたりから開発組

合直営の植えつけ部隊を発足させるということで、とりあえず植えつけ機1台でやるということで、植えつけが1時間当たり1条植えて6,000円、大体10アール当たり2時間程度の時間のようですが、平均的に、そうした形で取り組み、春植えを中心に今期についてはやって、2月の春植えの状況を見て、いろいろ段取りの苗の都合もございますので、その様子を見て夏植えまで拡大するかどうかについては今後検討して、とりあえず春植えについてやるということでありませう。

それは要望によって全て苗から植えつけからセットするのと、植えつけのみということもありますが、基本的には大山の調苗所からスタートしますので、そこで苗を積み込んでそれぞれの圃場に行きますので、できたら調苗も込みでというようなことを担当は言われておりました。そのように、高齢化あるいは作業の効率化、さらにはやっぱり適期植えつけが一番大きな課題ですので、反収を上げるためにはそうした適期に植えられる体制を開発組合としても支援したいということで、植えつけ部隊を発足させましたので、報告しておきます。

以上です。

○議長（今井吉男君）

これで町長の行政報告を終わりました。

次に、教育長の報告を求めます。

○教育長（豊島実文君）

おはようございます。

閉会中の教育行政報告をさせていただきます。

なお、お手元の資料に基づいて主なものについてご説明申し上げます。

9月12日土曜日です。各学校において土曜授業が滞りなく行われました。

9月22日火曜日です。あしびの郷において知名中学校吹奏楽部の定期演奏会が行われ、保護者など200名余りの観客が演奏を楽しんでいました。

次、10月10日土曜日です。各学校において土曜授業が滞りなく行われました。

次、10月16日金曜日です。大山総合グラウンドにおいて、スポーツ日和に恵まれた中で、町内の小学校5、6年生が元気いっぱいに参加し、第50回知名町小学校陸上記録会が行われました。今回は期待された新記録は残念ながら出ませんでした。

次、10月24日土曜日です。あしびの郷において教友会による草刈りや除草などのボランティア活動が行われました。

次、10月28日木曜日です。住吉幼稚園において平成27年度両町保育研修会が、両町より約40名の先生方が参加して行われ、住吉幼稚園が「人とかかわる楽

しさを味わう保育」の研究テーマのもとに公開保育を行い、その後、研究協議が行われました。

次、11月9日月曜日です。和泊中学校において平成27年度第6回沖永良部中学校弁論・英語暗唱大会が行われ、各中学校とも弁論の部に2名、英語暗唱の部に2名、計16名が出場し最優秀賞1名、優秀賞3名、優良賞3名について審査が行われましたが、その結果、弁論の部では最優秀賞に城が丘中学校3年永野朱里、優秀賞に知名中学校2年宗岡裕大、田皆中学校3年久保愛梨菜、城が丘中学校2年熊野大誠が受賞しました。

英語暗唱の部では、最優秀賞に和泊中学校3年山下美貴子、優秀賞に知名中学校3年甲斐民和都、知名中学校3年平山凌大、城が丘中学校2年永野光希が受賞しました。

なお、12月15日に徳之島で行われる地区大会には本町からは、弁論の部に知名中学校の宗岡裕大、英語暗唱の部には知名中学校の甲斐民和都が出場することになりました。

11月10日火曜日です。知名中学校において文部科学省による体育館外部トイレの会計実地検査が行われました。検査の結果、指摘事項もなく無事に終了しました。

次、11月27日金曜日です。田皆小学校において平成27年度地域が育む「かごしまの教育」県民週間表彰式が行われました。この表彰式は、田皆小学校が、地域が育む「かごしまの教育」県民週間のポスター原画の部で学校賞に輝いたのと、1年生石原旦陽、2年生新納綾奈の2人がポスター原画の部で県特選に入賞したことに伴い、県教育委員会から2名来校され、学習発表会の中で行われました。

次、12月3日木曜日です。4日までの2日間、平成27年度第2回知名町教育委員会学校訪問を行いました。今回の学校訪問は、施設設備状況や学校予算の執行状況の把握などのために行われましたが、学校予算はどの学校もおおむね適切に執行されていました。

次、12月7日月曜日です。あしびの郷において平成27年度第2回小、中、高連絡会が島内の各学校の校長や生徒指導主任、そして沖永良部警察署の方が出席して行われ、その中で、沖永良部警察署から、平成27年11月末現在の沖永良部警察署管内における少年非行の情勢についての情報提供がありましたが、それによりますと犯罪少年や触法少年はゼロ件で、不良行為少年は9件で、前年度比マイナス14件ということでした。不良行為少年の内訳は、深夜徘徊4件、喫煙4件、怠学1件で、喫煙は本島の中学生、小学生ではなく、また、深夜徘徊の4件のうち、

2件は中学生によるものですが、理由は夜釣りで遅くなったとのことでした。

以上で報告を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで教育長の行政報告は終わりました。

以上で行政報告を終わります。

△日程第5 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第5、一般質問を行います。

通告に従って順次発言を許可します。東善一郎君。

○9番（東 善一郎君）

おはようございます。通告順1番、東善一郎でございます。

もうかれこれ、この議会に登壇して24年目になっております。そのたびに何か一つでも町民のために、福祉向上のためにお役に立てればということで、ない知恵を絞ってここに立たせていただいております。

質問させていただきます。

まず、道路改修関係と土地利用の問題について少しお伺いします。

背景に道路環境の保持というものは地域経済へ良好な影響を及ぼすことをあわせまして、通学児童や老人等の住民の安全を確保する観点からも重要でございます。

まず1番目に、知名古里線全線両側の側溝ですが、ふたつきで設計施行されております。このふたの様子というものは、40センチの幅で12センチの厚みがあって5センチの受けがあるふたをつけなければいけません。これがどうしてないんでしょうか。

2番、ホーシ橋展望台から余多へ入るホーシ橋横の散策道路、これは2級河川の余多川の道路であります。県の工事であろうと思われま。ここに立派なれんがぶきの散策道路がございますけれども、そのすき間から雑草が生えてみじめな姿になっております。管理は知名町がするべきだと思っております。知恵を出して処置をしたらどうでしょうか。

3番です。古里線は道路維持班の皆さんが両脇を伐採してございます。立派にできておりますが、途中、途中、できていない場所もあります。よく見ると他人の畑の中からカヤやススキが生え下がったり、あるいは側溝から草が生えたりして、その地主本人に断りをしなければどうも話が進まなかったのだらうと思っております。

これは地主と課長が相談して、やはり協力してもらって進めるのがよかろうかと思うのです。

4番です。古里線の瀬利覚字墓地終点あたりからウジジ浜の手前まで海岸側の区間は特区的な考えで工業、商業用地として考えられないでしょうか。法令遵守がありますが、農業委員会の考えなんかはどうなのでしょう。また、あの場所は水道や下水道の計画はございますか。また、アスファルトののせかえの話がさく議会から出ておりますが、いつごろのことでしょうか。

5番目です。南国商事の前、臨港道路入り口から農協スタンド前、通学・通園及び生活用の歩道設置は、話は出ておりますが、いつごろになるのでしょうか。

6番ですが、またその実現できるまでの間、小米からしらゆり保育所入り口のおりるまでの道路は幅員が狭くて、特に危険な箇所にはゾーン30の設置、スピード制限及びグリーンベルトの設置等はできないでしょうか。

7番です。豎山商店から白浜港への道路は産業道路的要素が高くなっております。前議会にも同僚議員が質問しておりますが、これは狭くて危険でございます。改良すべきでございます。

8番目です。小米から上城までの大山線は、米軍が改良して軍用道路として利用したものと認識しております。基地を引き継いでいる自衛隊は、道路管理に協力するぐらいは義務があると思うが、どんなものでしょうか。

質問事項、知名漁協を取り巻く環境整備についてお伺いします。

1です。知名町港湾整備促進委員会の開催を希望いたします。毎年襲ってくる台風による災害の復旧や、また港は人の集まる場所というウオーターフロント的観点からその周辺整備や将来像について広く町民の意見を聞き、検討研究する話し合いの場所を設定すべきでございます。

2番目です。知名漁港漁村再生交付金事業経緯はどうなっていますか。臨港道路、岸壁の改良、浮棧橋を含めて、また、内防波堤の改良、防風柵の設定が予定されたはずですが、いかがなっていますか。

3番目です。知名漁港の入り口、一番突堤の部分です、右の入港灯、赤です。大型船にとって180バースマイナス7.5の外灯、港内への入り口の危険灯赤、マイナス3メートル岸壁の外灯は不備でございます。鹿児島県と協議してください。

4番目です。二線用地の一部、森運送の南側、二反歩ほどございますけれども、知名町の都市計画でここは工業用地と指定され、漁業関係の施設用地にするんだという説明を受けております。どのような計画をいたしますか。

5番目です。マリパーク整備はまだまだの感がございます。東側の外灯は消え

たままでございます。雑草払いや池のせせらぎを含めた清掃について地域のボランティア団体と真剣に相談してみたいかでしょうか。ふるさと夏祭りの開催場所を計画しているようですが、ふさわしい環境にしていきたい。

6番目です。マリパークと臨港道路を結ぶ階段遊歩道は整備する必要があります。通ってみたい。

7番目です。メンドマリ公園、ホテル前公園の外灯は長期にわたってついておりません。政策上、つけていないのかどうか確認しておきます。

以上で1回目の質問を終わります。

#### ○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの東議員のご質問にお答えいたします。

まず最初の道路関係であります。

①小米古里線についてはご指摘のとおり落がい式の側溝で設計施工しております。この区間においては、ふたが布設されている箇所につきましては、民家や歩行者が通ると想定される区間や畑への乗り入れ箇所、店舗等への出入り口区間や本線と交わる道路に対して行っているところです。

また、区間の周辺は畑地帯が広がっており、大雨時に道路や側溝への土砂流出があるため、維持管理を容易に行うことや道路排水を確保するなどの観点から、ふたなしで施工している状況であります。

②ホーシ橋横の余多川に沿って散策道路の路面及びのり面の伐採は、本年8月末に約1週間かけて作業しておりますが、3カ月を経過しており既にのり面等に雑草が生い茂っている状況であります。道路維持班での除草作業の対応にも限度があり、今後、除草剤の使用もできないか検討しており、除草剤の使用の際は十分留意しながら今後検討して作業してまいりたいというふうに思っております。

③建設課の道路維持班が行っています伐採につきましては、原則町道敷きにある箇所に対して行っております。しかし、町道敷地内ではありますが、作業機器が届かない箇所や周辺の土地に影響が出ると考える箇所については伐採を行っていないのが現状であります。道路維持班の町道の維持管理作業は膨大であるため、知名町建設有志会の皆様方にボランティア作業で町道や農道の維持管理の手伝いをいただいております。それでも追いつかないのが現状であります。

ご指摘の部分については民有地になるかと思っておりますので、所有者に対応をお願いしたいというふうに考えておりますし、その都度、担当と地主のまた話し合いでそれぞれ相応の個々の対応ができるかなというふうに思っております。

④農地を農地以外の目的で使用するためには、農振法に基づく農用地からの除外

と、農地法に基づく転用申請が必要となります。ご指摘の地区については、自然災害などにより農地としての利用が困難な地区であり、農業振興地域内農用地区域の外周部に接していることから、個人からの申請により県と協議の上、その都度許可書を発行している状況であります。現在、商業施設やコンテナ置き場、整備工場としての利用が図られている状況でありますので、農業以外の用途も考慮すべき地区ではないかと考えており、先般、農業委員会にもその旨実情を説明し、当該地域を含め町全体の農振除外の今現状を検討しております。町全体の農振除外となるとかなりの期間もありますので、農業委員会にお願いしているのはとりあえず一部、今言う場所も含めて早急に農振除外をしなきゃならない、したほうが今後の土地利用の促進からしてふさわしいだろうというような部分については、個々に農振除外の作業を進めることができるのかどうか、現在県とも話し合いというか協議をしているところでもありますので、この件についてはしばらく時間がかかると思います。いずれにしても議員のおっしゃるような土地利用の状況でございますので、何らかの対策は講じるべきだというふうに認識しております。

また、瀬利覚の集団墓地からウジジまでの下水道整備については、現在、公共下水道、農業集落排水事業ともに下水道管路の新たな布設計画はございません。建物が建つ際にその都度下水の本管や取り付け管、また合併浄化槽で対応していくことになるかと思えます。知名環境センターから瀬利覚側については、公共下水道の本管が埋設されておりますので、可能な場所は本管からの取り付けを設置し対応し、そうでない部分については合併浄化槽で対応することになります。

道路の路面のアスファルト舗装については、6月議会、9月議会でもお答えしておりますが、現在の瀬利覚集団墓地から東側のニシムタまでの区間の約1キロについては来年度28年度の防災安全対策基金交付金事業において舗装工事を要望中であり、おおむね実施できるんじゃないかという感触を得ていますので、来年度にご指摘の問題は解決に向けた取り組みができるものだと思っています。

⑤ご指摘の南国商事から臨港道路入り口から農協スタンドまでの歩道設置要望については、歩行空間が狭く危険とのことは認識しております。昨年度の知名町通学路交通安全推進協議会において検討箇所として上がっており、現在は警察並びに学校で安全指導を行ってもらっております。

Tマートから農協スタンドまでの区間につきましては、昨年、知名字から町へ道路整備要望書も提出されており、昨年7月に町から県へ要望書を提出しておるところです。県へ問い合わせたところ、道路改良等の公共事業につきましては、効果的効率的な事業実施を行うために個別の地区及び箇所を対象に、その必要性、重要性、

緊急性、効率性、それから地域の熟度の評価を行った上で優先順位の決定を行うこととしており、また、人家密集地区で多額の用地補償を要する地区、箇所については、その優先度評価が非常に厳しい状況でありますし、過去にも町内にもそういった箇所が数件あるところであります。今後とも地元住民と一体となり、早期事業採択に向け継続して要望を続けてまいりたいと思っております。

また、南国商事前の臨港道路からあまみ丸付近までの区間は、平成28年度防災安全交付金事業で路肩部分のカラー舗装を行うことにより歩行区間の視覚化を行い、運転者への注意喚起、同時に通学路としての安全確保ができる対策を講じてまいりたいと思っております。

⑥ご指摘の区間は小米商店街から南国石油スタンドまでは最高速度が30キロの速度規制を受けている区間であります。ゾーン30とは、県公安委員会のほうで行っており、通学道路や生活道路が集中している区域を、歩行者等の通行を最優先とする区間に設定し、その中の最高速度を30キロに規制するとともに、その他必要な交通規制や道路改良等を行うことで交通事故防止を図ることを目的としています。

しかし、ゾーン30の区域設定や交通事故防止を図る措置対策には時間を要するため、そこに至るまでの対応としましては、先ほどもお答えしたとおり、防災安全交付金事業において路肩部分のカラー舗装を行うことで歩行者空間の視覚化を図り、歩行者の安全確保が行われるものと考えています。

今後の取り組みとしては、カラー舗装での対策を先行して行うことで事業効果を評価しながら、今後のことについてはゾーン30の設置も含めて再度検討を行いたいと思っております。

⑦豎山商店から白浜港への道路については、町道知名正名海岸線の起点から臨港道路の起点までの区間が町道となっております。6月議会で森山議員の質問でも回答いたしました。当路線についての要望書を集落から提出していただきますが、他の路線の要望書もありますので、他路線との比較検討及び事業実施可能区間かの選定を行い、今後作業を進めていくということです。

また、南国石油スタンド前の臨港道路の整備が完了しつつあり、見通しもよく車道空間も広いため、ご指摘の区間が事業実施できるまでの期間は、安全面も含め運送業者等に臨港道路のルートを使用していただくことも視野に入れ対応していきたいと思っております。しかし、いずれにしましても先ほど申し上げたように、随分長い期間を利用しますので、ではその間、安全確保がどうできるかということも大きな課題でありますので、豎山商店の角から知名向こうへの道路については先般担当のほ

うに指示し、地域の皆さんとの連携、そして地主との事前の内諾を得るような環境を検討するようというのを担当に指示してありますので、またしばらく時間をいただいて、そういった作業も進めてさせていただきたいというふうに思います。

8番、ご指摘の知名新城線ですが、現在は町道として認定されております。したがって、基本的には町が管理する責任、義務があります。同時に維持管理については町の責任でいたします。道路維持については町の許す限りの財源で今後の道路維持管理を行っていきたいというふうに思います。自衛隊の関係もありますが、私もから自衛隊側に協力を要請するのはもちろんですが、自衛隊のほうから協力関係の話がありましたら町としても大変ありがたく、今後の町との友好関係を深めていく上でもそのようなことについては今後自衛隊側と協議をしてみたいと思っております。

港湾関係です。

①ご質問の件については近年の知名町港湾整備促進委員会は、必要に応じて開催しておるところであります。今年度は、現在開催に向けて県と調整を行っているところではありますが、これまでの促進委員会で申し上げているのは、やはり知名漁港含め港湾に関係するいろんな予算の執行状況等々、状況に応じて開催しておりますので、昨年開催しておりませんので、本年度中に何とかというふうに今調整を行っているところです。今回も関係する2つの会議を予定しておりますが、まず、県主催で行われます知名漁港に関する県事業である知名漁港漁村再生交付金事業の協議会とあわせて、今ご指摘の知名町港湾整備促進委員会を、2件を重ねて開催することとしております。その後には知名町で進めます促進委員会についても年度内には開催をしたいというふうに思っているところです。

②まず初めに、臨港道路につきましては南国商事前から知名漁港に向かって下っていく道路となります。今年度は一部残っている箇所のコングリート舗装工事を予定し、これを発注すると聞いております。岸壁の改良の浮棧橋につきましては平成25年度に開催しました知名漁港漁村再生交付金事業の協議会において次回行う協議会において方針を決定するという事になっており、何らかの結論が出るものだと思います。

次に、内防波堤の改良であります、防風柵につきましては前回の協議会でさまざまな意見が出ております。その結果、意見がまとまらず現在未着手という状況であります。これらも前回の協議会において、次回に行う協議会において方針を決定するという事になっておりますので、次回の協議会で何らかの結論の方向が見出せるものかなというふうに考えております。

③知名漁港の入港灯や外灯につきましては、毎月県の担当に知名漁港の灯りや点灯の状況を報告し、対応をお願いしておりますが、県との協議も含め、現状としては次のとおりであります。

まず、漁港入り口右の入港灯については、以前故障しておりましたが、今後の台風の高波を受けて防水機能がきかなくなり、さらに塩害を受け故障するとの想定から、現在は乾電池の非常用灯での簡易な補修を行い運用をしているとのことであり、今後の対応につきましては、平成28年度に補修工事を行うとの報告を受けております。

次に、大型船突堤の外灯については、故障を気づくたびに補修を行っています。その故障の原因につきましては、白浜港の埠頭に引き込み開閉基盤がありますが、台風などの塩害の影響を受ける場所にあるために故障している状況ではないかなど考えられます。その引き込み開閉基盤は、当初はタイマー式でありましたが、故障しているため現在は光センサーで起動する自動点滅器を設置しております。しかし、こちらも故障を繰り返している状況であり、今後再度自動点滅器の補修を行ってまいります。引き込み開閉基盤の場所の移設も検討したいと考えていると返事をいただいております。

次に、港内入り口の危険灯については、台風や塩害で危険灯の支柱全体が傷んでおりますので、見積もりをとり検討したいとのことです。臨時の対応としては、簡易的に非常用灯として行うとの返事です。

次に、マイナス3メートル岸壁の外灯については、東側2カ所はついていますが、残りの2カ所がついていない状況です。近いうちに入港灯や外灯の電気施設の点検を実施し、対応可能な部分については補修を行うという返事をいただいております。

④ご指摘の箇所は知名町都市計画用途地域において工業地域と指定されております。工業地域は、ホテル、旅館、学校、病院などは建てられない用途になっており、その他はおおむね建てられる用途であります。また、知名漁港における利用計画においては、漁港厚生施設の位置づけとしています。

県としましては、平成27年度県単の漁港整備事業で舗装計画を要望しているということですが、現段階で予算配分がされていない状況で、今後、県の対応を待つということと同時に、また、そのことについては私どもからも要望してまいりたいというふうに思いますし、今申し上げた漁港厚生施設の位置づけでありますので、その関連の工事については、まずは今申し上げた舗装関係の流れを見ながら検討していくと同時に、今策定中の漁村浜プランで今言う厚生施設等々含めた関連の施設ができるかどうかについてはまた現在検討しておりますが、まだ時間がかか

りそうですので、ご理解いただきたいというふうに思います。

⑤と⑥は関連しますので、一括してお答えいたします。

現在、公園の清掃はシルバー人材センターに委託し、年数回清掃と伐採作業を行っています。マリパーク白浜と臨港道路を結ぶ階段遊歩道については、28年度から追加で清掃依頼を行う予定であります。

また、現在、知名字の水曜会のグループがありますが、その水曜会の皆さんが地域ボランティアとして自主的に年2回ほど清掃を行っておりますので、今後、継続的にこうした地域ボランティアが活動できるように、私どもとしてまたご相談をいたしたいというふうに思っていますし、そういったことを踏まえて適切な公園の維持管理に努めたいと考えております。

⑦ですが、何らかの理由で漏電防止の安全装置が働き、停電状態であるため、現在は点検・修理を行い復旧しています。今後も適切な設備管理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○9番（東 善一郎君）

今、町長は古里線については必要な箇所には側溝をつけてと、必要な箇所でない場所は掃除の仕方だとか整備の仕方に必要なので側溝はつけていないと。これは課長の答弁書どおり読んでしまいました。であつたら、設計施工を、ふたをつけるような設計施工する必要はないんですよ。そっちのほうが多いんですよ。ですから、当時は昭和50年前後だろうと思われまふけれども、そのころから工事をした人たちにも聞けば、役場が予算をつくらぬからできなかつたんだと、こういう返事もらっています。ですから、やはり、おいおいそこはそういう回答じゃなくて、やる予定だとでも言っておかないと納得がいかぬですよ。

#### ○建設課長（高風勝一郎君）

まず議員がおっしゃっている側溝の件ですが、大きく側溝の考え方ですけれども、今おっしゃっている指摘があります側溝の部分は落ちぶた式の側溝となっております。落ちぶた式の側溝というのは、道路の路面とふたをかぶせると同じ高さになるようになっております。それからもう一つは、かぶせ式のふたとなっております。いわゆる3面張りの水路だけの形で、あと必要に応じて上にコンクリートふたを含めて乗っけるというふうな形であります。その落ちぶた式の側溝に関しては、基本的には市街地等もごらんになっておわかりかと思ひまふけれども、基本的には民家を通る道路、あといろいろな施設、建物等がある場合はその箇所に落ちぶた式のふたをかぶせて通行可能にするというふうと考えております。ふたがない部分は道路の

維持管理等も含めて清掃等がしやすいようにという意味合いで必要な箇所にはふたを設置してそれ以外の箇所は設置しないというふうな考え方で現在行っております。

○9番（東 善一郎君）

それは言い逃れですよ。設計施工が、ふたつきで設計して、そしてその施工がちゃんとできているんですよ。ではなぜ、必要などころだけふたつきで施工してやればいいことであって、全線全部ふたをつけるように設計してやっておりますよ。だから、それはもっと上手な回答をしていただきたいですね。例えば、瀬利覚の墓地敷地ですよ、Aコープから入ってきて墓の始まりから終わりまで両サイドにふたつけてあるじゃないですか。それでそこには歩道までつけてあるじゃないですか、2メートルの。何のためにこれをおこなっているんですか。お盆ごとの駐車場のためですか。世間の人にはうがった見方をすればそう見えますよ。

それから、あの路線で耕耘機あるいはトラクター、軽の小さい車、こういう車が脱輪事故をしているのを役場の百何十名の皆さんが見ていないはずはない。それはふたがないからです。それと運転未熟かもわかりませんが、小さい車や農耕用の車は、隅を通るんですよ、スピードが遅いから。隅を通るとあの白線がないところもいっぱいあるじゃないですか、今。そして、側溝からは草が生えているから道路と間隔が間違っただけで脱輪している状況ですよ。そういう事故を見て皆さんはやはり何か対処を考えないかと思いませんか。素直にそういうことになっていきますねと、おいおい努力しましょうという回答にしないと、議員としては納得できません。側溝で設計して、あの何キロありますか、側溝で設計して側溝のふたかぶせたのはその一部でしょう。設計は全部側溝をかぶせるように設計して施工までされているんですから。それはもとに戻したほうがずっと力強いですよ、側溝は。ふたがないほうが掃除がしやすいと言うけれども、ふたがあったほうがちゃんと掃除できるようにつくってあるんです。ふたをとって掃除をするようにつくっている。ふたがないほうが、そこに泥もごみもたまるわけですから。それは全く私などの考えは逆です。いいです。

展望台、ホーシ橋ですけれども、町長、これは私、ここにホーシ橋を前面に出しましたけれども、その上は地下ダムなんですよ。平議員がしょっちゅう言っている、地下ダムが完成したときにあそこにモニュメントを、記念的な何か館やそういうものを平さんがしょっちゅう町長に要望している雰囲気伺っていますけれども、もちろんこれは県の仕事だろうけれども、何か町長は提案とかそういう考えをお持ちですか。

○町長（平安正盛君）

ご指摘の場所については、これは今のご質問の遊歩道にも関連するんですけども、それ以前の話ですけども、余多川の右岸については県の要請もあってとりあえず町有地として確保して、そこに遊歩道を通すという話がずっとその当時は毎年100平米、そこらずっと買収して行って、その以前には歩道敷きをした左岸のほうの遊歩道がありますよね、あの関連として一帯の右岸、左岸を整備するということが計画があったんですけども、財政上のこともあって、買収についてもストップしているんですが、ただ左岸のほうに遊歩道があるので、当初はそこにダムとの関係の関連ができればいいのかなというふうに思っていたんですけども、その後、いろいろな状況で、あの付近のダム地区の堤高がかなり深いというような設計上の問題等もあって、そこは記念施設としてのウォーターフロントとしての施設は非常に難しいのかなというふうに思って、このことについては沖永良部事務所についてもそういうような意見ですので、そのほかについてはまた別途いろいろ手当をしていくところです。

### ○9番（東 善一郎君）

町長としては地下ダムの完成の暁には何かの形でそういうモニュメント的なものは心ではお考えであるという理解でいいですか。

それから、直接関係ありませんけれども、なぜかという、まず余多の一番上に天竜橋がございますよね、県道の。それからおりてくると余多のふれあい公園、水車、田んぼ、おりてきたあたりのどこかへ、町長が今お考えであるモニュメントがもしあるとすればモニュメント、それから下田橋に入って、下田橋から五、六百メートルおりてくるとホーシ橋になってホーシ橋展望台と。その周りは町長今ご存じのようだったんですけども、町で買い求めた財産もあるんですよ。駐車場として買ったんだと思われる。だから、当時はその辺の人たちは、課長さんたちやそこに携わった人たちはここを余多川の下流の公園構想的な考えがあったんだろうと思われま。これが今生きてくるんじゃないかなと思うわけです。あの辺をきれいにすると、駐車場を整備してやると生きてくるのかなと。そうすると、やはり昔何十年も前に一生懸命やった課長さんたちの苦勞が、芽が見えてくるんじゃないかということで、温故知新という言葉がはっきり意味はわかりませんが、古いものを温め直して、そして新しい地下ダムとリンクさせて、そのあたりを子供たちの勉強の場にできるような場所ができるんじゃないかなと思ったから提言をしてみました。

3番です。

古里線は道路維持班の皆さんが本当にどこを見ても彼ら一生懸命やっております。

しかし、できていない場所は地主がやらないかんような場所なんです。地主のところから生えてきたり、側溝の中から生えてきているから、どうしても手の施しようがなくてやれないんです。それで、地主が関係するような場所は、例えば今、サトウキビ畑から赤土が完璧に側溝を超えて道路にまで流れている場所が2カ所ありますよね。ほかにも上から垂れ下がったような場所が何カ所もあるんです。そこは私が課長に言うのは、課長は新しい課長ですから、名刺を持っておうちに帰ってその地主たちを見つけて、夜行って、こうしてここを町できれいにしますから、つき合いを協力してくださいねと、それが今のあなたの仕事ですよ。そこが将来のあなたをつくるんです。いいじゃないですか。楽ですよ、あの下平川方面。あなたが全部一人ずつみんな顔を売っていけばいいわけですよ。そこをやるかやれないかが課長の仕事です。そういうことを考えていますよ。

そして、現業の皆さんがどんどん進められるように、彼らにそれをさせて、そして今度は町でやりますけれども、次は地主の皆さん、お願いねと、これが課長の仕事です。心をつながないとできないよ。

4番です。

これは特区的考えというものは町長は大分お持ちのようです。農業委員会も町長の意向を聞き、大体いただいているような関係。ただ、いずれ気になったのは、ニシムタをつくる段階で長くかかって、彼から苦情を何回も受けたことがあります。なかなか農地法というのがあって前に進められないということでもあります。だから、今後はあそこに下水道もはわせて、水道もはわせて、これは素人的考えですけれども、そしてアスファルトの乗せかえをして、いらっしやいというような態度を知名町はつくるべきだと思います。

そして、今、農集排でしか対応できないというお話ですけれども、都市計画法というのは5年ごとに見直しはあったんじゃないかなと思うんです。それは一番、建設課長がご存じだと思いますけれども、もしそれがあった場合にはあそこにも計画の下水道をはわせて、公共下水道をはわせて、そしてやっぱり町に似合うような環境というのをつくってあげなければいかんと思います。農集排ではどうもそぐわない、似合わないですね。やっぱり商業地をつくるためには。都市計画を押し込むことを考えなければいかんと思います。

前回、水道課長は計画していますという答えを6月議会でいただいたんですが、あなたやらないでやめるつもり。

○水道課長（伊藤末隆君）

申しわけございません。答弁書のほうに後から追加してありまして町長のほうに

届いておりませんでしたので、私のほうから回答いたします。

水道については建設課のアスファルト舗装にあわせてヨコハマタイヤ知名店から環境センターまでの区間、布設工事を計画しております。

○9番（東 善一郎君）

やると言ったの。

○水道課長（伊藤末隆君）

計画をしております。建設課のアスファルト舗装工事がいつになるかちょっとわかりませんので、それにあわせてやっていきたいと思っています。

○9番（東 善一郎君）

ぜひやってください。

町長、こんな町がありましたよ。農地法は農地の所有権を移転させたり貸借権を設定したりする場合に農業委員会の許可を受けなければならないと定めていると、これは当たり前のことです。企業参入のケースなどに限って、町長が許可基準を担っていた町があるんです。ところが来年4月から全ての許可事務に町長が権限を有すると、こういうことに変えていくということです。町長に権限を集中させることで許可事務を迅速にし、農地の流動化を加速させる狙いだと、これは一部ではございますよね。ですから、農業委員会が法令遵守するのは当然のことですけれども、法令は守らなきゃいかんですけれども、やはり事ここに関しては、町長の権限をうまく利用して、多分課長はそういう考えだろうと思われそうですよ。しかし、一般の農業委員というのはいくらもいますから、やっぱり引っ張りたくもなるでしょうし、そういうときにやはり町長の権限というものを使ってうまく動くような、そういう市町村もあるということです。

5番です。

南国商事から臨港道路入り口から農協スタンド前、通学通園及び生活用の歩道設置はいつごろですか。これは屋子母と知名白浜団地の子供たちが40名ほどいますけれども、この人らの通学路であったり町の皆さんの通路であるわけですが、狭いといえば狭い。スピードは40キロになっていますけれども、その辺も学童が通るときに限定するかというような形をもってやっぱりゾーン30の設定というものも必要でしょうし、それから今言う歩道設置、これが優先順位がどうかは別にして、知名字から既にいろんな形で陳情や承諾書も上がっているはずですから、どう考えてもどこの字と比べてみても、やっぱりそこが一番先じゃないのかなとしたりしています。以前、10年前はそこをやるうとして頓挫した経緯もございますので、やはり考えていただきたいと思っております。

それから、小米からこの間が実現するまでの間、小米からしらゆり保育園までの道路はスピード制限をするべきだろうと思いますし、また、カラー舗装、これをやらなきゃいけないなと思ったりしております。この区間で原田スタンドから南国までの間、この間で十数年前に死亡事故が2人出て、自衛隊の佐藤さんという方の娘さんだったです。それから東前光さんの奥さん、キクさん、この2人が相次いで、何百メートルかの間で死亡事故が2つあって、ほかにも重傷重大事故があって、そうしてそこは田舎の言葉で言えば厄払いをせないかんだらうということで、町民挙げて警察も県もあわせてそこの神社に行っておはらいをしたりして、そこの歩道を歩いたりして祈願をして、やった例がありますよね。

それから後、二千何日も無事故が続いたわけですがけれども、それを信用するわけじゃないんですけども、そういうこともあった場所が今また、災害は忘れたころにやってくると言いますけれども、そういう様相を帯びたような感じに今幅員が、そう考えられるような場所になってきておりますので、やはりあの区間だけでも、あそこはゾーン30にはなっております。しかし、カラー舗装、例えば和泊の大坪から港崎畳屋過ぎて福嶺建材過ぎて町田のあたりまで、こっちからいくと左側のゾーンにグリーンベルトが走っていますよね、あの形をつくるべきだと思いますが、先ほどの計画ではそのように聞こえたんですが、どうですか。

#### ○町長（平安正盛君）

先ほどのお答えで申し上げたのは、南国商事さんからTマートまで、あの区間については来年度の防災安全交付金事業で路肩部分を今ご指摘のような形でカラー舗装するというので、その手前についてはまた改めて、そうしたことを踏まえ、その効果を見ながら考えていきたいと。いずれにしましても道路交通法上は30キロの規制を受けている区間ですので、カラー舗装するしないのとは別に、またそういったドライバーやあるいは歩行者への安全のマナーの徹底を図ることもまた必要なかなと思いますが、いずれにしましてもご指摘の件については早期にできるような検討をしていきたいというふうに思っています。

#### ○9番（東 善一郎君）

あの場所は個人的な名前を出してまずいですがけれども、池田魚屋店の前あたり、あの近辺はどうしても少し手を加えてあげないと危険な場所を感じられて仕方ありません。

8番です。

小米の港に昭和25年、舟艇が入ってきて、そこにブルドーザーと十輪車が乗ってきたんですね。それから大山の通信基地をつくるためにまっすぐ小米の上に通

していったんですよね。だから、瀬利覚字なんかのう回路にしてあった昔の旧道なんかも突っ切ってまっすぐ通して、そしてあの道路ができたと聞いてもおりますし、私たちも多少の経験はございます。そのときにやはり軍用基地としてあそこを使うから、やっぱり米軍がそうやったと思います。

引き受けたのは昭和48年なのかな、自衛隊が引き受けたんですけれども、もちろん町道だから町が維持管理はしますけれども、しかし、以前は自衛隊の皆さんもあのゴルフ場あたりまでは清掃もしておったんですよ、ボランティアだろうけれども。ただ、今は何か、逃げてはいないだろうけれども、そういう仕事までしてあげがまでしてはたまらんというような、そういう考えの人たちが多いような気がする。だから、けがはしないように気をつけてやればいいことですし、そしてまた、自衛隊は今民間を2人使ってやっていますけれども、その民間委託を少し大きくしてもらえばいいことです。人の経理のことまで言えませんが、しかし、我々から一回アクションを起こしてアタックしないといかんですよ、自衛隊に。55警戒隊に。

そして、55警戒は多分受けると思いますけれども、受け入れるような、そういう周りの応援というものを町長や私らがやるべきだと思っています。55が受けてくださるには南警隊が要るでしょう。南警隊でだめなら、南混団がお前ら頑張ってもらえよと言わすようなことが、我々が南警隊や南混団の幹部たちとつき合っているわけですから、そういうことをさせないことはないと思っています。町長がやるのがしんどければ、やっぱり課長が一度は大山にアタックして見るべき、そして受け入れるような体制というのは我々が段取りしてあげればいいことで、そういうことを考えたりしています。課長、どうでしょうか。

#### ○建設課長（高風勝一郎君）

うれしいご意見とかご指摘ありがとうございます。

先ほど町長も答弁しました中で、こちらからはどういうものかなというふうな気持ちでございましたが、今のお言葉で、また周りの皆様の力もいただきながら、一度ご挨拶に伺いたいなというふうに思っております。

#### ○9番（東 善一郎君）

ちょっと前後しますけれども、今、ナオ丸というのとユキ丸というのが港に入っていますから、あそこ課長が行って海のぐあい、入港灯のぐあいを行って見たりしてください。きょう朝聞いたら、どうにかしてくださいと言われてました。だから、あれは第4種漁港で外船が入れる港なんですよ。地図に載っている漁港です。和泊にあの船、入ってきませんよ。ヨットも入ってきませんよ。ここヨットが入って

きてもマイナス3メートルのところ盛り上がって黄色い下につかえるんですよ。決定的に県とこれ、やらないかんです。あんたや僕らができなかつたら、県議もいますし代議士もいますから、やっぱりやらさないかん。だから、栄課長に言わないかんけれども、マリパーク、あそこ、あなたらの課と誰であそこやっておるんですか。階段なんかは。

○企画振興課長（榮 照和君）

企画振興課の職員と建設課の道路維持班でやりました。

○9番（東 善一郎君）

あそこは今後、どうしてもメインになる場所だから、人間的にも予算的にもやり切られなかったのだから、きちっと予算を組んで来年に向けて、知名町の考えは今あそこに動いていますから、あの場所でふるさと夏祭りをやろうという考えを持っていますので、そこまで整備して、あのせせらぎも水が流れるようなことを昔の人が考えてやってあるのに、君の時代になってこれができないというのはおかしいですよ。あの水が流れるような方法も僕は知っていますから、聞けば教えるよ。電気もつけて。電気も僕はけさ4時に行って見たらマリパークもついてない、メンドマリもついてない、どういう設定をしてあるかわからんけれども、それは課長、相談して4時、5時で電気つけないと、港もしかりですよ。漁民というものは2時、3時に出て行くんです。夜の8時、9時に帰ってくるんですよ。そのときに電気がついてなかったら大変ですよ。だから、これは港は国の港であるし、きっちりやってもらわないかんし、それで弊害が起きたのは、この間の農協のジャガイモの運搬、これが3日もかかった、普通は2日で済むのに、電気がついてないから夜間動けないからそういうことになりました。それから、港公園の電気がついていなかったのだから、国のこの間の文化祭、あしびの郷は立派でしたよ、100点でした。しかし、この人たちが泊まったホテルの前は電気が消えている。これは課の連携がとれていないからです。だから、次はあなたがまた彼に応援して、彼がまた君に応援するような、そういう連携というものがあって港公園もあしびの郷も文化も均整のとれた知名町ができると信じますので、頑張ってください。

ありがとうございました。

○議長（今井吉男君）

これで東善一郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午前11時43分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

山崎賢治君の発言を許可します。

○6番（山崎賢治君）

皆さん、こんにちは。議席番号6番、山崎賢治が次の3項目についてお尋ねいたします。

大きな1番、T P P大筋合意について。

参加12カ国による環太平洋経済連携協定が大筋合意した。関税の撤廃によって貿易の自由化が進み、グローバル化を加速させることによって、向こう10年間でGDPが2.7兆円増加するものと試算されている。一方、海外から安価な商品や安い農産物が流入し、日本の農業に大きなダメージを与え、農薬などの規制緩和により食の安全性が脅かされるというデメリットも含んでいると伝えられている。

今回の大筋合意によって島の基幹産業であるサトウキビや畜産業に携わっている農家は、大きな不安感を抱いているものと思われる。生産農家が安心して営農していくためにはどのように取り組んでいけばいいのか、行政としての見解をお尋ねします。

あわせて次の件についてお尋ねします。

①サトウキビについては、特段の影響はないとの情報だが、調整金や補助事業などについては従来どおりとの考え方でいいのか。

②今期の夏植えにメイチュウやワタアブラムシ病や収穫用圃場などではさび病などが多く発生しているとの情報があるが、増産基金によるセーフティーネットの発動は考えていないのか。

③畜産業については、関税撤廃は回避したものの、セーフガードつきで関税を削減することになるので、牛肉については現在の38.5%の関税率を16年目から9%に引き下げることになるので、将来的には大きな不安要素をはらんでいるわけですが、どのような支援策が検討されているのかお尋ねします。

④今回の大筋合意について、政府は競争力強化策として農地集積バンクの仲介で零細農家から大規模農家へ農地を貸し出す農地集約化を促進するとしているが、知名町においてその基盤づくりはどうなっているのかお尋ねします。

大きな2番、光ファイバー整備事業について。

この整備事業は導入後7年が経過したが、知名町の情報網の現状はどうなっているのか。

あわせて次の件についてお尋ねします。

①光ファイバー網の加入状況について、目標と達成率はどうか。

②町内のPC普及率はどうか。

③奄美群島成長戦略ビジョンの基本計画の中で、平成26年から30年にかけてシマ独自のメディアを開発しようプロジェクトを政策課題に掲げているが、具体的にはどのような取り組みなのか。

④シマのメディアを開発しよう推進協議会を設置・運営し、先進地のパーソナリティーやアナウンサーの研修、見学、OJTなどを行うとあるが、具体策はあるのか。

大きな3番、住吉貝塚整備事業について。

住吉貝塚は、平成19年に国の指定を受け、既に8年が経過した。歴史教育や観光資源として地域振興に大きく寄与するものとして期待されているが、経年とともにその鮮度が薄れているのが現状である。事業化の方向性はどうかお尋ねします。

以上で最初の質問を終わります。

#### ○町長（平安正盛君）

それじゃ、ただいまの山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番ですが、10月5日のTPP大筋合意を受け、全国の生産者は今後の営農への不安を抱きつつも、その影響の実態を図りあぐねているのが現状かなというふうに思っております。ご承知のとおり、新聞、テレビ等においてもさまざまな影響分析が飛び交い、将来展望が見出せない状況にあるのではないかなと思っております。

現状において政府が示している主な方針としては、守りの対策として、1つ目がTPP合意のマイナス影響を抑制するための万全な措置、2つ目に経営安定対策の充実、そして攻めの部分の対策としては、農業の成長産業化への取り組みの充実、輸出力の強化、生産現場の体質強化、生産性や付加価値の向上などが挙げられております。

また、同時に夢と希望の持てる農政の新時代を創造するためにと題し、生産性の努力では対応できない分野の環境を整えるために、1つ目が生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し、2つ目に生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通確保の業界構造の確立などが挙げられており、今後、生産者を初め国民の意見を聞きながら具体的な内容を国のほうで詰めていくものだと思います。

今後は、こうした国の方針を着実に実現させ、その対策の活用により農家所得向上と安定化につなげるかであり、TPPによる不安払拭や農業経営の展望樹立はこれからが大きな課題だと思っております。

そこらの今の国の方針を申し上げましたが、そのことを受け、現在、国において平成27年度の補正予算案の編成作業中であり、まだその全貌が明らかでない部分がありますので、国の動向あるいはさらに27年度の現年度分の補正予算、さらには28年度の当初の国の予算等で把握しながら、私どもの町としての対応もいろいろ検討しなきゃならない部分が多々あるかと思いますが、今申し上げたように、動向を見きわめながら対応を検討していきたいというふうに思います。

具体的には、①になりますが、サトウキビに関する事項は、粗糖・精製糖については、現行の糖価調整制度を維持した上で、高糖度、これは糖度が98.5から99.3未満の高糖度ですが、その高糖度の精製用原料等に限り関税を無税とし、調整金を減額いたすというふうに思われます。

また、チョコレート菓子やココア調整品などのいわゆる加糖調製品について、品目ごとに輸入枠を設定し、輸入量増大の影響が大きい製品については枠の数量を抑えつつ、枠内税率も一定程度維持することとなっております。

このため、精製糖については現状と同じく、輸入はほとんどゼロが見込まれています。また、輸入粗糖についても国内供給量の200万トンのうち国内産糖枠は堅持され、国内産糖の生産量がふえた場合は、残りの部分を輸出国が競う形になり、国内製糖やサトウキビ生産への影響は少ないものと思われませんが、加糖調製品については輸入増が見込まれることから、精製糖の消費自体が落ち込み、精製糖の原料となる粗糖の輸入量が減ることにより、現在のサトウキビの交付金の原資となります調整金収入が減ることは予想されています。

生産農家や製糖会社への交付金の原資となる今申し上げた調整金収入が減ることからして交付金への影響が危惧されるところではありますが、国としても生産農家に影響がないよう、政府TPP施策大綱で経営安定と安定生産への備えとして、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金への対象としての方針を現段階では打ち出されておりますので、その動向を見守りたいと思います。

②ですが、増産基金、いわゆるセーフティーネット基金については、病虫害、干ばつ被害、台風被害などが発生した場合や自然災害等により生産量の減少のおそれがある場合、活用できることとなっており、具体的な要件としては、病虫害防除所から予察注意報、警報、特殊報が発令され、1カ月の降水量が平年に比べ1割未満、また台風による被害率が10%以上、また自然災害等により単収が平年に比べ

10%以上減収が見込まれる場合などと規定されているようであります。

現在、島内の一部地域でメイチュウやワタアブラムシ、さび病の発生が確認されていますが、沖永良部全体として見れば、発動要件に合致していない状況だと判断しております。

また、本年は生産量、糖度とも順調に推移しており、例年に比べ農家経営としては安定するものだと思っておりますし、このことについては、さきの行政報告で申し上げたとおりです。

このセーフティーネット基金については、おおむね島ごとの予算枠の配分があり、必要不可欠な大きい災害や島全体のサトウキビ増産安定につながるような大きな視点で取り組むことも必要かと思われまます。いずれにいたしましても、サトウキビ生産対策本部を中心とした各支部長の皆さんの協議によるところかと思われまます。

③畜産業は子牛を生産し、肥育農家へ供給する子牛生産地帯であります。子牛を高価格で販売できている環境には肥育農家の経営安定が最も重要だと思ひます。現在、その肥育経営を安定させる手段として、肉用牛肥育経営安定特別対策事業の法制化と補填割合の引き上げが検討されております。いわゆるマルキン制度であります。

その目的は、肥育経営におけるものと畜費、飼料資材費、家族労働費等、生産コストが粗収益を上回った場合に交付されています。つまり肥育経営の家族労働費も含めた赤字部分を補填し、経営の安定を図る仕組みであります。現在もこの制度は活用されておりますが、さらに法制化により今後も揺るぎない制度とするとともに、補填率を8割から9割への引き上げにより、国内畜産業の安定をさらに図ろうとするものであります。その制度が確立しますと、おのずと子牛生産地帯へも波及し、繁殖経営の安定にもつながるものだと考えています。

また、子牛生産地帯への直接的施策としての肉用牛補償基準価格を現在の経営に実情に即したものとして見直すこととなっております。実際の価格は現時点では触れられておりませんが、見直すとすれば現行より上昇することが予想され、いかなる状況においても畜産経営が盤石な制度に基づく安定した経営ができる体制になることが期待をされています。

いずれにいたしましても、TPPに関しては今後もその影響分析を注視し、関係機関と連携を密にしながら、国、県との情報交換を図り、生産者の要望実現につなげてまいりたいと思っております。

④です。農林水産業・地域活力創造プランの1項目に、農地中間管理機構の活用による担い手への農地の集積・集約化の目標が掲げられています。目標達成のため

に各県に農地中間管理機構が設立され、農地の賃貸借が推進されています。本町においても、平成26年度実績で2.9ヘクタールの農地が今言う農地機構に貸し出され、機構から担い手に貸し付けされています。機構からの貸し付けについては、人・農地プランに位置づけられた中心経営体が条件となっています。

農地中間管理事業の推進に関する法律の中に、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、農業の将来のあり方及び農地中間管理事業の利用などについて協議の場を設けとありますので、農地の集積・集約化の成果を上げていくために、地域における農業者の徹底した話し合いを積み重ねていくことが必要不可欠であると考えております。

大きな2番です。

①九州総合通信局に提出いたしました目標件数は、平成23年6月からフレッツ光ネクストサービスが開始され、導入から5年後の平成28年5月時点で1,200件の契約件数を目指しております。本年10月時点での契約件数は1,091件で、率にしまして90.1%の達成率であります。

なお、NTT西日本と取り決めた目標は、平成25年3月に目標の1,085件を既に達成しております。

②一世帯にどれだけのパソコンを持っているかなどの全戸調査をしなければ正確な数字をつかむことができないため、現在把握しておりません。ただ光ファイバー利用者から憶測すると34.9%、これはことし11月の時点で光ファイバーの加入者が3,130世帯中1,091件でありますので、それから大体推測して先ほど申し上げた34.9%だろうというふうに推測しております。

③と④は関連しますので一括してお答えいたします。

本事業については、奄美群島成長戦略ビジョン策定時において、観光分野におけるメディア制作の情報発信促進のために事業提案したものであります。しかしながら、奄美群島成長戦略交付金において、観光分野のソフト事業については、奄美群島全体で実施する事業についてのみの採択が強く、本事業を交付金として市町村ごとの活用は厳しい状況にあります。

よって、現段階では事業計画の見直しにより具体的な実施計画はありませんが、本事業の必要性、具体策については、今後の検討課題といたしております。

大きな3番については、教育委員会の所管事項ですので、教育長をもって答弁いたします。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

大きな3番についてお答えいたします。

住吉貝塚整備事業については、平成22年度から平成24年度にかけて3回ほど、住吉貝塚整備事業検討委員会を開催して協議を重ねてまいりました。また、復元整備の参考のために、奄美大島の宇宿貝塚、沖縄県うるま市の仲原遺跡を視察し、町文化財保護審議会とも協議を進めております。

そして、平成25年度から実施しました町内埋蔵文化財活用事業につきましても、昨年度、今年度と継続して事業を実施しており、各学校や公民館、短期講座とも連携し、展示会、考古学講座、学校巡回展を実施し、町内の埋蔵文化財に興味を持っていただくよう努力しているところであります。

また、島外への広報活動としては、上野原縄文の森への史料提供や今年度、瀬戸内地方で行われました国民文化祭事業「仮面の祭典」へ上平川大蛇踊りの仮面を貸し出すなど、知名町の文化財への認知度、知名度の向上を図ってきました。

今後の整備事業につきましては、現在進めている屋者琉球式墳墓、アーニマガヤトウル墓、新城花窪ニヤート墓の史跡調査や来年から実施する屋子母セージマ古墳跡の調査などを済ませた後、町予算についても勘案しながら総合的な歴史資料館の建設を検討していきたいと考えております。

以上です。

#### ○6番（山崎賢治君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

再質問に入る前に、耕地課長へ謝意を表したいと思えます。

住吉地区のコイン式給水装置のふぐあいでも地域住民が大変な不便を強いられておりましたけれども、課長の迅速な対応によって以前にも増して水量の確保ができるようになりました。地域住民も大変喜んでおります。問題意識をしっかりと受けとめられて速やかに対応、解決されたことに深く感謝を申し上げます。

それでは、順を追って進めてまいりたいと思えます。

重要5項目の中で、知名町に特に関係の深いサトウキビと畜産についてお尋ねをしたいと思えます。

まず、大きな1番についてであります。このTPPにつきましては、マスコミからの情報でしか把握できないという部分でございます。したがって、グレーゾーンが非常に多くて理解しがたいというのが気持ちであります。その中で、このサトウキビについて新聞紙上では、特段の影響はないというような情報でありますけれども、しかしながら、今回は大筋合意であって細部についてはまだ各国の批准を得て発行するまでには数年間の期間を要するというような状態だそうですが、

この細部について何らかの変化が発生する可能性も当然あるという認識でおるんですけれども、我々生産農家としては、このサトウキビについて補助事業の部分が非常に心配なんです。これについて何かＴＰＰに絡めて新しい情報が入っているのであれば教えていただけんかなど、そういうふうに思います。

○農林課長（安田末広君）

先ほど町長が答弁もいたしましたとおり、その詳細については今検討されているところだというふうに聞いております。我々といたしましても、マスコミ関係の情報が主でありまして、ただ政府ＴＰＰ対策本部の一文には、地域の営農戦略に基づく農業者が行う高性能な機械、施設の導入や改植などの高収益作物栽培体系への転換、また水田の畑地化等々のさらなる支援をしていくというふうな一文はございます。ですけれども、先ほど申し上げましたように、詳細についてはこれからの設計だと思っております。

○６番（山崎賢治君）

向こう２年間どんな変更が発生するかわかりませんから、ひとつ情報の伝達の仕方というのを対策本部を中心に、各支部がありますから各地域に、そこらあたりのネットワークを利用して生産者へ適宜情報の伝達をするようなシステムづくりをこの２年間しっかりやってもらわないと、新聞紙上でしか発表がないということですから、マスコミでしか。ところが、そういうのに疎い生産者もいるわけですから、そういう方たちへの対策も講じる必要があるのではないかと考えますので、その辺をしっかりとやっていただきたいというふうに考えますが。

○農林課長（安田末広君）

我々といたしましても、新聞紙上、それから国、県の情報をいかに分析するかでありますけれども、先ほど焦点は糖価調整法に基づく加糖調製品の調整金を徴収すると、そういったものがやはり最大の関心事であります。我々が今いただいている交付金の１万６，４２０円ですか、それはそこから出てまいりますので、今、砂糖の国内消費量は年々下がっております。それは低カロリー志向、それから砂糖の無糖とか微糖とかそういう製品が出回っている関係で、年々粗糖の輸入量というのは減って行って、加糖調製品のほうはまた、１０年前は４０万トンだったのが今は５１万トン程度に伸びております。ですから、そこに砂糖の調整法による調整金を徴収することによって我々の交付金が安定することだというふうに考えていますので、現在のところはそこが一番焦点ではないかというふうに思っています。

○６番（山崎賢治君）

わかりました。

次に、②についてであります。

今年度は台風や病害虫、自然災害といったようなものが比較的少なく、順調に推移しているというふうを受けとめておりますけれども、ここに来て先ほど町長の答弁にもありましたけれども、ワタアブラムシ病が大量に発生をしている。また、夏植え新植については、メイチュウやさび病というのが多く発生している現状にあります。そういうことからして速やかなセーフティーネットを発動すべきではないかという考えを持っているんですけれども、答弁の中で町長としては一部の地域であるというような見方をされているようでありますけれども、一部の農家の方にとっては深刻な問題であるわけですね。そういうことからしてこのような状態自体を対策本部として、関係機関としてどのように受けとめておられるのか。

○農林課長（安田末広君）

そのワタアブラムシについてですけれども、11月に入りましてから農家の皆さんからどうも情報が入りまして検討してまいりましたけれども、消毒、農薬の使用をしますと45日間の収穫不可能だというような規定がございます。また、農薬によっては90日という規定もございますので、今のところは早期に収穫をしていただくと、そういうふうな方針であります。

○6番（山崎賢治君）

課長のおっしゃることはよくわかりますけれども、ハーベスター業者も順番というのがありますので、なかなか畑だけを優先的にというのは難しい部分もあるかというふうに思いますので、これは来期に向けての一つの懸案事項でもないかなというふうに思いますので、対策のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

それから厄介なのがさび病なんです。ことしの夏植え新植に非常に大量に発生をしているのが現状なんです。特にハチマキ線から大山の林道までの区間の圃場、ここについては大量に発生しているというような状態にあります。ですから、このさび病については、サトウキビの生育に何らかの影響があるんじゃないかというような懸念をしているんですけれども、いかがなものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

さび病に関して光合成を阻害しますので、サトウキビの成長に大きな影響を与えます。

○6番（山崎賢治君）

そういう見方であれば、なおさら生産者にとっては非常に不安感を抱きます。何かしらの特効薬というのは、このサトウキビの400年の歴史の中でないのかというような疑問を持つんですけれども、薬とかいうのはあるのでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

非常にさび病については頭を悩ませておりまして、登録農薬はございません。文献等を見ましても地質・肥料の型であるとか、風通しが悪いとか、そういうふうな表記がなされておりまして、防除方法として載っているのは、抵抗性の高い品種に植えかえると、そういうようなことしか書いてございませんので、この件に関しては、今おっしゃられるようにサトウキビ、何百年の歴史がございますので、その辺の中で何とかまた古い方々といましようか、そういう歴史経験のある方々の意見も参考にしながら、何らか対策も中心にして話はしていきたいと思います。

○6番（山崎賢治君）

私の手元に、この資料ですけれども、さび病についての毎日新聞社の記事になった資料がこれはインターネットで拾ってみたんですけれども、それによりますと、平成13年に宮古島において新植夏植え圃場で27号を中心にこのさび病が大量発生して生産者を慌てさせたと。この病気は孢子が飛散して拡大をするおそれがあるということで、沖縄県の関係機関においては、その対策として抵抗性の品種であるとか、あるいは複数の品種を植えて危険を分散するように呼びかけを行ったと。その後、鹿児島、沖縄両県において調査をしたところ、このさび病による大きな被害の報告はないために、生産者に冷静な対応をするよう呼びかけを行ったというふうにあります。

しかしながら、孢子によって拡大をする懸念があるというような性質のものらしいんですよ。となると、沖永良部においても各支部を通じてこのような情報を提供する必要がありますのではないかと、こういう感じをするんですけれども、どうなんでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

支部を通じて情報提供をする必要もございますし、また対策本部を中心として、また各支部を回ってそういう情報を収集する必要もあると思います。その辺のところはまた反省して、対策の運営委員会等なりでまたやっていきたいと思います。

○6番（山崎賢治君）

ぜひそのような対策をとっていただきたいということを要請しておきます。  
次に、畜産についてであります。

これは、この国の政策的な部分は肥育農家対策と、第一義的な段階の業者に対する支援策だというふうに理解しておりますけれども、現状においてこの地元の畜産農家からの声として、増頭対策に真剣に取り組みをしていただきたいと、これは行政への注文なんです、というような声が出ております。

特にその中で競り市の毎月開催についての要望がかなりの農家から聞こえてきます。これは徳之島においては既に実施されておると。隣の与論町においてもそのような方向で検討に入っているというようなことを聞いておりますけれども、沖永良部においてはどのように考えているのかお尋ねします。

○農林課長（安田末広君）

競り市の毎月開催について、生産者としてはわかります、1カ月ほど養わなくて済むわけですがけれども、ただ平成21年の3,150頭程度を境に、26年度の実績は2,500頭ちょいなんですね。ですから、競り市上場頭数が5年間で約500頭以上減っているというのが実情なんです。肥育農家としても買いに来られて車、1車といいますけれども、大体25頭乗ります。1車、大体25頭か50頭かそういう単位で買って本土でトラック輸送するというのが通常のお考えですので、余り購買する頭数が少なくなってくると、やはり市場としての魅力としては落ちていくのではないかとというようなことを私としては思っています。

ですけど、市場開催については、農協、経済連が主体ではありますので、多分経済連としてもそのような感触ではないかというふうに思っております。

○6番（山崎賢治君）

現状は難しい見通しというように理解をいたします。最近はこの競り市での価格というのが高くで推移しておりまして、現状では非常にいい環境にあるようでありましてけれども、この生産者の意見を聞きますと、餌の部分の飼料の高騰が経営を圧迫していると。この部分を今回のTPPの改革に向けての対策に組み込めないかというような意見があるんですけれども、この支援策の強化、飼料の援助費の。その部分はどのように進んでいるのかお伺いします。

○農林課長（安田末広君）

これも先ほど町長の最初の答弁でありましたように、自民党並びに政府の対策として生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みを見直すというふうになっています。そういったようなことで農家としては設けるためには多くつくるか、安く上げるか、高く売るか、その3点しかございません。その中で生産性向上についてはいろいろやっております。ですけども、生産資材の購入については農家の努力ではどうしようもないところがありますので、その辺のところも今回の対策では見直すというふうに一応触れていますので、その辺のところはまた我々としても注視していきたいと思うし、また要望もしてまいりたいと思います。

○6番（山崎賢治君）

ぜひその取り組みを継続して進めていっていただきたいというふうに要請をして

おきます。

次に、農地の件でございます。

11月19日、先月、農業を語る会というのが開催されました。これは住吉公民館であります。そのときに参加をしたんですけれども、内容的にも資料関係についても充実をしております、これは将来農業経営に非常に役立つような企画であるというふうに考えております。ぜひ継続して取り組みを要請したいというふうに考えます。

その中で農地中間管理事業についての説明がございました。その中身を見ますと、西部地区、田皆、正名地区を中心に基盤整備終了地区について取り組みが進んでいるようでありまして、東部地区についてどうなっているのかお伺いします。

#### ○農業委員会事務局長（川野兼一君）

農地中間管理事業については、町のほうから委任を受けて農業委員会が現在事務を行っております。この啓発に関しては、また技連会一体となってそれぞれの地区を回って、先ほどおっしゃったように農業を語る会等を開きながら啓発を図っているところですが、現在、推進するに当たって主に農地の流動化が進んでいるところ、それから農地の面積の大きい、広い、そして担い手の多いところということで現在は田皆地区、それから正名地区、一部住吉の地権者もおられますけれども、そういったところで推進しているんですけれども、東部地区については今後、それぞれあくまでも集落からの合意形成ができたところから順次入っていきますけれども、次年度以降、状況が厳しくなることも考えられますので、それぞれまた東部方面も人数の関係上すぐはできないですけれども、手が上がったところから推進してまいりたいと思っています。

#### ○6番（山崎賢治君）

この制度の集積協力金の実績というのを見てみますと、平成26年度、これはスタート年度ですよね。その時点で180万円です。次年度、ことしが330万円とかなりの実績が上がってしまっています。素晴らしい事業だなという感じを受けておりますけれども、28年度というのはどのような見通しで進めていかれるのか。

#### ○農業委員会事務局長（川野兼一君）

今、先ほど山崎議員がおっしゃった金額の件については、26年度は主に経営転換協力金ということで、それぞれリタイアされる方が受け取っております。それから先ほどの27年度については、これも経営転換協力金ということで330万円ほど予定しているんですけれども、今後、地域集積協力金ということでそれぞれ地域の集積率に応じた金額というのが決まっております、それについて今のところまだ

申請段階で最終的な数字が変わるかもしれませんが、田皆地区のほうが約60町ぐらいで1,200万円程度、まだこれも増減はあると思います、まだ申請の段階です。それから正名地区が56町の約1,100万円を超えるぐらいだということでありませうけれども、これについてもまた変更することも考えられるということで、現在申請中でございます。

28年につきましては、先ほども答弁しましたけれども、それぞれの地区の状況に応じて取り組んでいきたいと思っております。

○6番（山崎賢治君）

この制度の公募、募集は平成30年で終了予定ということのようでありませうけれども、知名南西部地区の基盤整備地区での対応はどうなるんでしょうか。

○農業委員会事務局長（川野兼一君）

農地中間管理事業につきましては、現在のところ平成30年までということで、その後、政策を見直すということになっておりますので、この辺の次第でまた変わってくると思っております。基盤整備が30年以降ということですので、その辺で厳しいかなと思っております。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

次に、大きな2番に移ります。

光ファイバー事業についてであります。光ファイバー網の現状については、先ほど町長の答弁にございましたけれども、現状1,091世帯のほうで何がしかの通信機器が利用されていると、こういう状況にあるということだそうではございませうけれども、町のホームページを開いてみますと、現在の世帯数が3,134世帯かな、こういう状況であります。数字上は34.9%という程度の接続率と、全町から見ますと。これは決して高い普及率じゃないんですよ、この普及率、接続率は。そもそもこの整備事業というのは奄振事業ではないんですけれども、本土との格差是正の流れの中に位置づけられた事業であるということでありませうから、現在のような情報の高度化の中にあつては、この接続率は非常に問題ではないかというふうに考えます。

したがって、もっと接続率を上げるべきじゃないかという考えを持っているんですけれども、行政としてこの接続率を上げるためにどのような対策を検討されているのか。事業はまだ継続しているんですか、課長。

○企画振興課長（榮 照和君）

この接続率は決して高くないと認識しております。今後も継続してまいりますけれども、家の近くの電柱まで引き込まれてはいるんですけれども、おうちの中に引き

こんでいない人や引き込んでいても何らかの理由で料金の関係とか、また高齢等によりインターネットを使わなくなったということで使用していない方もいます。そういう方への情報発信や転入してくる方に対しても光ファイバーインターネットの情報を発信して、今後も普及率をふやしていきたいと考えております。

○6番（山崎賢治君）

民間企業においても、ペーパーレス化を取り入れている企業は結構ありますよ。自治体においても近い将来、ペーパーレスのデスクワークが多分採用されるというふうに考えられます。町民への情報提供ツールとして、この通信網の環境整備というのはもっと強化した対策をとる必要があるのではないかと、そういうような考え方を私は持っておりますけれども、この通信網の環境整備について行政としてどのような考えを持っているのかお尋ねします。

○企画振興課長（榮 照和君）

先ほども答弁いたしましたように、行政でできるインフラ、基盤整備については行っていきたくと思います。いろいろ予算等も、財政等も絡みますので、今後いろんな補助金等を活用しながら、活用できるものについてはやっていくと。そしてこれからICTの時代ですので、情報通信手段の時代ですので、そういうことを念頭に置きながら今後検討していきたくと思います。

○6番（山崎賢治君）

ぜひこの分野については、大島群島が一番おくれをとっている地域だというふうに感じますけれども、やはり行政としては真剣に検討していただきたいというふうに考えます。

それから各集落にPCは設置をしているんですけれども、集落間に温度差があるのではないかとというような感じを受けるんですけれども、その点について現状はどうなんでしょうか。

○企画振興課長（榮 照和君）

各集落に設置したパソコンは各集落の皆さんが利用できるという、そしてパソコンになれ親しんでもらうと、インターネットの便利さを知ってもらうという目的で設置したんですけれども、防犯上の関係から公民館が鍵を閉めて使えない状態であったりとか、また、携帯電話の機能が高性能になりまして、わざわざ公民館に行ってインターネットをしなくても、パソコンをしなくてもというふうな状況になってきていますので、利用するところは利用しているんですけれども、個人で自分で高性能の携帯を使って利用している集落、字があるようなので、それで確かに温度差はあると思います。

○ 6 番（山崎賢治君）

使わない集落はあのまま放置するという考えなんですか。

○ 企画振興課長（榮 照和君）

今後の字に配置されているパソコンにつきましては、先ほど申しましたように携帯の高機能化ということがありまして、5年前に各字に設置しまして27年、ことで5年目です。一定の耐用年数も来ておりますので、今後については区長さんと協議をして、字にパソコンが必要なのか、それとも撤去したほうがいいのか、そして財政とも協議しながら時代に即したWi-Fiを取り入れるのか等を協議していきたいと。字の区長さんの要望があれば、やはり住民が使うので要望があれば今後も配置の計画はしますけれども、状況を見ながら撤去あるいは再配置、あるいはWi-Fiに変えていく等は、また今後、財政と相談しながら協議していきます。

○ 6 番（山崎賢治君）

使われていない集落は、多分地域のリーダーの区長の部分もあろうかと思えますけれども、宝の持ち腐れにならないように何とかもっと強力な対策を講じてほしいなという感じがします。

それからメディアについては何か大島郡全体での位置づけの中で取り組む事業という答弁がありましたけれども、このメディアの中でFM局というのも島のメディアの一つだというふうに感じます。FM局のメディアが知名町においてもグループがあるようでありますけれども、この開設へ向けて支援するというような考えはないのでしょうか。

○ 企画振興課長（榮 照和君）

FM局等についての開設等については、やはり相当な経費、そして相当な人員、相当な力が必要だと思ひまして、町を一つ、島一つでは厳しいかなというところもあります。今後は、先ほど情報通信は奄美で一体的にしていくのが好ましいという状況下でありますので、そのようなことも検討しながら、今後、FM等については考えていきたいと思ひます。

○ 6 番（山崎賢治君）

このビジョンの中に平成28年度、これは計画の段階ですけれども、観光や住民向けにメディア整備事業を取り入れてデジタルサイネージシステムやスマホアプリの導入を図るという計画があるんですけれども、さっきの答弁でこの計画は先送りされるというような答弁がございましたけれども、これは若い者は結構楽しみにしている事業なんですよね、正直言いますと。これについてはぜひ何らかの事業を取り入れてやっていただきたいなど。若者は通信機器に目がないというか、そういう

状況に今ありますから、ぜひそれについては取り組みを早目にやっていただきたいという感じをします。そういうことで、この通信網の環境整備というのは本当に町としてもっと力を注いでいただきたいというふうに思います。そのことを要請して次に行きます。

次に、住吉貝塚整備事業についてであります。

この整備事業については、昨年度の第2回定例議会において教育長からの答弁として、学校関係の耐震化や体育館の建てかえ事業に大きな予算を要しており、これらの事業が一段落し、安心・安全な教育現場が確保されたところを見計らって検討に入るといような答弁がございました。そのころとは何年先のことなのか、ちょっとお伺いしたいんです。

#### ○教育長（豊島実文君）

住吉貝塚の整備事業も早急にしなくちゃいけないという認識には立っていますけれども、先ほどもございましたように、現在、学校教育関係で整備しなくちゃいけないのが給食センターの建設とか、また老朽化した体育館の補修など、またこども園の建築などと大きな事業が控えていますので、それらの事業が終わってからでないと予算の関係上難しいのではないかと考えております。

#### ○6番（山崎賢治君）

先般、資料をいただいておりますけれども、もちろん予算については緊急度、重要度がありますから、その順番によっていろいろ取り組んでいかれるとは思いますが、今後どのような教育現場の事業の計画、学校関係を抱えているのか。具体的には上城小の云々とかありましたけれども、大きな事業というのはどれぐらいあるんですか。

#### ○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

学校教育関係の今後の整備計画についてお答えいたします。

ご承知のとおり、ただいま田皆中学校の屋内運動場が来年度までの計画ということで工事を進めております。この後、28年度、29年度、学校施設課のほうへ整備計画の要望を上げてございますのが上城小学校体育館の大規模改造、それから下平川小学校体育館の大規模改造、このようなことを今のところ要望を上げてございます。

#### ○6番（山崎賢治君）

わかりました。

それからさっき教育長の答弁がございましたけれども、これは私の私見かもしれませんが、我が町は歴史教育に余り力を入れていないのではないかという感

じを受けるんです。その理由は、我が町には歴史資料館というような独立した館がないんですよね、館が。今、中央公民館の一角に物置みたいな保存の仕方をしてるんですが、あれでは資料館とはとても言えない。よそから見たら非常に恥ずかしいような保存の仕方であるということから、この資料館というのは住吉貝塚がもし完成した暁に、あそこに建設をするというようなのが一番理想的じゃないかというふうに私は考えるんですけども、教育長、どうなんですか。

○教育長（豊島実文君）

郷土教育の充実ということは、毎年、教育行政の重点施策に掲げてその充実に取り組んでいるところであります。そこで、その歴史資料とか文化財とかの保存する総合的な歴史資料館の建設ですけれども、その場所については十分に検討しないとイケないのじゃないかなと考えております。

というのが住吉貝塚の大きな特徴としては周りに近代的な建物が無いと。そしてまた住吉貝塚に建てた場合に見渡したところ、野原やら森やら海やらという昔そのままの状態があるのでいいということと、それから近代的な騒音というんですか、自動車の音とかクラクションの音とか、そういう騒音が余りないというようなことで住吉貝塚はいい環境にあると専門家が話していましたので、その住吉貝塚の現地に資料館を建てるとなると、じゃ、今言ったような特徴を損なわないような建て方ということも考えなくちゃいけないので、そういう面からいろいろな検討を加えて歴史資料館の場所は計画しなくちゃいけないと考えております。

○6番（山崎賢治君）

わかりました。

最後の質問ですけれども、最近、貝塚付近に新しい看板やらが設置されておりまして、また暗川の入り口付近にも水神記念碑の現代文の説明板が設置されたりして、訪れる人たちが大いに参考になるということで喜んでおります。そのことについては感謝を申し上げます。

先ほどの教育長の答弁では、この貝塚整備はかなり先送りされるであろうという答弁がございましたから、それまでの応急措置としてこの発掘品の一部なりとも現地に保存、展示をして観光客に案内をするというようなスタイルで向こうに設置をしたほうがいいんじゃないかなという感じがしますけれども、学習課長、どう思いますか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えいたしたいと思います。

議員もご存じのことかとは思いますが、かなり海に近いという状況がありまして、

風、その他台風災害等がいろいろありますので、なかなか現地に物を置くというのが難しい状況ではあります。また、この国指定遺跡住吉貝塚とか、ホームページではそのように入力すれば出てきます。それからほかに埋蔵文化財の情報発信ホームページとして住吉貝塚も紹介して、知名町の遺跡というふうにパソコンで検索しますと知名町の遺跡が全て紹介されるようなことも努力しております。そういう普及啓発に努力を重ねておるところですので、今のところ現地に持っていくということはまだ考えておりません。

○6番（山崎賢治君）

この住吉貝塚は非常に精度の高い遺跡ということで紹介もされておりますし、宝の持ち腐れにならないように早い段階での予算化を要望して、私の質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで山崎賢治君の一般質問を終わります。

次に、松元道芳君の発言を許可します。

○8番（松元道芳君）

皆さん、こんにちは。

議席8番、松元道芳が次の4点について質問いたします。

大きな1番、元町長「故日吉得藏氏」を名誉町民推選についてでございます。

現在の本町が発展しているのは、若者定住促進事業、フローラルホテル、フローラル館、あしびの郷ちな、フローラルパーク、そして武道館を導入した元日吉町長の功績であると町民は認識しています。来年の町制施行70周年記念式典で表彰すべきではないかと思えます。

大きな2番、給食センター建てかえと給食費全額助成についてでございます。

①給食センターも昭和47年に建設され、築43年が経過しています。機器も古く大きな故障を心配しながら手狭な職場で職員は勤めております。近代的な給食センターを建設すべきではないか、伺います。

②少子化対策について保護者の負担の大きい給食費を全額助成できないかについてであります。

大きな3番、町民体育大会のチーム編成についてでございます。

現在行われている町民体育大会のチーム編成は、人口の差が大き過ぎ、平等とは思えない。知名町老連が実施しているスポーツ大会のチーム編成がベターだと思う。同じチームでも人口の差がほとんどない老連の大会にすべきだと思いますが、これは体育協会、区長会を中心に協議すべきだと思います。

大きな4番、知名町歴史資料館（住吉貝塚）早期建設についてでございます。

①建設の予定はいつごろなのか。

②現在、町の貴重な民具類も展示する場所もない状態なので、知名町歴史館、これは仮称でございます、住吉貝塚の発掘品も展示し、新たな観光名所にしたらどうかとお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの松元議員のご質問にお答えいたします。

なお、大きな2番、3番、4番の3件については教育委員会所管事項ですので、教育長でもって答弁いたします。

大きな1番ですが、今日のこの町の姿があるのは、歴代の村長であり、町長がその時期時代の、またその時代背景に応じたそれぞれの村あるいは町の施策に取り組み、それが脈々とつながって今日の町の状態だと思っています。もちろんこれは村長、町長だけでなく議会の皆さんあるいは多くの皆さんの町に対する熱い思いの結果だというふうに理解しています。

そういう中で、今、前日吉町長の件のご指摘がありますが、この件については以前も申し上げましたとおり、現在の若者定住緊急プロジェクト事業による地域振興の施策を初め、総合グラウンドの建設あるいは町内の教育環境の充実、下水道事業の着手による生活環境の向上、さらには山田ダム等々における農業の発展など、町政の各般について大きな功績があったものとしては衆目の一致するところであり、またそのことは深く敬意と感謝をいたしているところであります。

そういう中で、じゃ、議員のご指摘のように名誉町民ということではありますが、この分については昨年12月議会でも答弁したとおりではありますが、具体的な検討はまだ行っておりませんが、まずはその時点で追悼式の開催ということもありましたので、ご承知のように去る4月29日に町主催でもって追悼式を開催いたしましたところであります。

今、議員がご指摘のように、来年度は町制70周年の記念すべき年でもありますので、その関連で検討させていただきたいというふうに思います。

なお、検討に当たってはいろんな条件等、基準等も考えられますので、そのことを含めて70周年の事業の中で検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○教育長（豊島実文君）

松元議員の大きな2番、①についてお答えいたします。

給食センター建てかえについては、これまでも何回か質問をいただきましたが、当給食センターは昭和48年4月より学校給食を実施し、センターの建設も43年が経過しているのは議員ご指摘のとおりで、老朽化が著しいのは否めません。学校給食の安心・安全な食の提供をすることにセンター施設の整備は欠かすことができないことだと認識しております。

給食センターの建てかえは、必要不可欠なものであることに変わりはありませんが、予算の関係上、給食センターの明確な建設計画は立っていないところであります。

次に、②についてお答えいたします。

現在、知名町立学校給食センターでは、学校給食費は温食代のみの徴収であり、1食当たり小学生150円、中学生は180円を徴収しています。1年間の給食費徴収額は、小学生で約3万円、中学生で3万6,000円の徴収で学校給食を提供しています。児童生徒のパン、米飯、牛乳、添加物などについては一般財源での対応となっております。

ちなみに小学生は1食当たり117円で、年間約2万3,400円掛ける児童数、中学生は1食当たり130円で、年間約2万6,000円掛ける生徒数が町からの補助での対象となっております。

また、郡内市町村も同様であり、厳しい町財政ということからも、応分の保護者負担をこれからもお願いしたいと思っております。

次、大きな3番についてお答えいたします。

町民体育大会は昭和41年に第1回大会が開催され、当時は町内5小学校区の5チームで開催されておりました。その後、チーム編成も変わり、知名校区チームが1チームから2チームへ、そしてさらに黒貫字と瀬利覚字チーム、小米字と屋子母字チーム、そして知名字チームの3つに分かれた現在のチーム編成に定着いたしました。

本年度の各チームの人口は、知名東チーム901人、屋っ米チーム599人、知名チーム1,372人、住吉チーム864人、田皆チーム703人、上城チーム397人、下平川チーム1,508人となっております。人口の最も多い下平川チームと最も少ない上城チームとの差は1,111人で約4倍となっており、平均的なチームとの差も2倍近くあります。こういった状況から、議員ご指摘のチームの再編につきましては、町民体育大会実行委員会や監督会でもたびたび話題になっております。

また、このほかに人口の少ないチームでは選手選抜に大変苦慮しており、選手自体も多く種目に出場せざるを得ないため、体調を崩すなど負担が大きくなっております。逆に人口の多いチームでは町民体育大会に参加できない人も多くなるので、そういった不満の声も聞こえます。

そこで、体育協会を中心に競技内容を見直し、当初の陸上競技大会を思わせるような個人種目から団体種目へと変更し、現在、フィールド競技は全て団体種目となり、しかも誰もが気軽にできる種目へと変更を重ねてまいりました。

しかしながら、現在、人口の最も多い下平川チームが7回連続優勝をしており、ご指摘のチームの再編成も考慮する時期に来ていると思われまます。今後はこのことを含め、大会本来の趣旨である多くの町民が気軽に参加し、スポーツを楽しむ1日としての大会運営を目指して、体育協会、実行委員会、監督会などで競技内容やチーム編成についてさらに協議を重ねてまいりたいと思います。

次に、大きな4番についてお答えいたします。

①、②は内容が同じようですのでまとめてお答えいたします。

現在、知名町においては、中央公民館に歴史民俗資料館がありますが、入場者数も少なく、施設も老朽化してきております。当該資料館に保管されている史料等につきましては、今年度第39回南海文化賞学術部門で受賞された知名町出身の弓削政己氏による1万点余りの寄贈された文献資料や大山水鏡洞などから発見された縄文時代の人骨など、とても貴重な内容のものであります。これらの貴重な資料は、空調等の基礎的設備が必要になるため、総合的な歴史資料館の建設までの期間、十分な状態で保管していくために、既存の施設の改修工事を計画してまいりたいと考えております。

なお、総合的な歴史資料館の建設時期については、住吉貝塚の整備事業との関連もありますので、総合的な検討が必要であると思っております。

以上です。

## ○8番（松元道芳君）

1番目でございますが、町民も認識しておりますけれども、まず沖永良部フローラルホテル建設費が13億円、フローラル館が10億円ですね。フローラルパークが8億7,000万円、武道館4億1,000万円、これはちょっと場所の選定でああいう状態になっておりますけれども、あしびの郷ちなが15億円、これをトータル合わせまして50億円の投資なんですよね。時代に合ったというか、元町長ですけれども、実は商工会長もしていました。そういう意味で行政に立ったときに若者定住を引き受けたわけなんですけど、確かに本当にこの建物がなければ知名町はず

ごく寂しい町だったと思います。

まず、現在の小米商店街も飲食店も潤っており、町全体の活性化に寄与していると思っています。まず文化ホールですが、これは島内唯一のホールでありまして、隣町の町長からもすごい評価をいただきました。うちの町にはないのでということで、いろんな文化系の催し物がすごく盛んに行われています。これは本当にこういう建物がなければ今、本町はこれまでの発展はなかったと思っています。またそれを推進してきた皆さんも協力的でこういうふうになっておりますが、この借金が50億円だったんですけれども、ことし、フローラルホテルの起債償還も9,000万円で終わりですよ、最終。総務課長。

○総務課長（榮 信一郎君）

ことしの上半期の償還で終了ということになります。

○8番（松元道芳君）

本当に平安町長を中心に総務課長がいろんな面で、設備投資も必要ですけれども、前町長のこういうものがありまして計画どおりに強化をしていただきました。いろいろ大きな事業をしたかったんでしょうけれども、まずこれを減らさないことには次の事業はできないということで、その点につきましては敬意を表します。

一時は本町も再建団体に載せられて、今現在、この間も新聞に出ていましたけれども、将来負担比率も数字がかなり下がってきました。これで本当にこれから本町も町長を初め皆さんが一つになって、また地方創生でするのでこれを機にもっともっと知名町を発展させていただきたいと思います。それはもうこの間の資料もありましたけれども、企画振興課の勉強会でいろんな方の知名町の要望、それからこれからの将来を考えて、少子化とかいろんな問題で提起されました。また、これをもとに一緒になってこの知名町を発展していくべきだと思っています。

先般の同僚議員もこの件につきましては提出しておりましたけれども、ぜひとも皆さんご存じのように功績は多大ですので、ぜひとも名誉町民に推選をしていただきたいと思います。できたら銅像を建ててほしいですね。よろしく願いいたします。

それでは、2番目に入ります。

給食センター建てかえの件ですが、実は以前に所管事務調査で徳岡所長に引率されて行ってまいりました。それは、平成23年、私たち議員は鹿児島島の吉田給食センター、そして溝辺給食センターを徳岡給食センター所長も同行して視察に行ってきたところであります。

まず、広々とした給食センターなので、ドライ乾燥装置やいろんな衛生面で全て

近代的な設備が整っておりました。そういう意味で延び延びとなっておりますけれども、ぜひ近いうちに建設する予定はないでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

先ほどの住吉貝塚整備事業でも申しあげましたように、緊急にというんですか、子供たちの安全というような観点から進めていかなくちゃいけない整備事業がありますので、それが終わり次第ということになるのではないかと考えております。

○8番（松元道芳君）

知名町の第5次総合振興計画では、平成23年度設計、24年度建設予定となっておりますが、先ほど答弁いただいたようにいろんな大きな建物がありますので、当面無理かなとは思いますが、ぜひともハード事業が多くてなかなか手つかずの状態でありますけれども、所長一同、いろんな面で夏休み、春休み、冬休みに整備しています。ふだん整備しないと作業中に故障したら大変ですから、給食をおくらせるわけにいけないので、その点は責務だと思って一生懸命やっているのが今の現状でありますので、ぜひ安心・安全な給食を配食するためにも、ぜひとも給食センターを何とかこの計画に入れてもらえないでしょうか。今、いつごろかというのではないので、ぜひとも近年中に。

○教育長（豊島実文君）

確かに給食センターは建物も機械類も老朽化して、また施設面全般的にも老朽化して、非常に気を使っているところだと思いますけれども、その中で老朽化した機械は順次新しい機械に変えるとか、または職員の教育を徹底して安心・安全な給食が各学校に配食できるように所長以下頑張っているところであります。

先ほども申しあげましたように、大きな事業を控えていて何年度に建設着手するという計画は現在のところ残念ながら立っておりません。

○8番（松元道芳君）

ちなみに建設するとなったらどれぐらいの費用がかかるんでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

大体5億円ぐらいかかるというような状況であります。

○8番（松元道芳君）

ちなみにちなみに隣町の給食センター、27年度新築しましたけれども、6億2,000万円ぐらいかかっているみたいです。やはり5億円は必要ですので、ぜひ財源を早目に総務課長につくってもらって何とか、夢ひらく花ひらくまちですので、お願いいたしたいと思います。

これは金額が大きいので、次の助成金ですけれども、今、小学生3,000円か

な、給食費。中学生が3,500円と聞いていますけれども、やはり子育てに対し協力できるのが給食費ではないかと思えます。やはり子供さんを持つと教育費が要ります。もちろん小学校、中学校、高校、大学はまたもっと要りますけれども、そのためにも子育てをしやすい町にするためにも給食費を全額無料にできないですか。

○教育長（豊島実文君）

先ほども申しあげましたけれども、例えば現在、温食代のみを徴収していますが、温食代は総額幾らぐらいかといいますと、小学生が現在4月6日現在で386人ですので、それ掛ける3万円で1,158万円になります。また、中学生が179名ですので、それに3万6,000円を掛けますと644万4,000円ですので、合計しますと1,800万円余りの町予算を持ち出さなくちゃいけないというような状況にあります。

そこで、保護者負担が非常に厳しい方、例えば要保護家庭、準要保護家庭に関しては実質的に免除になっていますので、今のところ先ほども申しあげましたようにそれなりの負担は保護者にこれからもお願いしなくちゃいけないと思っております。

○8番（松元道芳君）

今、給食費の未納とかあるんでしょうか。

○給食センター所長（徳岡秀郷君）

当初130万円前後ありましたけれども、本年度は、27年度分についてはまだ未納は20万円前後、滞納分についてはゼロであります。

○8番（松元道芳君）

すばらしい徴収率ですね。全国的にかなりの未納が多いということで、全国ではすごい金額になっていますよね。これに比べれば知名町の給食センターは本当に130万円が20万円になったということですのでごく努力していると思えます。これだけ少ないと思いませんでしたね。ちなみに生活保護の方とか、そういう金額もわかりますか、町が負担している。

○教育長（豊島実文君）

生活保護、準要保護の方ですね。準要保護は小学生が42名、中学生が16名であります。そして要保護が小学生が3名、中学生が4名です、現在のところ。だからそれ掛ける給食費ということになります。

○8番（松元道芳君）

その方々は町の財源で賄われているわけですね、一般財源からね。これ全額は無理でしょうけれども、半額ぐらいにならないでしょうか、教育長。

○教育長（豊島実文君）

先ほどもお答えしましたけれども、町の財政を持ち出すということですので、また総務課とも協議しないといけないことでもありますので、ここで明確な答弁は控えさせていただきます。

○8番（松元道芳君）

今、財政も好転してきましたので一番いいと思いますよね。これをやると日本のモデルになるんじゃないですか、本町が、給食費半額負担とか。今、全国でゼロのところはありますか。教育長、給食費ゼロ、負担している市町村が。

○教育長（豊島実文君）

はっきり調べたわけじゃありませんけれども、現在のところ給食費ゼロというのは聞いていないんですけれども、後もって調べてからお答えできたらと思います。

○8番（松元道芳君）

ないほうがいいと思いますが、これは日本全国トップを切って本町が半額にするとうすごいPRになりますので、ぜひ知名町を売り込むためにも財源確保は町長と総務課長がやりますので、これをぜひ教育長の力で実現させてください。期待しておりますのでよろしくお願いします。

それでは、3番目に入りますね。

先ほど来、教育長から答弁がありました。今回、私が出したのは、ことしの町民大会の前に区長会がありました。その中で下平川校区の前向きなやる気のある区長さんから下平川を2つにしたいということをお伺いしたものですから、今回、町民大会の編成については私が初めてだと思います。誰かがやらないといつまでも平行線でするので、あえて私が今回出しましたけれども、その点、生涯学習課長、どうですか。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えしたいと思います。

当初、この教育長の説明にもありましたが、始まったのが校区対抗ということになっております。その意味から下平川校区の皆さんが校区の心を一つにという気持ちで取り組んでいるということをお伺いしますと、まだこちらから願いがしにくいのかなというような気もしております。

そういう中で、現在、少しずつ競技の内容を変えておりますので、この競技の内容は個人種目などでかなりの差があります。大きな校区とは差があります。そこを埋めていけるような競技内容の変更などを考えて、町民が一人でも多く楽しく参加できるような、例えば町民体育大会を町民体育祭、お祭りにするような方向も事務局としては提案したいと考えております。

○ 8 番（松元道芳君）

なかなか前向きな考えでいいですね。既存のものもいいんですけども、やはりこれからいろんな面を変えていかないとよくなりませんので、町民全員参加の町民大会でなくてはならないと思うんです。今見たところほとんど下平川チームが優勝しておりますけれども、1回だけ、一昨年かな、2年前ですよ、昨年ね。チーム編成で2チーム出したことがありますよね、Aチーム、Bチーム。そのときは1年で終わったんですけども、それは原因は何でしょうか。

○ 教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えいたします。

はっきりした原因は聞いておりませんが、そのときにAチームに登録していながら、またBチームにも登録すると。つまりBチームでも走るし、Aチームでも走る。そのときもやはり下平川が勝っているということもありまして、余り内容的に意味がよくなかったというような下平川の意見を聞いております。いずれにしても、下平川校区が校区として心をつにしたいということをおっしゃるので、そこに私たちが打ち出す手が今見当たらないのが現状でございます。

○ 8 番（松元道芳君）

今、人口の差があり過ぎて上城チームとは特に4倍違うんですね。その上城チームが、私は知名Aですけども、勝つんですよ、人口半分ぐらいですけども。小さな中でもそれだけ頑張っているのも、もっと大きな字は大きな気持ちになって、優勝だけじゃなくて町民全員参加の大会にすればもっと楽しくなると思いますが、現在、私がモデルにしたいのは、お手元に資料をお配りさせてもらっておりますが、老連がやっているねりん大会ですね。これは保健福祉課が管轄ですけども、いかがですか、課長。この組み合わせに。

○ 保健福祉課長（安田廣一郎君）

保健福祉課といたしましては、老人福祉の一環として老人クラブの活動の助成は行っておりますが、大会の運営、それからチーム編成等については、老人の事務局が中心となって行っておりますので、私どもがどうのこうのことはございません。

○ 8 番（松元道芳君）

遠慮しなくていいですよ、所感でいいですから。

実は、お手元にお配りのものを読み上げることもないと思いますが、この老人の大会の下平川Aチーム57名、それから住吉チームが54名、西目チームが30名、田皆チームが39名、知名Bが51名、知名Aが57名、下平川Bが47名、トー

タル335名の選手になっておりますが、これを分けると前回の下平川チームが班別にしたことも、AからBに来た、BからAに来た、これを字ごとに分けると問題ないと思いますが、以前は予選がありまして、前年やっていますけれども、それで1番になった方が選手ということでやっていました。だから1番は1番でいいですけども、もっと2チームにすれば倍の方が選手として参加できるんですよ。やはりこれからはそうでないといけないと思うんですが、生涯課長。

○教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）  
お答えいたします。

この50回の大会を見比べてみますと、大体、現在フィールド競技と言われる団体競技ですが、こういったものの中で上城と下平川の差が25点ぐらいです。それから今度は100メートル走とか、そういった個人種目での差が39点ぐらい、かなり差がつかます。フィールドは14.3ぐらい、それと個人競技でやると39点差ぐらいになるということで、全体的には94点の差がついておる状況でございます。

こういったことを考えると、やはり人口の多いところが有利になるのは間違いないことでありまして、校区を2つとかそういうふうに分けるのは、自主的に下平川の判断に任すということになっているんですが、事務局としてもお願いはしていきたいと思えますし、競技の内容としてもこういった個人種目が小学生の100メートル走とかまであるものですから、こういったことが小さな字にはネックになっておりますので、こういったものを団体種目に入れかえていく。小学生にも団体種目で楽しんでいただく。それから大人のほうも青年で4人で走らなきゃいけない、壮年6人で走らなきゃいけないというのを、これを混ぜて青壮年で1チームにするとかいう、リレー種目が約十幾つありますので、これを短縮化して少なく、例えば小学生は1年から6年までやりますので、その次は中高生の女子のリレーにするとか、そういうふうにして種目を下げて変えながら、団体種目でもっとより楽しめる町民体育大会に変えていくことも考えながら、下平川のほうにも少しずつお願いをしていくというような形で進めてまいりたいと考えております。

○8番（松元道芳君）

さすが前向きでいいですね。これは確かに以前からずっと出てきた問題でしょうけれども、出ては沈め、出ては沈め、そういう状態でありました。今回はぜひとも決定してもらいたいと思っています。それは生涯学習課長を初め、体協長もおられますけれども、字の区長会、そして体育部長、皆さんが協議して決めればいいことですけれども、ぜひこれは改革してほしいです。いつまでもこの状態で続くと余り

好ましくないと思います。町民全体が出る、町民全員参加の町民大会にしていれば一番いいと思っていますので、ぜひともご足労ですけれども、進めていただきたいと思います。今出さないで大会近くになってからでは遅いですから、実は9月の区長会のときに出たらしいので、下平川校区のやる気の区長さんから。面倒かもしれませんが、老連の字ごとの区分けをすれば必ずうまくいきます。A、Bありますけれども、これは字から字に貸すわけにはいきませんので、ぜひとも町民全員参加の町民大会にするように努めていただきたいと思います。要請して終わります。

あと、次に行きます。

同僚議員も先ほど質問されていますけれども、全く同様ですけれども、先ほど答弁いただきました。同じだと思いますけれども、私がさらに提案したいのは、まず、この住吉貝塚がこれからの中心を担うと思っています。観光客にしても住吉の昇竜洞を見ます。おりてきますよね。九本柱の高倉、今ふきかえていますけれども、向こうで休憩して前のまごころトイレで用を済まし、そして暗川に入り、後は最終は住吉貝塚に行って知名町の歴史資料館に行って喜んでもらうと。こういうコースで観光地としてもこれから住吉の字が発展させてくれると思いますけれども、教育長、どうですか。

○教育長（豊島実文君）

観光ルートとして今、議員がお示しされたコースは非常にいい観光地になるのではないかと思います。そこで問題になるのが住吉貝塚をどのように観光資源として活用していくかということになるかと思いますが、先ほどの答弁のとおりでありますので、今しばらく時間が必要かと思っています。

○8番（松元道芳君）

確かに大型の事業がたくさん組み込まれていまして延び延びになっておりますけれども、いずれ今、知名町の民具類、たしか保管されているのは中央公民館だと思いますが、ああいうぐあいを見てどうでしょうか。

○教育長（豊島実文君）

先ほども申し上げましたように、本町にも貴重な文化財とか歴史資料とか、そういう資料がございますので、これをいつまでも完全な状態で保管していく施設が必要であると考えております。

そこで、先ほども申し上げましたように、本格的な歴史資料館ができるまでの間、何とかしてその貴重な資料を良好な状態で保管していくように方策を早急に立てていきたいと思っています。

○ 8 番（松元道芳君）

大事な資料館にしていくためにもかなり、住吉貝塚はいつになるのかわからないですね。何年かかるかわからないですよ、そこが完成するまで。多分二、三年のうちにはできると思いますけれども、さらにそれ以上にかかると思うんですが、それまで保管場所が必要だと思うんですよ。先ほどおっしゃいました空調設備とか、ああいうのをしないと傷みますので、同僚議員が人骨をどこかに預けていまして、それも引き取らなきゃいけないですよ。早く帰りたいと思います、人骨は島に。そういうことがありまして、どこか仮にでもつくることはできないですかね、どこか行政の建物を利用して。仮にですよ。

○ 教育長（豊島実文君）

今考えられている場所があしびの郷の裏側というんですか、あそこにまだ壁とか屋根とかないわけですけども、コンクリートの空間がございますので、かなり広いスペースがございます。そこなども整備したら歴史資料館みたいになるのではないかと思いますけれども、先ほども申し上げましたように、住吉貝塚との関係もがございますので、その場所とか規模とかに関しては、総合的に検討していかなくちゃいけないと思っています。

○ 8 番（松元道芳君）

公民館に置いていてもああいう状態ですので傷みが早いと思うんですよ。住吉貝塚ができるまでに何とか保管場所を決めて、そこで仮に展示して町民の皆さん、また観光客に案内するような場所が必要だと思うんですね。いつまでたってもこういう状態でいけないと思いますので、ぜひともあしびの郷ちなどこかあいていないところないですか、課長。先ほど教育長が言っていましたけれども、遊んでいるところはないですか、あしびの郷には。空間、民具類を置ける場所はないですか。

○ 教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長（大郷一雄君）

お答えします。

あしびの郷は今現在500人がホール内に収容できるということになっておりまして、演劇や舞台演芸などで使用する部屋がありますが、それも出演者がこの場合も150名程度の出演者が出るんですが、そういったときに満杯になります。それから2階のホワイエに関しましてもいろんな行事等で使っておりますので、そこに史料を一部ケースに入れて置いてはありますが、それ以上のものを置くと入場者がそこに近寄ってガラスケースが壊れるとか、破損するなどのこともありますので、なかなか今、あしびの郷では保管できない状態です。

○ 8 番（松元道芳君）

なかなか場所も要るので、できたら空調設備ですけれども、仮にそれまで住吉の貝塚、知名町資料館と仮称ですけれども、それができるまでに何とか教育長、生涯学習課長の知恵で早急にどこか展示していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上で私の一般質問を終わります。

ことし1年、町長を初め執行部の皆さん方には理解をしていただき、まことにありがとうございました。来年は本年度よりももっといい年になることを心からご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで松元道芳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後3時10分から再開します。

休 憩 午後 2時48分

---

再 開 午後 3時10分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松元議員の給食費の質問に対する教育長からの答弁があります。

○教育長（豊島実文君）

給食費ゼロの自治体について県の教育委員会を通じて調べてもらったんですけれども、鹿児島県ではそういう自治体はないと。日本全国に関してはそういう調査をかけたことがないので資料がございませんというようなことでした。

これでお許し願いたいと思います。

○議長（今井吉男君）

西田治利君の発言を許可します。

○10番（西田治利君）

議席番号10番、西田治利が3点について質問をいたします。

大きな1番、（仮称）知名認定こども園関連について。

①広大な土地買収になっているようですが、将来においてほかに施設の導入が計画されているのか伺います。

②新認定こども園の開設に伴う通園などの件で、遠距離の地域の同意は得られているのか、通園の手段はどのような計画なのか。

③住吉校区、上城校区の園児についての対応はどのような計画なのか。

④待機児童の発生は解消されるのか。

⑤あいた建物は耐震度によって活用の計画はないのか。

大きな2番、地域に点在する集団墓地について。

最近墓地に関する話題や議論が聞こえるようになってきたが、これも時代の流れなのかと思いますが幾つかの点について行政側と個人とそして集落としての立場はどうあるべきか指導を含めてお聞きします。

①町として墓地、納骨についての設置条例が制定されているのか、町長の認可があるのか、あれば主な点の説明をお願いしたい。

②所有権と使用権とは契約が必要なのか。

③無人墓地の対処はどうあるべきか。

④墓地の引き揚げ時に伴う施設と墓石等の撤去の処置責任は問われるのか。

⑤墓地周辺公園整備事業なる補助事業はないのか。

大きな3番、ウオーキング大会について。

健康づくり推進の一環としてウオーキング大会またはウオークラリーを整備がなされているようである。大山森林の中をめぐり歩くコースで年開行事の一つとして組み入れてはどうですか。

これで第1回の質問を終わります。

#### ○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの西田議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番の①ですが、今回、これから答弁することで、認定こども園と申し上げますので、仮称ではありますがけれども、もう省略いたしまして知名認定こども園ということでお答えいたします。

まず、今回の知名認定こども園の関連の土地買収につきましては、昨年度建設用地として3筆、3, 663. 38平方メートル、本年度、造成に伴い用地を切り下げるための埋立用地として2筆、2, 447. 45平方メートルを買収しております。

ご指摘のように、誘致が、当初予定は、建設用地の、先ほど申した3筆のみで建設にスタートする予定でありましたが、作業を進めていく中で、幾つかいろいろ問題点というか、この際というような思いもありまして面積が拡張したわけですが、その大きな幾つかの理由を4点ほど申し上げてご理解いただきたいと思います。

まず、冒頭申し上げたように、前提としては最小限の範囲内で買収を予定していたということ、3筆の3, 663で予定をしていたわけです。ところが、当初買

買収予定地の周辺の用地を確認、調査をしているうちに、現在の知名保育所用地の買収した時点で、既にも買収してあるものと思われる土地が数筆あること、同時に、それらの土地がその時点で買収された土地周辺が、周辺の皆さんとの境界筆界未定となっていることが判明し、その筆界未定を解消するため関係地主との協議の結果買収に応じる旨の回答がありましたので、買収するということになったわけです。

3つ目の要因として、認定こども園用地の造成に当たって、造成経費の概算設計を行ったところ、大量の土砂、要するに捨て土が発生すると、その捨て土を外に搬出することをしなければならないようなことが判明し、その多額の経費を考えますと、むしろその経費以内で筆界未定の部分を含めて買収したほうが安くつくことになるといったような事情もありまして、買収を進めたところです。

4点目に、そのことによって、予定地内の土砂を利用することで、駐車場やその他に利用することができる敷地が、委員からも、今後の利用計画の中でそれ相応の面積が確保できるといったような、以上の4点の理由、あるいは経緯等がありましたので、当初計画を変更して、周辺の用地を買収したということになります。

なお、整地された用地は、当分の間は認定こども園の園舎や園庭、駐車場として活用しながら、残りの用地はこども園と関連した施設の予定地として今後検討していきたいと思えます。

具体的な施設の検討は、現段階ではありませんが、こども園や子育て関連の施設を計画し、あのエリアを総合的な子育て関連のエリアとして活用してまいりたいというふうに思っているところです。

②です。知名認定こども園につきましては、本年1月14日に下平川公民館において下平川小学校区を対象とした説明会を行い、翌1月15日には中央公民館において知名小学校区を対象にした説明会を開催しております。

説明の内容としましては、子ども・子育ての新制度について、知名町子ども・子育て支援事業計画について及び知名認定こども園についての説明をしております。

その段階で、おおむねそれぞれの保護者や関係者の皆さんのご理解はいただけたものだと判断しております。

ご質問の遠距離園児の通園についてであります。現段階では、マイクロバスでの送迎を計画しており、ルートなど今後詰めなきゃならない部分もありますが、今後説明会等で対応していきたいと思っております。

③住吉、上城校区の園児についての対応ですが、教育委員会において、保護者を対象とした説明会を開催しているようであり、平成28年3月31日と申しますのは、その翌4月1日で住吉、上城の幼稚園児については、田皆のきらきら園に通園

していただくこととなりますので、3月31日に住吉、上城の幼稚園を閉園し、4月1日に認定こども園へ統合するということです。

なお、先ほど申し上げましたが、園児の送迎につきましては、マイクロバスでの送迎を計画しております。

なお、マイクロバスについては、つい最近、日本財団の助成事業を申請しておりましたが、その助成の旨が1台決定をいたしましたので、来年の早い時期に日本財団から贈呈いただくマイクロバスが納車できることとなっていますので、今後、擬装等を行い、また地域の園児の皆さんの便宜を図るコストの設定を検討してまいりたいと、教育委員会と一体となってやりたいと思っております。

④です。知名町の教育・保育の利用につきましては、知名町子ども・子育て支援事業計画において、平成22年度から26年度までの実績の数値、27年から31年度までの推計数値に基づき、教育・保育の量の見込みを年間308名と見込んでおります。

待機児童の解消についてですが、平成29年4月1日の知名町認定こども園、保育園の利用定員を知名認定こども園200名、田皆認定こども園60名、しらゆり保育園60名としており、合わせて320名となり、年間見込みの308名を上回っておりますので、待機児童の発生は解消されるものと思っておりますし、同時に、以前も説明してあるかと思いますが、子ども・子育ての支援の新しい制度においては、保護者の就労に関係なく全ての対象年齢幼児を預かることとなっていますので、少なくとも保護者が希望すれば、全ての幼児を預かることとなります。したがって、そういう意味でも、待機児童は解消されるということでもあります。

⑤ですが、知名保育所が昭和55年、下平川保育所が昭和59年に建設されておりますが、建設されてから30年以上経過しており、現在の耐震基準で設計されておりませんが、他の施設として利用することには何ら支障ないものと思ひ、あいた段階でその再利用計画を考えていきたいと思ひます。

なお、現在のところは、具体的な利用計画はございません。今後、公共施設の再整備利用計画の中で検討してまいりたいというふうに思ひます。

大きな2番です。

①ですが、基本的には、町として墓地、納骨についての設置条例は定めておりませんが、国の墓地埋葬等に関する法律により、平成11年度以降は、墓地、納骨堂または火葬場の管理及び埋葬等に関する事務は市町村の権限となっています。

本町では、平成15年に「知名町墓地、埋葬等に関する法律施行細則」を制定し、同法の施行に関して必要な事項を定めています。この中で、墓地の設置等で町長の

許可が必要な事項は、1つが墓地、納骨堂または火葬場の経営の許可。2つ目に、墓地の区域または納骨堂もしくは火葬場の施設の変更の許可。3つ目、墓地、納骨堂または火葬場の経営の廃止の許可。となっていますが、この規定は、民間事業者が営業として経営する場合を想定しており、自治体が設置、経営する場合は、別途諸手続が必要であるかと思いますが、現在のところは、町で、今申し上げた墓地、あるいは納骨堂、火葬場の設置は、設置、営業する計画はありません。

なお、火葬場については、もう既に両町の一部事務組合で設置をしてあります。

②です。所有権と使用権の関係ですが、一般的に民間事業所がする場合は、墓地等の経営許可の際、墓地の所有者、使用者、使用計画について審査することになりますが、本町に存在する墓地は法施行以前から存在するみなし墓地、または地縁団体による共同墓地、もしくは個人墓地となっているため、所有権と使用権の詳細な把握はできていません。

しかしながら、墓地使用者の権限の明確化や無縁墓となった場合の取り扱い等の問題解決のためにも、できたら所有者と使用者の使用契約の締結が望ましいというふうに思います。

なお、一般的に、本土のほうでは、墓地の場合は、契約で売買しておりますけれども、あくまでも所有権の移転しない、名義が変わらない、永代使用権というような形で行われているのが現在の慣例です。

したがいまして、私どもとしてもそのような感覚で、特に所有者と使用者との権利関係は明確でないというふうに思っています。

③無人墓地の対処はどうあるかということですが、墓地、埋葬等に関する法律施行規則によれば、無縁墳墓については死亡者の縁故者及び無縁墳墓に関する権利を有する者に対し、1年以内に申し出るべき旨を官報に掲載し、かつ無縁墳墓の見やすい場所に設置された立札に1年間掲示してもその期間に関係者の申し出がなかったことを要件に、墓地経営者による無縁墳墓等の撤去の対応が可能ですが、先ほど申し上げたように、ちょっとした墓地、無縁墓地等も含めてかかわっておりますので、その問題はあくまでも個人の問題だというふうに理解しております。

墓地の引き揚げ等の関係ですが、墓地等の使用契約に明記されている場合を除き、施設や墓石は個人の所有物でありますので、所有者の責任において撤去等を含めた処分をするべきものだと考えております。

⑤ですが、墓地の経営許可要件の中に、墓地は、道路、河川、海岸、鉄道または軌道に沿わないで、人家その他人の多数集合する場所から100メートル以上離れ、飲料水を汚染するおそれのない場所であることというふうに基準を設けてあること

からして、公園等人の集まる施設の整備に対する補助金はないものであり、以前、町内でも集落単位で集団墓地を建設した事例がありましたが、その段階では、集団墓地の整備に関する要綱で町からそれぞれの地域に支援、助成をしておったわけですが、補助金の統一化に伴い、その集団墓地の整備に関する助成制度は廃止し、一般的な町の補助金要綱に基づいて、ケース・バイ・ケースで対応することになっております。

大きな3番です。近年、町民の健康づくりに関する意識の向上に伴い、朝夕ウォーキングを行っている姿をよく見かけるようになりました。

本町でも健康増進に寄与するために知名漁港からバイパスを経由するウォーキングコースを設置し、年1回ウォーキング大会を開催していましたが、コース上の安全対策や天候不順による内容変更、個々の体力や疾病の有無等による適正な負荷の設定など、集団によるウォーキングを行うには多くの問題があり、現在は実施しておりません。

ウォーキングの健康増進に対する有効性については、町保健センターが行う健康教室などの機会に紹介するなど、啓発活動に取り組んでおるところです。

このようなことからして、大山に整備されている遊歩道についても、自然散策や森林浴にご家族や友人等のグループで活用していただければと考えています。

なお、現在、大山遊歩道はさらなる整備を有する必要がありますので、今後検討するとともに、大山の再整備計画の中で森林セラピー等も考慮した森林ウォーキングコース等の設置も、その検討の一つだと思っております。

以上です。

#### ○10番（西田治利君）

それでは、順次、再度質問させていただきます。

今、喫緊の課題として数件、先ほどから話も出ておりますが、老朽化した施設の建てかえが迫られているが、将来においてこの認定こども園の場所に設置の計画があるのかということでお尋ねをしてみたわけです。

広大な3,300坪ですかね、約1町歩ですか。町長の今の答弁によりますと、後々の先行投資を見込んでのことだというふうに理解をしたいと思います。

将来、施設の集合については、あらゆる面で大変好ましいことだと私は理解をいたしております。

そこで、その場所の道路際に風葬跡がありますけれども、そこらとの境界については、壁をつくるべきじゃないかなと思うんですけれども、そこらはどうお考えでしょうかね。

○町長（平安正盛君）

ご指摘の件については、担当ともいろいろ、また集落の関係者の皆さんともいろいろ意見がありまして、検討して、当初は、先ほど申し上げた現場の土砂がかなり出ますので、そこまで含めて、今ご指摘の例の場所についても埋め立てをという話もあったんですけれども、そこまではどうかと、やはり神聖な場所ということもありますので、当分はそこを残して、2カ所ありますけれども、その部分は残して今回の造成をしようと。

今後、地域の皆さんの理解もいろいろあるでしょうし、また、どういう状況で利用計画が出てくるかわかりませんので、今回、後ほど追加提案する造成の1工区、2工区の工事請負についての内容の中身になっていきますけれども、その部分はとりあえず外して、その周辺を埋め立てて、現場から出た土砂で。

そこはまた、その流出防止をしないといわんわけですので、しっかりそこらの対策は講じてあります。

○10番（西田治利君）

今、造成の話が出ましたけれども、造成、掘り下げていった場合に、風葬跡の場所との段差みたいな形はとれるのか、同じような高さになるのか。

○町長（平安正盛君）

後ほど追加議案を議長の了解で提案する予定でしたけれども、追加、今配ってもいいですか。

詳細については、担当の課長がしますので、担当の課長から。

○議長（今井吉男君）

しばらく休憩します。

休 憩 午後 3時35分

---

再 開 午後 3時36分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○町民課長（榎 憲次君）

すみません。申しわけございません。ちょっと今2工区と申し上げたんですけれども、1工区が一番最後のところでございます。

こちらにその全体の平面図が載っております。そして、開発区域については、1万936.72平米となっております。

それから、そこに埋め立て面積とありますけれども、その真ん中の、こちら真

ん中のほうです。こちらが今回買収をしまして埋め立てをすることでございます。

それから、この下のほうが、今、西田議員が言われました風葬跡ですけれども、風葬跡まではかなり10メートルぐらい、まだ埋め立ての一番下のほうまでありますので、全く触らないと。その埋め立てたところと風葬跡との段差をどうするかということですが、これはのり面で、また10メートルぐらいののり面をつくりまして、そこでやるということで、土砂の流出等はないということではございます。

それから、排水路につきましても、それぞれその手前で排水路をつくりまして、側溝に流しますので、そちらのほうに敷地の水は行かないということになっております。

○10番（西田治利君）

段差については、じゃ、そう心配することはないということですね。

林のそこらもそのまま手つかずに、そのままになるということですね。

○町民課長（榑 憲次君）

上のほうですかね。

○10番（西田治利君）

上も下も。

○町民課長（榑 憲次君）

今、ちょっと見づらいたと思うんですが、課長さん方すみません。この真ん中の埋め立てたところの上と下に風葬跡がございます。風葬跡のほうは、それぞれ、先ほど町長が申しあげましたとおり、今回は基本的には触らないということで、上のほうともちょっと段差がありますので、そこらも、上のほうにちょっと赤い線があると思うんですが、後でまたご説明、細かくありましたら説明しますが、そこらのほうに風葬跡があるわけですが、また、これにつきましては、今回は触らないように工事設計をいたしまして、業者のほうとも10日の日にまた提案をいたしまして、議決いただけましたら業者のほうとも打ち合わせをして、工事施工に入りたいと思っております。

○10番（西田治利君）

今、資料いただきましたので、じゃ、造成については業者がもう選定されたということですね。前建さんと宗岡組さんで1工区と2工区ということで理解をします。

通園についてですが、先ほど町長の説明では、マイクロバスが1台決まったということのようですが、その1台で東も西も運用するのかどうか。そこらはどういう計画ですかね。

○町民課長（榑 憲次君）

幼稚園児のほうが、ちょっと後人数のほうは、また教育委員会のほうに確認をしたいんですが、そう多くはないと思っております。

子供が12名、教員が4名と、十七、八名ですかね、今回決まりましたバスに乗れますので、そのバスで、ルートはこれから検討しなければいけませんけれども、住吉から幼稚園の幼児部の方を乗せて、それで上城に乗って、回ってからきらきらに行くというルートになって、1台で現在のところ予定をしております。

○10番（西田治利君）

知名認定こども園の場合には、これから検討するということですか。今、言われたのは田皆のきらきら園の通園について。

○町民課長（榑 憲次君）

今、田皆の件を申し上げました。知名については2台必要かと思っております。

○10番（西田治利君）

住吉、上城、上城はどうかわかりませんが、住吉方面であると、新しくできたというのは認定こども園と田皆のきらきら園と距離的に考えれば同じくらいかなと思うんですけども、選定の決定については保護者の意向を大事にされるということではない、もし、住吉方面の子供さんが知名認定こども園に行きたいということになった場合には、どういう判断でしょうか。

○町民課長（榑 憲次君）

これにつきましては、昨年行いました子ども・子育て会議、子ども・子育て基本計画の中で、その件についても議論をいたしております。

そして、きらきら、一応校区分けということで、その上城、そして、田皆、住吉につきましては、田皆中学校校区ということできらきらのほうにと。そして、知名のほうにつきましては、知名とそれから下平川、これが知名中学校校区ということで、中学校区で分けてそれぞれ範囲を設定してございます。

そして、基本的に、どちらも父兄の希望があれば入れるわけでございますけれども、基本的にはそれをお願いして入っていただくということになります。

○10番（西田治利君）

わかりました。

あと入園資格については、町内に住所を有する子供、それから、他市町村からの申し込みについては、どうなりますかね。

○町民課長（榑 憲次君）

基本的に町内に、もちろん住所のある方が通園するということになります。

現在、保育所におきましては、和泊町とも、仕事場が和泊町にあるとか、そういう方は、また広域入所ということで両町で協議をしまして、そして受け入れということになりますので、こども園につきましても同様の対応になると思います。両町で協議をして、例えば和泊町から知名町に入った場合は、和泊町役場のほうから知名町に協議をしていただいて、それから入所決定をするということになります。

○10番（西田治利君）

これに載っております第5条に、他市町村から保育の利用について協議を受けた場合は受託することができるということが書いてありますので、隣町からもし希望があれば、協議の上オーケーだという理解でよろしいわけですね。

○町民課長（榎 憲次君）

基本的にそうでございますけれども、ただ、施設としましては、町内に住所を有する子供さんが優先でございますので、もし定員に達した場合は、町内の子供さんを優先することになると思います。

○10番（西田治利君）

次に、幼保一元化によって得られる子供の最善の利益が実現される社会とありますが、主なる利点とはどのようなことなのか、お聞きします。

○町民課長（榎 憲次君）

ちょっとご質問の中身が、ちょっと抽象的過ぎてわからないんですけれども。

○10番（西田治利君）

この冊子の1ページですけれども、計画策定の背景と趣旨というところに、新たな制度のもとでは、子供の最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、制度、財源を一元化して、新しい仕組みを構築し、子供の幼児期の学校教育、保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質的向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されていますというふうに書かれています。

その子供の最善の利益というのは、主な、どういった利点になるのかということです。

○町民課長（榎 憲次君）

基本的にお答えしますと、現在、保育所、幼稚園にも通っていない子供さんがおられると思います。自宅で。

先ほどから申し上げておりますけれども、基本的にこども園になりますと、全ての子供たちが希望さえすれば入れるということで、親御さんのいろんな負担も軽減されますし、子供さんも集団生活の中でいろんなことを学んで成長できるということになります。

それから、少人数で現在保育を受けているところも、例えば知名になりますと200名と大きな人数の中でいろんなことができますので、子供さんたちが将来育っていくうちにおいて、いい、いろんな体験ができる。

それから、人数がふえることによって、保育士、それから、保育教諭となりますけれども、こういう保育教諭のいろんな人数的にも確保されてきますので、子供たち一人一人に目が届いて、いろんな教育ができてくるということになると思います。

それから、きらきらでもしているわけですが、子育て広場ということで、保育所に通っていない子供さんも週に1編とか、月に1編とか保育所に通いまして、日ごろのいろんな悩みとか、そういう話もお母さんたちと保育士と話をして、いろんな子供さんの子育てについての場も設けられると。

それから、本町でやるかどうかはわかりませんが、療育関係とか、いろんなそういうことも可能でございますので、そういう意味で今度の計画については、それらも含めて子供の利益になるという考え方でございます。

#### ○10番（西田治利君）

わかりました。

少子化対策等も含まれてのことだろうと思って理解をしたいと思います。

次に、先ほど町長の答弁で人数の話が出ましたけれども、ゼロ歳から5歳までになるんですね。対象者は。

この11月30日付の資料、年齢別人口集計表というのを町民課からもらいましたけれども、大体平均して毎年60名から70名までの間に出生がありまして、5歳まで含めると360名ぐらい出生されていますけれども、この人数を園に受け入れるということになるとちょっと足りないんじゃないかとも思うんですね。どうですかね。先ほど町長は320だったですかね。320ですね。そこらの。

#### ○町民課長（榎 憲次君）

この計画を立てるに当たりまして、その対象となる保護者からもアンケートをとっております。あなたは、こういう施設ができれば子供さんを預けますか、どうしますかというアンケートを何項目かに分けて、そしてニーズを調査して308名という数値が出ております。

そして、先ほど320名と町長のほうがご答弁申し上げましたけれども、知名認定こども園につきましては、最大240名まで定員を拡大することができます。それを見込んで現在設計を進めておりまして、360名まで最大受け入れることができますので、先ほど西田議員が申された数字とも合致するものと思っております。

#### ○10番（西田治利君）

わかりました。合致しますね。

これで360は大丈夫だということで、待機児童は発生しないということで理解をしたいと思います。

それから、あいた建物の活用については、町長の答弁でも使えるところは利用していきたいということのようでありますので、下平川幼稚園、それから、保育所、知名の幼稚園、それから、住吉、知名の幼稚園、保育所、2カ所、4カ所、5カ所、6カ所ぐらいですかね。建物としてはあいてくるわけですので、そこらの活用は積極的な活用にしていただきたいと思うんですけれども、先ほど、何か出ました展示会場なども結構こういったところに活用したらどうでしょうか。

#### ○町長（平安正盛君）

先ほどの答弁にちょっと追加をしておきたいと思いますが、結局来年4月に知名の幼稚園、住吉幼稚園と上城幼稚園があきますので、そのことについては、耐震等のいろいろ検討しながら改装して、地域に開放する方法を今検討している。地域にどういう形で開放するかは別として、一つは、一番要望が多いのは、放課後学童クラブが要望が多いですので、しかもそれぞれ学校の近くにありまますので、そこに利用していただくと、もちろん直営するわけにはいきませんので、そういったNPOとか、そういったグループができれば、その施設を利用していただきたいと。

それから、知名の幼稚園は、今、3棟ありますけれども、保育室の2棟はもう非常に危険ですので取り壊して、残り遊戯室がありますけれども、それはまだ耐震上問題ないというような判断で出ていますので、その部分は残して放課後クラブか何かの関連の施設に活用すると、残り下平川の幼稚園と下平川保育所については、同じく下平川幼稚園については、学童クラブ等々の希望者があればそこに通うし、下平川の保育所については、また別途立地条件を生かす方法を検討したいなというふうに思っているところです。

今の知名の保育所は、あの近くに今度認定こども園できますので、その関連で、とりあえず一部解体ができれば、グラウンドが非常に狭いので、グラウンド用地として確保する意味で一部取り壊しなのかなというふうに思って、今後の状況を見ながら今の知名の保育所については検討し、先ほど課長から言いましたように、今いろいろ障害関係の預かる施設といういろいろ声も聞いていますので、そうした、冒頭申し上げたように、子育ての関連の施設を総合的にそこにまとめたなというふうに思っているところです。

#### ○10番（西田治利君）

わかりました。

この件についての最後なんですけれども、町長、これは直接関連はしませんけれども、これからの児童・生徒の増減にもよることですけれども、小・中学校の統廃合については、将来像としてどのように予想されておられますか。よろしければちよっとお答え願いたいんですけれども。

○町長（平安正盛君）

いろんな機会、そういった関連のいろいろ議論したときに申し上げてきたところですが、小学校については、やはり地域の明かりだと、拠点ですので、小学校は、やっぱり地域の皆さんもそうって小学校ぐらいいは残してくださいというような声をよく聞きます。それはまさにそうだと思います。

一方中学校については、ご承知と思うんですけれども、中学校の場合には、クラスに応じて教職員の配置の基準がありますので、基本的に、もちろん管理職関係、専門職を除いて1クラス2名ですので、例えばそれが3クラスになったら教科を持つ教員が6名しか配置できないわけですよ。基本的には。そうすると、中学校で一番子供の学力を伸ばさないといけないときに、専門教科となる数学とか英語とかどンドンいろいろ入ってきたときに、場合によったら、私は教育委員会時代にそのことも経験したんですけれども、専門の先生外の皆さんが異動してきた場合に、臨時免許で授業してもらうとか、いろんなそういったことがあるので、できたら中学校は規模を大きくして、6クラスなら12名の教員が配置されますので、そういった教科構成がしっかりできるものだと思います。

今申し上げたのは原則論です。ただ、知名町の地形上、じゃ田皆中と知名中ではできるかと、場所的に。そこはまたいろんな問題があるので、それはまた別の議論になると思います。

じゃ小学校どうするのと言ったときに、基本的に地域に残さなきゃいけないですけれども、今言われるように、年々子供たちが減って、今上城、田皆、住吉複式の学級も出ているような状態の中で、果たしてそれが子供たちの教育上、もちろん複式が悪いとは言いません。また複式は複式なりのメリット、効果もあるわけですので、ただ、そういう中で、先ほど町民課長が言ったように、子供たちを大人数で社会性を身につけるのは、やっぱり人数が多いほうがいいんじゃないかと。

であれば、じゃもう今、各小学校の児童数が少なくなっていったときに、じゃそれでいいのかというまた思いもあります。

ことし4月から学校教育法が改正されまして、義務教育学校という制度ができました。これは、小学校と中学校の境目をなくして、小学校の6年間と中学校の3年間一体として捉える制度が4月から認められて、何々小学校、何々中学校ではなく

て、義務教育学校という制度がスタートしていますので、今後、場合によっては、今申し上げたようなことも考えてもいいのかなというふうには思っています。

ただし、それは、地域にそれをご理解いただかなければいけませんので、単に私ども行政だけが走るということはしていけないと思うし、今の義務教育学校の制度を説明しながら地域の理解も得られれば考えることもあるのかなというふうには思っています。

○10番（西田治利君）

わかりました。

我々議員連盟も、せんだって大和村を視察したときに、大和村が8年かけて中学校を統合したという話を聞いております。

次に行きたいと思います。

ものの記録によれば、明治10年の時の町長の命により風葬は公衆衛生上よろしくないなどの理由により、埋葬に切りかえるよう指示があつて、集団移転をさせられたと記されています。

先ほど町長も答弁されたように、知名町の施行細則第2条の法律第10条第1号の規定によれば、墓地、納骨堂などを経営しようとする者は、町長へ申請を提出とありますが、先ほどの答弁で、この経営とは、要するに営利を含めての経営なのか、ただの運用のことだけなのか、そこらはどういう理解でいいのでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

お答えします。

墓地埋葬法などの法律が昭和23年度に成立しているんですが、ここでの前提となるのが、墓地につきましては、長く続くこと、それから、非営利的でなければいけないということで、この法律では、許可する相手が地方自治体と、それか地方自治体ができない場合は、宗教法人。宗教法人もできない場合に限って公益法人と、これらの公の利益を追及するような団体に許可を与えるということになっておりますので、一般的に沖永良部でいう墓地については、これはもう法ができる以前から、もうその地域の習慣、慣習としてずっと守っているところがございますので、なかなかその経営の許可という条項は当たらないと思います。

新たに、例えば知名町が知名町の墓地を全部集めてどこかにつくるとか、あるいは宗教法人がその定款の中にうたってどこかに、その敷地内につくるとか、そういうときのその墓地の所有権、それから使用権とかいう契約等についていろいろと決めることを経営と言っていると解釈しております。

○10番（西田治利君）

例えば、今、瀬利覚は集団墓地ですよね。下の浜のところ。あそこの管理というのは、じゃ個々にもう委ねるしかないんだということの理解になるわけですかね。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

瀬利覚の墓地につきましては、たしか瀬利覚字が地縁団体として法人化されまして、墓地についてもその財産として土地台帳に載っているかと思います。

そのようなことで、その地縁団体の代表者が墓地の管理者とはなりますが、それよりも、やはり今までの慣習とか、そういう風俗慣習を守っていくことが大事ではないだろうと私は思います。

○10番（西田治利君）

それでは、瀬利覚の場合には、あそこの墓地内においても共有地、法人化はされている、共有地が登記されているところに個人のお墓があったり、また、個人でも登記もされている場所にお墓があったりと、この2通りあるわけですね。

それで、この所有権と使用权についてはどうなのかということを知りたいわけですが、今でもだろうと思うんですけども、僕が区長時代にはあったんですけども、要するに、内地から来てからお墓を引き払って、都会へ会葬して帰るんだというときに、区長さんのところへ来て印鑑をもらいに来ますよね。あれはどういう意味なのか、ちょっと教えてください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

会葬という語句の定義は、今現在ある墳墓から埋葬された死体、それから、焼骨した遺骨を別の場所へ移すということを法律上は会葬と呼んでいます。

その区長さんに印鑑をもらいに来るということは、その管理者が区長であるということを知っているんじゃないでしょうか。

もし、町が経営の墓地がありましたら、当然町が管理者ですので、経営者の町にこういうふうに着葬して、引き揚げますよと、そういう許可を得て、じゃ墓石についてはこう処分しなさいよと、そういう指示を受けてその墓地の持ち主は着葬することになるかと思いますが、区長を代表者として認めて印鑑をもらいに来ているのではなかろうかと。これはあくまで推測ですが、思います。

○町長（平安正盛君）

私も経験していますけれども、今、区長の印鑑を欲しいと……

○10番（西田治利君）

役場から、多分もらっておいでと言われて……

○町長（平安正盛君）

これは、役場はそういうことをしておりませんので、向こうへ持っていったとき

に、向こうの、例えば私の例は、神戸の市営の墓地ですけれども、向こうが過去どこどこで埋葬してありましたが、ここに移しますよと、過去の事例をチェックするためにこっちの印鑑を持って、それを向こうに提出してきたんですよ。そのための印鑑が区長であり、例えばその周辺の皆さんの印鑑というか、承認と。向こうへ持っていくための資料ですので、何らここでの権限云々はまた別問題ですよ。それは私も経験していますので。

○ 10番（西田治利君）

わかりました。

多分役場から言われて区長のところへ印鑑をもらっておいでと言われて来ていただろうと思われるんですけども、要するに、その集団墓地の管理者なる者は区長でいいというふうに解釈していいですよ。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

墓地に関しては、たとえ個人名義であろうが、字名義であろうが、行政としては、これはもう少なくとも字の所有だということで、もう慣習的にずっとやってきているんだということで理解しております。

○ 10番（西田治利君）

わかりました。

中途半端ですけども、次に行きたいと思います。

3番についてですけども、地域によっては、歩け歩け運動を自主的に推進している地区もあり、結構なことと思います。町自体も率先してやってみてはどうかという提案であります。

せんだって、大山の遊歩道を歩いてみたんですけども、きれいに整備されていて、気持ちいいものでした。ぜひ検討していただいて、それを年中行事の一つとしてやっていただきたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

町長からもありましたとおり、昨今の健康ブームに乗りまして、ウォーキングにつきましても、それで、ここでコースの設定、時間等を決めてやられておるようです。

町長からもあったとおり、なかなか大会として催すと競争ではないものですから、一概に同じスペースというわけにもいかないし、負荷も難しいと、それから、天候によるかなり延期等もございまして、もう今コース設定して大会は中止しております。

また、大山のほうに町長が先ほど言われたとおり、遊歩道が整備されました折に

は、またその中身等を見ながら適切に対処したいと思います。

○10番（西田治利君）

ぜひ、実現の方向でお願いをしておきたいと思います。

これは、参考までにですけれども、監査委員の研修のときに、宮崎県の児湯郡西米良村、人口1,200名前後の村ですけれども、そこでは、毎日のようなことでイベントを開いているということでもあります。職員も大変忙しそうでもありますけれども、生きがいを感じているということでもあります。

それと、その村は、納税率100%だそうです。未徴収の税は一つもないということで、ゼロだそうです。ぜひ検索してみてください。

それから、先ほどのお墓の件ですけれども、これも監査委員の研修のときに、宇検村へ行ったんですけれども、今、宇検村では、墓地を、納骨堂を新しく建設して、立派な館を構えて、八角形か六角形かですけれども、資本をかけて新しい納骨堂を建設して、14集落のうちの9集落が新しい納骨堂をつくって、そこにもう集中してやっておられるということで、その例が、例えば、湯湾地区457名の人口ですけれども、コンクリートづくりの平家で190.2平方メートル、57坪ほどですけれども、8,614万円の建設費で、集落負担金が5,000万円、それから、集落外利用者負担金が510万円とか、行政支援というものも500万円あるんですけれども、これは多分周囲の公園事業に対しての助成じゃないかなと思われま

す。そういったことで、宇検村もすばらしく立派な納骨堂を建設中だということで、我々監査委員、全員視察してみて驚きを感じたところで、集落が資本金を相当持っているなということでありました。

そういうことで、私の質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで西田治利君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす9日は、午前10時から会議を開きます。お疲れさまでした。

散 会 午後 4時12分

平成 27 年 第 4 回 知名町 議会 定例会

第 2 日

平成 27 年 12 月 9 日

平成27年第4回知名町議会定例会議事日程  
平成27年12月9日（水曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第2号）

○開議の宣告

○日程第1 一般質問

①森山 進君

②平 秀徳君

③今井 宏毅君

○日程第2 承認第15号 専決処分した事件（専決第15号）  
平成27年度知名町一般会計補正予算（第3号）

○日程第3 議案第61号 平成27年度知名町一般会計補正予算（第4号）

○日程第4 議案第62号 平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算  
算（第2号）

○日程第5 議案第63号 平成27年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第1号）

○日程第6 議案第64号 平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第  
1号）

○日程第7 議案第65号 平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正  
予算（第2号）

○日程第8 議案第66号 平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補  
正予算（第2号）

○日程第9 議案第67号 平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）

○散会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	田中富行君	2番	今井宏毅君
3番	名間武忠君	5番	森山進君
6番	山崎賢治君	7番	平秀徳君
8番	松元道芳君	9番	東善一郎君
10番	西田治利君	11番	奥山直武君
12番	福井源乃介君	13番	今井吉男君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田昭三君 議会事務局次長 東公仁君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	平安正盛君	会計管理者兼会計課長	安田輝秋君
副町長	宗岡与名彦君	税務課長	山崎實君
教育長	豊島実文君	町民課長	榊憲次君
総務課長	榮信一郎君	保健福祉課長	安田廣一郎君
総務課長補佐	村山裕一郎君	老人ホーム園長	新納哲仁君
企画振興課長	榮照和君	水道課長	伊藤末隆君
農林課長	安田末広君	水道課参事	山田悟君
農業委員会事務局長	川野兼一君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島徳幸君
建設課長	高風勝一郎君	学校教育課参事	平山盛文君
耕地課長	窪田政英君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長	大郷一雄君
耕地課参事	山下清則君	給食センター所長	徳岡秀郷君
耕地課長補佐	池上末亮君		

△開 会 午前10時00分

○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

これから本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（今井吉男君）

日程第1、一般質問を行います。

森山 進君の発言を許可します。

○5番（森山 進君）

おはようございます。

本日は傍聴においでの方連皆さんありがとうございます。

議席5番、森山 進が5項目について質問いたします。

初めに、町道・農道など、道路関係について質問をいたします。

観光や農業視察など、島外からの観光もふえ、美しい知名町を印象づけるためにも、道路沿いの雑草や街路樹などの伐採等は必要であり、常に美しい町並みを保持していただきたいと思いますが、このような道路の定期的な整備はどのような基準で行われているのか。また、各字において利用されている多目的機能支払交付金は、このような道路伐採などに利用することはできないものか。

近年、島内の至るところにおいて、松やモクマオウなど、枯れた防風林などが多く目につきます。特に道路沿いのモクマオウは倒木する危険があり、早急な対応が求められております。そのような木々の撤去予定はどのようにになっているのか。

次に、農業振興について。

近年の異常気象によって昨年度はバレイシヨに散水するなど、また、夏の干ばつも毎年のように起きており、特に農業用水の必要性を強く感じております。地下ダムの整備が進み、農業用水の確保された地区においては、安定的な農業経営が行われております。当初よりこのような計画のない知名地区への農業用水の手だてはないものか。また、このような農業用水を利用したサトウキビ、またバレイシヨの展示圃場が各地区に必要と思われるが、そのような計画はないものか。

大島本島に侵入した果樹や果菜類の害虫、ミカンコミバエの問題は短期的に除去

できるよう早期根絶に向け、全力で取り組む必要があります。幸いにも本島では現在のところ確認されておりませんが、未然に防ぐために果樹の取り扱いに伴う町民への協力依頼や誘殺トラップの設置など、さまざまな取り組みがなされていると思いますが、現在の状況や対応策はどのように行っているのか伺います。

次に、職員採用について。

本町の役場職員も元気な若者がふえ、各課において頑張っているところが見られ、大変うれしく思っています。来年度の退職者、また職員の採用基準はどのように行っているのか伺います。

次に、国内外の情勢の不安な近年、治安維持のためにも自衛隊の役割が大きくなりつつあります。本町の大山自衛隊も年に一度の訓練が行われているようですが、今後の計画は。

また、南西諸島の防衛のためには、航空自衛隊だけではなく陸上自衛隊の配備も必要と思われるが、そのような考えはないものか。

最後に、企業誘致について。

本町も少子高齢化が進み、人口減少が大きな課題になっております。IターンやUターンなど、若者が働ける雇用環境を整える必要があります、今後、企業誘致が必須と思われませんが、そのような計画はないものか。

以上。

#### ○町長（平安正盛君）

おはようございます。

きょうは、大勢の傍聴者がお見えです。ありがとうございます。これを機会にまた町政の推進にご理解とご協力を賜りますように、特にお願い申し上げます。

それじゃ、ただいまの森山議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番の①です。現在、町道・農道の伐採については、建設課の道路維持作業班で対応しているところであり、町道は現在、路線数167路線、延長22万4,904メートルあり、主に町道の伐採を行っているのが現状であります。農道につきましては、基幹農道であります農道西部循環線、通称ハチマキ線ですが、並びに農道屋子母大山線の伐採を行っております。

伐採基準につきましては、各イベント等が開催される時期に関連する道路の伐採や苦情箇所、また見回りの際あるいは地域からの情報の提供をいただいた部分の箇所について優先順位を決め、伐採を実施しているところであり、

②です。知名字が平成28年度から多面的機能支払交付金を導入するため、去る9月28日に知名字の生活館で水土里サークル活動導入説明会が開催されたところ

です。その説明会の中で、知名字は町道が多いことからこの交付金を活用できないのかという要望が多数あったと報告を受けております。また、知名字だけではなく他の集落からも町道に活用できないかとの要望はたびたび受けているところであります。

しかし、残念ながら、この事業の交付金は、農道並びに農業水利施設の維持管理に関する交付金でありますので、市町村道については交付金の対象外となっているため、町道の伐採に利用することはできません。そのことについてはご理解をいただきたいと思っております。

③モクマオウに限らず、道路付近の樹木については、町道敷地内でありましたら建設課で、農道敷地内でありましたら耕地課で対応し、防風林や保安林に指定されている箇所でしたら農林課で対応いたしておりますが、それ以外の個人有地内は地主側で対応していただきたいというふうに思います。

大きな2番です。以前からもこの件に関してはいろいろご意見、要望等をいただいているところでありますが、緊急畑総事業山田地区の水源となっている山田ダムの水を知名団地まで回せないかという件について県と調整を図ってきましたが、最終的に知名団地へ回せるだけの水の容量がないという結論に至ったところです。

知名団地周辺には、他の施設水源もないことから、新たなボーリングやため池の新設等により、新規の水源を確保する必要がありますが、それぞれについても困難な課題があります。

このため、当面は近くのコイン式給水スタンド等をご利用いただきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても、農業用水の確保は重要な課題であると認識しておりますので、関係農家の意向も踏まえ、知名団地への農業用水の手だてについては、県とも相談していきたいと思っております。

②です。各地区において品種の特性や地域への適合性を広く生産農家に確認していただくためにも、各地区に展示圃を設置する意義はまことに大きいものと思ひ、議員のおっしゃっているとおりだと認識しております。

しかしながら、圃場の確保や管理に係るコストと生育に応じた適期労力の確保が課題となっております。現状では、各地区の支部においてそれぞれが情報を交換するための研修会等を開催し、各圃場の現地視察を行い、栽培技術の確認をすることにより、展示圃の設置の目的の補完は可能だと考えています。

また、支部によっては、他の支部との合同現地視察の意見交換等も開催されているようであり、各支部の工夫によりさまざまな展開が可能であり、各支部による創意工夫を発揮していただきたいと考えています。

③です。非常に残念なことですが、議員のご指摘のように、11月早々、奄美・徳之島にミカンコミバエの発生が確認されております。このミカンコミバエは昭和55年に根絶され、それ以降、再侵入警戒調査として、知名町内に20基の誘殺トラップ設置と年2回の果実寄生調査を継続的に実施してきているところであります。

今回の奄美大島の緊急防除の対応を受け、トラップを現在の20基から50基へ30基の増設を行い、調査回数も月2回から週1回とふやし、侵入警戒を強めているところであります。トラップにかかった誘殺虫については、専門機関に送り、該当の害虫であるのかどうか、最終確認を行って判断をいたしております。

現在、ミカンコミバエの侵入は、本町では確認されておりませんが、侵入及び定着に早期対応するためにも、和泊町と共同し、誘引殺虫剤のしみ込んだいわゆるテックス板を島内全域に1,000枚設置をいたしております。また、侵入が確認された場合を想定し、両町で技術員連絡協議会を中心とした対策本部の体制を既に整えたところであります。

一方で、ポンカンやタンカンなどの収穫を迎える奄美大島では、12月13日より寄主植物の移動規制がかかりますが、島内流通に関しては規制がかかっていないため、販売されていくことも予想されます。町民の皆さんへは、防災無線で呼びかけやチラシを配布し、侵入地域である奄美大島や徳之島、さらには現在確認されている屋久島地区からの寄主植物の持ち込みを自主的に制限する活動やミカンコミバエが生息しやすい環境をつくらぬためにも、果物や野菜類の適切な処理のご協力をお願いしたいと思っております。

大きな3番目の①番です。来年3月末の退職については、定年退職者3名、早期退職予定者が3名の計6名に加えて、現在、県から派遣していただいております職員が1人いますが、3月末でもって2年の任期満了ということで、実質的には7名の退職ということになります。

②については、職員の採用の選考に当たっては、ご承知のとおり職員採用試験委員会が事務を担当しておりますので、詳細については再質問等で伺いたと思いますが、試験委員からいろいろ最終の判定会議の答申段階で、今回の基準等々については説明を受けているところでありますので、現段階でとりあえず私のほうからお答えをしておきたいと思っております。

なお、採用に当たっては、7月ごろに当年度の採用方針に当たって採用基準の決定あるいは日程等の決定をしてホームページや広報で掲載し、周知を図っているところです。

それから、それが終わり次第、募集を開始し、採用方針の決定と採用委員会で説

明を行っているところです。その後、採用委員会を開催し、試験を実施し、その試験で教養、適性、面接、加えて消防職員については体力測定を行っております。

そうした全ての試験等を経て最終の判定会議をするわけですが、全国の採用試験センターの結果報告を受けて判定会議を行い、委員会で決定した旨の答申を私が受け、その皆さんを予定候補者名簿に登載する旨の告示をいたしております。その後、名簿登載予定者に通知をし、承諾するか否かについて確認をし、最終的に承諾書を受けた該当者について新年度、4月1日に採用決定をしているわけですが、これまでの流れについて、試験採用委員会においては採用候補者名簿を作成します。

具体的には、受験者数が採用予定者数を一定以上上回る場合には、教養試験の点数により、一定人数までボーダーラインを引きます。そのボーダーラインの上に残った受験者のうちから、面接及び作文の点数、教養試験との総合点数により判定を行っております。受験者数が採用予定者数に満たない場合には、過去数年間の受験者の点数や合格者の点数などを参考にし、判定を行っているところです。

その後、判定により選考された者が採用候補者名簿に登載され、採用試験委員会から先ほど申し上げたように私に報告をいたし、その名簿の中から最終的な合格者の決定をいたしているところであります。

大きな4番です。このことについては、昨日の行政報告でもいたしましたとおり、今回、陸上自衛隊を主力に演習が行われたところであります。陸上自衛隊西部方面隊は、西部方面隊実動演習並びに平成27年度自衛隊統合訓練及び協同転地演習の枠組みの一部から構成され、平成27年度は鎮西演習と題して、10月下旬から11月下旬にかけて九州・沖縄で一斉に行われ、この沖永良部においても実施されたことについては、昨日の行政報告でいたしましたとおりです。

来年度の演習については、具体的な計画はこれからとのこととあります。これまでの演習についての経緯または事前に候補地を調査し、例年ですと9月後半に演習地を決定し、それぞれの地元と協議をしているところであります。決定については、これまでの演習に対しての地元の受け入れ態勢等も勘案されているようであります。

②です。国の防衛省は、南西諸島の防衛力や初動態勢強化のため、南西諸島警備部隊を奄美大島の奄美市名瀬佐大熊地区に警備部隊と中距離地对空誘導弾ミサイル部隊、そして瀬戸内町節子地区には警備部隊、地对艦誘導弾ミサイル部隊を配備し、南西方面での離島の進行や周辺海域封鎖などの航空攻撃や海上攻撃などの軍事行動に対処するための演習を行うこととしております。

本町においては、大山の航空自衛隊第55警戒隊が南西諸島区域の監視活動を行っており、また、監視業務の充実を図るため、最新のレーダー機器の整備も現在進

めているところであります。

大山基地の警備については、奄美大島に陸上自衛隊基地が整備されることや陸上自衛隊並びに海上自衛隊、航空自衛隊の統合訓練を行うことで抑止力につながるなど、総合的に勘案いたしているところであり、ご意見の陸上自衛隊の本島への配備については慎重を期す必要があり、住民の総意のもとにそれが地域からあればその対応をし、その後のことについては、いろんな機関の皆さんと協議を進めながら、先ほど申し上げたように、これは慎重を期することが必要でありますので、その状況いかんによって対応いたしたいと思っております。

大きな5番です。本町も少子高齢化が進み、人口減少が大きな課題となっております。Iターンや若者が働ける場所が必要で、今後、企業誘致が必要であるとは認識しております。現在、県が国へ申請予定の地域再生計画に参加をし、大都市圏から移転を希望する企業に対して誘致できる体制づくりを進めているところであります。

今後は、移転場所や優遇措置などの課題を解決するとともに、島外からの誘致だけでなく、島内におけるあるいは町内における企業、業を起こすことを促進し、Iターン、Uターンや地元の若者が働ける環境づくりの検討が必要であると考えています。

たびたび以前から申し上げているとおり、現在作業を進めている地方創生の総合戦略の中で人口ビジョン等も策定をしておりますので、その中で人口の減少の歯止めをかける対策として、今ご指摘の企業立地等も含めた形で就労の場を確保するというを現在、地方創生の中でも検討しておりますので、できるだけ早い時期に総合戦略を策定して皆さん方のご意見をいただき、その実現の取り組みを進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

#### ○5番（森山 進君）

順次また質問をさせていただきます。

道路関係についてですけれども、1番と2番は関連がありますので、先に建設課長、昨日も同僚議員のほうからあったんですけれども、伐採についてですけれども、先ほど町長の答弁のほうで、町民のほうから連絡があればその部分を優先にして行っているわけですけれども、この間見た大山線のほうもきれいに伐採してきれいな道路になっていますがということで、サイクリング道路も言われてきれいにしたわけですよ。

だから今のこの道路維持班ですか、3名ですか、みんなで、4人。4人で先ほど

言った距離間のちょうど、これが本当にできるものか。町民から言われて伐採して、建設課長として実際にこういうのはどういうふうにしたい。何か考えがないものかその辺をお尋ねいたします。

#### ○建設課長（高風勝一郎君）

まずは心遣いありがとうございます。

現在、建設課の道路維持の作業班4名で現在作業を行っております。先ほど町長も述べましたが、現在、町道が167路線の約224キロの町道部分、あと一部基幹農道の西部循環線、いわゆる通称ハチマキ線西部、それから農道の屋子母大山線も含めて現在維持管理を行っております。

伐採に関しての現在作業状況なんですけど、大体年間、イベントというか、島の行われる状況にあわせて関係する道路の伐採を行っております。例えて申しますと、現在、製糖時期に入っておりますが、約1カ月前あたりからキビ運搬車が草木が邪魔をして通れないであろうというふうな箇所、我々で気づいた部分、あと各集落からご指摘をいただいた部分を優先に伐採作業を行っております。

例えて申しますと、屋子母サイクリング道路の屋子母から西方面の部分、キビ運搬車が通りますので、その部分の作業を行っております。

それから、お正月、1月2日、町内一周駅伝大会があります。その影響する上平川から上城へ行く知名東循環線、通称ハチマキ東部になりますが、そのコースの伐採等は現在終わっております。

それから、ほか関係しますと町民体育大会、あと屋子母で行われます海開き等々、年間の各町で行われるイベントも含めて、そのほかで苦情または見回りをして気づいたところを行っている状態で、まずは多く集まるイベントの通行の支障がないように行っている状況であります。

おっしゃられた、現在4名で行ってございましてなかなか行き届かない部分、ご指摘のとおりそのとおりなんですけど、日々道路維持の皆さんには、一番けがというか、事故があってはいけませんので、それを優先に何とか年内1年間を通して作業をしていただいている状況であります。

#### ○5番（森山 進君）

実質的に224キロ、これが4人の皆さんでできるわけがないんですよ。ですから少しだけ提案したいなと思っております。先ほど町長のほうから多目的機能支払交付金ですか、あれは町道には使えないということですけども、実質的に各字にある農道、町道があるわけですよ、町のほうがほとんど伐採していないところが。その辺は地域の例えば知名であれば知名の皆さんにお願いしてさせる方法をとら

ないと、町で絶対無理と思うんですよ。町道であれば町が全部するべきでほとんど考えるわけですよ。だからこの4人でこれだけの距離は絶対できないんですよ。

課長、実質的に本当にこの距離は絶対にできないんですよ。幾ら頑張ってもできるわけがない。ただそのためには、多目的機能支払交付金かな、これを利用すべきかなと思うんですよ。字内にある町道があるわけですよ。本通りへの畑を通るのも町道が結構あるんですよ。そこはこれを利用してこの地区にさせたらいいんじゃないかと思うんですよ。建設課は本当に大きな町道でいいですよ。いろんなときに使うあの道路幹線をやってもらえれば、あとは地区がやると思うよ。耕地課長、町長はこれは難しい、対象外というのを言いましたけれども、臨機応変にできるわけでしょう。課長、どうなん、これ。一緒に。

#### ○耕地課長（窪田政英君）

ただいま多目的機能支払交付金の財源が町道または生活道路の伐採に使えないかというご質問ですけれども、先ほど町長のほうから答弁されましたように、この交付金のルール上は農道、水路、のり面、そういったところのいわゆる農村地区の農道や水路、ため池、そういったところの維持管理、点検作業、こういったものを使うというルールがあります。

ですけど、今、議員がおっしゃるように、地域にある生活道や町道についても、農道等、いつも農作業をしながら通っているわけですので、見た目は地域の道として皆さんが認識していただいて、通称水土里サークル活動といいますけれども、こういった活動の中で一緒に作業をする分には構わないと思います、作業は。

それこそ、この活動の事業の趣旨からいいますと、そういった地域の農道やため池や水路については、地域の皆さんで点検、また維持管理していこうというのが最初の狙いと私は認識しておりますので、ただその中でルール上はどうしても農道であるということだけはうたわれておりますので、そこは区別していただいて、作業は字の皆さんが集まって手分けして作業していただいていた方がいいんじゃないかなと私はそのように理解しております。

#### ○5番（森山 進君）

せっかくこういう事業があるわけですので、もう使わない手はないわけですよ。建設課4人でこれだけの町道ができるわけありませんので、こういうのを利用してさせるべきかなと思っています。実質的に30年、40年前は各字で「みちぶし」やったかな、各地区で道路伐採をしておったときもあったわけですよ。こういう時代になればまた元に返す必要もあるかなと思いますので、建設課、耕地課の皆さんはこういう道路についても、皆さんは大きな道路だけやればいいと思うておるんです

よ。字内にある町道とかああいうのは字に任せたほうがいいかなと思うんですよね、そうしないと絶対にできない。そうやれば常にこの地区はやるべきと考えてやっていきますので、この多目的のこれを利用しながら、できれば道路もきれいになる、まちもきれいになるんじゃないですか。先ほど課長のほうからできるということをお聞きしたので、あとは臨機応変にやります、大体の話。いや、まだ違うの。

#### ○耕地課長（窪田政英君）

言葉が足りなかったかもしれませんので、もう一度補足させていただきます。

ルール上は、この事業の交付金については、農道、ため池、排水路の維持管理に使用できる。ですからそこにかかわる、外注した場合は泥揚げとかユンボも使ったり、そういった外注にかかった経費、燃料代、そういったものはまさにそこには充当できますけれども、町道、生活道に使った分については区別していただくと、お金は区別していただくと。作業は一緒にやりましょう、それが町内20集落で展開されると、先ほど議員がおっしゃったように、その中には町道もありますし、生活道もあります。年末の大掃除もします。そうすると4名の維持班だけでしなくても、皆さんの協力が町内に広がれば、この活動が広がると今おっしゃるようにまちの道路は安全に維持されると思います。そういう形を目指すところがそこだと思っております。

ですから、先ほどあったモクマオウが農道に枝が落ちているよと。枝を拾いに役場のほうにというんじゃないで、枝があればそれは地元で直す、通れないところはススキを刈り払う。そういうのがそれぞれの地域で自主的に行われる、そういう町ができるが一番いいのかなと。その起爆剤としてこの多面的機能支払交付金というものが知恵を出して国が準備したと思っております。

#### ○5番（森山 進君）

できるということでこっちは判断してさせるようにいたしますので、実際にそうしないと絶対に町道はきれいにならない。建設課だけで絶対に無理ですよ、できるわけがない。せつかくのこういう事業ですので、また各地区でも、地区に入ってそのような形で自分たちのまちの道路は自分たちできれいにするというのでさせるような方法をとったほうがいいかなと思っております。

この3番の防風林関係のサイクリング道路です。結構、モクマオウが枯れておるんですよ。先ほど個人のは個人でさせたほうがいいかなと思いますけれども、このモクマオウは意外に大きいんですよ。あれは結構、台風が来るときは危ない。あれはユンボか何かで絶対に倒してここに寝かさない限りは、あれは県のものになるんですよ。県と話し合っただけで枯れたモクマオウなどは完全に倒したほうがいい。事

故が起きてから間に合いませんので、それは早急にするように。これは建設課なんか、サイクリング道路などのモクマオウは。

○農林課長（安田末広君）

ただいまのご質問に関しましては、地域住民からもさまざまな声をいただいております。所有者は県となっております、私どもも県に改善を何度か求めております。県のほうも台風の後とか即対応はできないということで、また我々の大山の林務の職員を回したり等しておりますけれども、この協議についてはまだお願いをしている段階でございまして、はっきりしたまだ返事はいただいておりますので、ただいまの意見を踏まえながら、またこの話は進めていきたいと思っています。

○5番（森山 進君）

これは早目にしたほうがいい、課長。なかなか県も事故が起きたらすぐ動くのよね。起きるまでにああいうのを処理しないと、これは早急にするように県のほうに伝えてください。

2番に入ります。農業振興です。

この知名地区への水についてはこの場所で何度も、何回か希望を持たせてくれたりしてくれて、そうするとまただめになったり、前は山田ダムの話もあってまただめになって、実質的にはもう知名には水が来ないのかなと心配してくるわけですよ。当時の計画のときに何で本管が通らなかったのかなと、また元に返るわけですよ。課長、その辺もう一度。

何とか答弁では県と相談するということですがけれども、地下ダムがあと3年ですか、30年には完成予定ですので、その後3年、4年にはこの地下ダムの水は全部、1,700町歩ぐらいですか、全部行くわけですよ。だから知名から徳時の間はないわけですよ。だから地下ダムが来ない分、何らかの水の手だてはするべきと思うんですよ。この地区の農家がおるんですよ。課長、この辺。ことし4月から課長になってやる気まんまんで、6月議会でも言っていましたので、何とか言ってくれ。

○耕地課長（窪田政英君）

ただいまのご質問につきましては、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、6月議会にもこれはご質問をいただきまして、県のほうに山田ダムのこういった資料があるんです。計画基準年決定資料という非常に難しい言葉ですが、いわゆる10年間の気象データを全てとって、山田ダムをいっぱいにした後、受益地に水をまいていく。それが10年間の降水量を全部見ていったときに、じゃ、ほかの地区への余剰分の水量があるかという計算をした表なんです、これに基づいて

んだって県のほうからも説明に見えましたけれども、どうしても知名団地のほうへ回す分だけの水がないということで、先ほど答弁のほうにもありましたけれども、そうしますと、知名団地の水の手当てをどうするかということになりますけれども、この件について国営さんにも相談しました。例えば正名地区で10町歩申し込んでいた人が使わないと、申し込んでいなかった人がすぐ隣に10町歩の畑があると。その場合はできるらしいんですね、同じ地区であれば、管がそこまで行っているのです。

ところが正名が10町歩要らないといった、じゃ、その分を知名になると、今度は計算上つくられている管ですので、また知名にそれを持ってくるというのは非常に難しいのかなということで、今建設している管については、そういったそれぞれの地区地区であれば多少の相殺、入れかえはできるんだけれども、知名に今すぐに計画変更、そういったことは難しいという結果もいただいております。

そうしますと、まだ地下ダムは完成しておりませんで、今ちょうど瀬利覚地区の施工同意をとりつけているところです。そういったところ全体が平成31年というふうに聞いておりますけれども、その後でどうなるのかという検討になるかと思っておりますけれども、いずれにしても水源が二、三カ所、いろいろ調べたところありますけれども、水源がないと今のところすぐに手当てするということが非常に難しい状況にあると言わざるを得ません。

以上です。

#### ○5番（森山 進君）

課長、すぐとは言っていないんですよ。例えば3年、4年後、知名にも水が行きますよとなれば待てるわけですよ。だから今のお話では、結局、地下ダムは31年で終わって本管が通っていない。それでは知名まで水が来る予定はないわけですよ。だから逆に言えば何かの形で知名に絶対水は持っていくよとならない限りは、これは絶対に来ないよ。もう今のうちから事業変更して、ファームポンドを知名上にまでつくれと、それしかお願いできないわけですよ。だから水の手当ては絶対せんといかん。そうしないと今度はこの地区が大変ですよ、逆に。

今の時代、ジャガイモにも水をかける時代になったんですよ。43年間ジャガイモやって、冬のあれで水をかけること絶対になかった。だからこういう気象状況の中で絶対に水が必要なんです。だから知名に絶対に引っ張るような方法をとらないといけない。地下ダムもだめ、山田ダムもだめ、それで来ませんよでは絶対にだめ。絶対にその辺考えてくださいよ。

#### ○耕地課長（窪田政英君）

今、私が申し上げたのは現状の報告でありまして、もちろん知名団地への水の手当てをここで諦めてくださいというふうなことではございませんで、先ほどおっしゃっていただきました地下ダムの水やったり、ほかの水源をまた模索するということは継続して県とも相談しながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○5番（森山 進君）

常に知名に対しての水は考えてください、課長。なるべく課長時代には知名まで水が来るといふことで私は考えていますので。

では、2番に行きます。

先ほど展示圃場、絶対にこれは必要なんですよ。ちょうどことしのサトウキビが製糖されるのが1, 500町歩かな、8万5, 000トン。多いときにこそこの展示圃場はして、常に単収を上げる方法をとらさないといけないんですよ、各地区に。ひるがいるというのがあったんですけども、実質的には各地区、キビをつくらせた専門の皆さんが絶対におるんですよ、地区地区に。そういう皆さんの畑を利用して展示圃場をやっていけばいいんじゃないかなと思うんですよ。絶対に各地区に専門家がおる。夏植えつくらせても、春植えつくらせても、株出つくらせても。倍以上違うよ、その人たちのキビというのは。

それで、単収の関係で課長にお尋ねしたいなと思ひまして、ことしのキビ、夏植えが和泊町は約87町歩やね。知名町が292町歩、それで1反当たりの収量というのが隣町が6トン、知名町が8トンだったんですよ。2トンも違うんですよ、同じ夏植えでは。これは何か数字の調整をしておるんじゃないかなと思ったんですけどね、同じ夏植えです。これ農林課長、対策本部など聞いていないですか。春植えでも大体1トンぐらい違うね。キビがそんなに違うわけじゃないんですよ。同じ夏植えで2トン、4万違うんですよ、金額で。この辺、農林課長聞いていないですか。

○農林課長（安田末広君）

私もその対策本部の会議で同じような質問をしました。説明を受けた内容では、過去の実績の目減り分を勘案してそういうふうになるというふうな説明だったんですけども、確かに議員がおっしゃるように、そこまでというふうな感はありますけれども、第一義的な説明では、これまでの目減り分を考慮してこういうふうな数値になったとの説明でございました。

○5番（森山 進君）

これは数字合わせのような気がする、絶対におかしい。何で同じように夏植えして、気象状況は一緒ですよ、隣もここも。雨の降り方もそんなには変わらない。そ

れで2トンも違うというのは絶対におかしい。だから実際に対策本部、毎年このように数字を出してくるわけですがけれども、この辺も実際の本当の数字をしないと、これを間違ったらまた8万5,000トンというのが逆になってくる可能性はあるよ、がくと落ちる可能性がある。絶対に数字合わせしておるわ。実際にそれだけの面積がない可能性があるわね。

この辺は課長、対策本部、我々の担当もおるわけですので、これは一応確認しないといけない。そうしないと毎年出てくる数字がずれてくるんですよ。1カ所は真面目な数字を出して、1カ所は適当に出しておるかなと思ったりしますので、その辺は絶対にさせないようにしてください。

3番に行きます。

このミカンコミバエです。これは先ほど島内、知名町には1匹もいないということで安心してあります。県のほうもこの防除対策に追加提案ということで、きのうの新聞でも2億6,000万かな、追加提案をしていますけれども、このテックス板、和泊、両町入れて1,000個を設置したそうですけれども、このテックス板というのは町で買い求めるものですか、その辺をお尋ねいたします。

#### ○農林課長（安田末広君）

まず、トラップを設置しまして早く見つけると、そして入ってきたらすぐ殺すというような対策で県のほうにも要望しましたけれども、幸いにというか、本町にはまだ入っていないということで、国からの助成というのはいただいております。

#### ○5番（森山 進君）

これを尋ねるのは、実質的にこのミカンコミバエが入ったのが、話であると6月と言ったのかな、5月から6月に加計呂麻かどこかで入ったという話を。だからこれはそうやって物から入ってくるわけですよ。飛んできたというのは絶対にうそだ。何で大きいのは与論、永良部飛び越えて、加計呂麻まで、あれだけのハエが飛び切るわけないよ、7ミリしかないよ。絶対にここに住んでいる、例えば知名町であれば町民がどこからか果物ないし持ってきてしか絶対に入らない。あれだけ広い沖縄で入っていないわけですから、話を聞けば沖縄は常に予防のためにこのテックス板を毎年設置されておるそうですので、あれは絶対に県、国がしておるんかなと思っています。町でこれだけの両町で1,000基ですか、やったのも県、国が出すべきなんですよ、予防するための入らせないためには。町長、この辺強く要望していいんじゃない。このミカンコミバエやったら本当に我々のところは今出すものはないんですけれども、マンゴ農家でも今百十数名いますよ。その者たちが出せなくなるわけですので、どうですか。

### ○町長（平安正盛君）

今の件ですが、議員のご指摘、気持ちもよくわかっていますし、またその件を先月でしたか、国会議員の県の代議士等の意見交換の場もあって、ちょうどこのミカンコミバエが話題になっている最中でしたので、確かに大島あるいは徳之島も侵入しているわけですので、それを補助することも大事ですけども、もっとそれ以上に今議員のご指摘のように、未侵入地域をガード、まとめて封鎖するということが大事なので、トラップあるいはテックス板の設置についても、それぞれ市町村が行うことについて、国、県の財政支援をお願いしますということは相談はしたんですけども、やはり国としては従来どおり、無汚染地区については過去に例がないと。今回、あくまでも侵入したエリアを中心に虫1匹当たり、確認された場所から5キロ以内ということでもまず無理だと。そのことを聞いたので、とりあえず担当に連絡して、町で単独でもいいからまずは、入ったらどうしようもできないわけですので、入る前に事前の手だてをすべきだということで担当に指示して、テックス板をふやすと、トラップをふやすという形にしたわけです。

その後、いろいろしたんですけども、再度またいろいろお願いもしたけれども、最終的には無理ですと。笠利がまだ入っていないものでそこはどうかということもあります。最終的には恐らく奄美大島全体がエリアに入ってくると思いますので、今後、またそういうことも含めて、改めてまた上京する機会あるいは国会議員と連絡する機会があればそのことを強く要請していきたいと。あくまでもこの特殊病害虫については国の責任で、植防の責任で対応するというは言っていますので、そこらも含めながら対応していきたいと思います。

### ○5番（森山 進君）

時計の進みが早いようですので、3番に入りたいと思います。

来年度の職員が7名退職するわけですけども、昨日の行政報告の中で町長のほうから、内定通知書を受けた皆さんが、大体入る皆さんが大体12名というのをきのうの行政報告の中で聞きました。実質的に、時間がありませんので、職員の採用基準、それもひっくるめてですけども、副町長。職員というのは地域性、またいろんな技術を持った方はどういう形で。試験になるわけでしょう、ペーパー試験が考え方が7割かな。だからどういう形で採用の基準というのがなっていますか。結局地域性もとる、技術関係もとる、どういう形でこの基準を決めているのか、その辺お尋ねいたします。

### ○総務課長（榮 信一郎君）

本町の試験については、教養試験、それから作文試験、消防、今回は建築も行い

ましたので、消防は体力と、建築については専門性の試験を行っております。地域性とかいろいろございますが、先ほどの町長の答弁にもございましたように、ある程度、また学力といいたいでしょうか、ある程度の学力を有していないと今後またいろんな多種多様な業務にもついていきますので、一定の点数は保持していただきたいということで、そのようなラインを設けて採用等を行っております。

#### ○5番（森山 進君）

総務課長、職員採用というのは、個人的な考えです。試験というのはペーパーもいいかもわからん。ある程度の能力は必要ですよ。だが本当に町民のことを考えてできる職員じゃないとね。面接したら大体わかるんですよ。面接を中心に大体5割、6割は面接をしたほうがいい。一応やってあるけれども、ペーパーが上になればその人が絶対に上に行くんですよ。絶対にそうなるんですよ、ペーパーをもとにするわけですから。

それともう一つ、地域性、それと前々から言われている親子、兄弟、その辺も考えるべきかなと思っているんですよ。今回、来年採用する人たちがどのような人たちかわかりませんが、そういう考え方も持っていないと、また町民から言われますよ。役場は親子関係が多い、兄弟が多い。職員の皆さんもそう思っているんじゃないですか。その辺は考えてほしい。次回からそういう考えも持って職員採用に当たってください。

もう大山基地に行きます。

先ほどこの訓練、ちょうどことしで3回目です。私は枕を高くして眠るためには絶対に陸上自衛隊も必要かなと思っています。そこで町長、もう簡単でいいです。この新しいレーダー、あのレーダーは日本で一番いいものなのか。話を聞けばすばらしいものと聞いているんですよ、あのレーダーは。ああいうすばらしいものをここにつくったら、絶対にいいかげんな国がすぐ近くにおるわけよね、北朝鮮があり、中国があり。あのすばらしいレーダーのところに絶対に何かあれば絶対に飛んでくるのはここですよ、永良部ですよ。陸上において完全に永良部には絶対攻めてこれないことをさせないといけない。

今、戦争があって70年超えたということでほとんどが平和ぼけだ。絶対に戦争は起こらない、絶対にあるわけがないとしか思っていない。だから相手がおるわけですので、幾ら日本が絶対に戦争が起こらないと思っても、相手の国がおるわけですのでね。これだけ尖閣諸島もあれだけ、あれは中国のものだ、あれは韓国のものだとやっておるわけですので、絶対に衝突は起きるのよ、このままいけば。それを起こさないためにもこれだけの基地もレーダーもあれば、そこに陸上自衛隊も入れ

てびしっとやっておかないといけない。

町長はいろいろ防衛局ですか、いろんなつき合いもありますので、いろんな話をされてください。そして我が知名町を守るように、平和的になるように、ちょうど時間になります。来年、皆さんにとっていい年であるように、私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで森山 進君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

休 憩 午前 11 時 01 分

---

再 開 午前 11 時 03 分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平 秀徳君の発言を許可します。

○7番（平 秀徳君）

おはようございます。

多数の傍聴ありがとうございます。

議席7番、平 秀徳が次の3点について一般質問を行います。

1、花卉振興について。

①平成25年度にえらぶゆりのかごしまブランド産地指定を受け、生産拡大がなされ、沖永良部地域魅力PR事業によって知名度も高まっています。本町としてのえらぶゆりの販売PR体制について伺います。

②奄美農業創出支援事業によってハウス・平張り施設が導入されてきましたが、近年、施設の老朽化が激しく建てかえの時期を迎えている、更新できないものか。

2、知名町総合育苗センターの運営について。

本来の目的である優良種苗の供給・新品目の開発への取り組みについて伺います。

3、町道改良について。

①町道上平川大山線の急カーブや路面の勾配の改良及び上平川住吉線への横断道路の新設計画は。

②下平川平川線の改良計画は。

当路線は大山自衛隊基地への資機材の搬入や去る10月30日の基地での演習、最新鋭の資機材の運搬、町総合グラウンドの活用等に加え、農業生産地域として交通量も年々増加している。また、当路線は幅員も縮小しており、急カーブも多く、

車両の通行に危険である、早期の改良は。

③町道の管理・補修は定期的実施されているのか。

以上、1回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

ただいまの平議員のご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番の①です。平成25年度にえらぶゆりがかごしまブランドの指定を受けるのを機に、関係機関によりえらぶゆりブランド産地推進協議会が発足し、翌26年度に地域の魅力をPRする事業として、議員からご指摘の沖永良部地域魅力PR事業が採択されております。

本事業は、県の普及課を中心に関係機関が連携し、沖永良部の魅力をPRするための情報発信や花卉やバレイショ等のPR活動、市場調査や販売促進活動を大消費地において進めてきたところであります。

その中で結論から申しますと、最終的にはエンドユーザーである、いわゆる最終の消費者である一般消費者への情報発信が届いていないということを協議会で確認をされました。その調査の中で消費者のえらぶゆりに対する評価は非常に高く、ユリに対するイメージは好評であり、生産地としても大きな自信につながり、今後の販売戦略を立てる必要があるということで、戦略としての大きなテーマとしております。

今後は、小売店への情報発信を中心に、直販への取り組みを強化し、消費者にえらぶゆりが認知され、より身近な花になるような活動を進めてまいりたいと考えております。そのことによりえらぶゆりの販路拡大と安定に結びつき、生産者の生産意欲向上につながるものだと考えています。

また、次年度は観光協会との連携を強化し、大消費地での観光分野と連携をしたPR活動を展開し、永良部ファンの創出とあわせた知名度の向上を図りつつ、相乗効果を生みたいというふうに考えております。

②補助事業での再整備についてのお尋ねだと思います。補助事業は貴重な国民の税金で運用されており、事業目的はおおむね事業により取得した施設や機械等を通じ、持続的に営農を行うことを目的としており、補助事業により取得した施設や機械は、みずからの責任でもって減価償却を積み、さらなる整備、更新に向けて備える必要があります。

その意味において、更新については、結論から申せばそれぞれの責任で個人が対応していただきたいということです。限りある予算の観点や納税者の理解を得るためにも、事業の持続性、公平性は強く求められております。

このような観点から、ご質問の奄美農業創出支援事業に関しても、実施要領の実施方針に、既に完了している事業を奄美事業の補助対象とすることは認めないという運営の指針が出されておりますので、施設の更新については、生産組合による再建設で対応させていただきたいというふうに思いますので、皆様方のご理解をいただきたいと思います。

大きな2番です。ご指摘の知名町総合育苗センターは、昭和63年、農山村地域活性化緊急特別対策事業により、新品目を実証展示する試験的役割や優良種苗を供給する施設として設立されたものであります。

当時は、ウリミバエの規制解除に向けた新規作目の選定や新品種の実証展示などの役割を担っておりましたが、時代の趨勢により対費用効果が発揮できないことや維持管理費の確保とあわせて専門職員の派遣等も困難になってきたところでありました。それに加え、近年、県の普及事業による現地試験や実証事業が充実してまいりました。また、種苗会社による個々の種苗も安値で入手可能となってきたのが現状であります。

このようなことから、小さな自治体による試験研究や技術開発機能への使命は非常に厳しいものと認識し、その指針に沿った事業を進めるのは非常に難しくなってきたところでありました。

現状においては、現存するハウスや土地を活用し、新規就農者や新規品目導入の希望者によるチャレンジハウスとしての活用やサトウキビの品種及び農薬適合試験、家畜農家への飼料用キビ原種苗の育苗などに活用しており、しばらくは現状の活用状況で進め、今後また新たな状況の展開があれば、また再度検討してまいりたいというふうに思います。

大きな3番の①です。町道上平川大山線については、墓地近辺を過ぎたあたりから坂道であり、雨による道路の洗掘が著しいため、緊急的な対応としてレミファルトによる洗掘箇所の穴埋め対応を行ってきております。

急カーブ部分の区間につきましては、字から要望書もいただいておりますので、地権者の協力もいただけると伺っておりますので、平成28年度当初予算において、洗掘、つまりでこぼこの箇所やカーブ補正に関する予算要求を現在、所管課では行っているところではありますが、今後、予算編成の中でどのように取り扱うかは検討させていただきたいと思います。

町道上平川大山線と住吉上平川線の横断道路につきましては、字からの要望も受けており、昨年10月に関係課による現地検討会も実施し、また、12月には再度要望書をいただいたところでもあります。

これを受け、現在、平成29年度新規採択を予定しております県営中山間地域総合整備事業知名地区において農道の整備路線として計画に盛り込んでいるところがあります。

②ご指摘の下平川平川線につきましては、長年、防衛省予算の基地周辺整備事業に要望しておりましたが、自衛隊車両と一般車両の離合困難や自衛隊車両の通行量など、厳密な採択基準があるため、厳しい状況にあります。

基地周辺整備事業における補助率は10分の7となっており、社会資本整備総合交付金、町単の事業になるわけですが、その事業と同様な補助率であるため、今後は防衛省予算に限らず、社会資本整備交付金事業での対応も選択肢の一つとして検討を進めていきたいと思っております。

以前からこの線については、先ほど申し上げたとおり、基地周辺整備事業の予定事業で採択ということで防衛省のほうにも強く要請してきたところですが、先ほどの理由があり、さらに防衛省の方針として1地区1事業だということですので、現在、田皆の公民館建設を行っていますので、それが終わり次第あるいはまた次の次期計画を今要望しておりますので、そうした1地区1事業の指針でどういうふうに対応していくか、そこに今言う下平川平川線をどうした形でそこに組み入れるかということもまた大きな課題でありますので、今後、予算の状況によって、改めて今の下平川平川線の全面改良に採択を要望するほか、あるいは今、近年の基地の演習等あるいは基地そのものの整備事業がかなり進んでいますので、環境も変わってきておりますので、改めて再度、防衛局のほうに要請をしまいたいというふうを考えております。

③森山議員の質問でも回答いたしましたでしたが、町道の維持管理におきましては、各イベントが開催する時期に関連する道路の伐採や、苦情や見回りの際に気づき、あるいは住民からの指摘のあった箇所について優先順位を決め、整備をしているところです。

以下、森山議員にお答えしたとおりであります。また、年2回ほど町内の建設業者によるボランティア活動でも協力を受けているところでもあります。

以上です。

#### ○7番（平 秀徳君）

順を追って再質問をいたします。

このえらぶゆりのブランド指定においては、明治32年から栽培が始まり、ことしで117年になります。そのような歴史の中で、近年、球根の減少あるいはまた東日本大震災以降、切り花等も減少の傾向にあります。そのような中でこの長年の

歴史を後世に引き継いでいくためには、球根の振興、さらには切り花の振興を図っていかなければというふうに思っております。

平成26年産の球根生産において1万3,370ケース、切り花産地の四国あるいはまた千葉の生産者の高齢化、そしてまた最近の生産資材の高騰、もろもろを含めると年々この球根の出荷量もことしの球根の生産が限度かなというふうに思っておりますが、その球根生産の中で、やはり何といたってもこの生産段階において植えつけ時のネダニ用の農薬の登録がとれていないということで、ことし、JAに問い合わせた結果、沖縄のほうに在庫があるということで早速沖縄から取り寄せて何とか対応したようなところでございます。

やはり球根生産においては、ネダニ用の農薬の確保がぜひとも必要でありますので、今の段階から農薬の確保は図っていかなければだめじゃないかと思っております。それについて百合組合としてどのような考えを持っているのかお尋ねいたします。

#### ○農林課長（安田末広君）

以前からご指摘のとおり、その種の農薬については切れたということでございまして、花卉部会のほうで県に新しい登録農薬をとということで現在のところ申請しております。その段階で近いうちにまた答えをいただけるかと思っておりますけれども、その答えをいただいたところで、また部会員、また花卉球根生産者にはつなぎたいと思っております。

#### ○7番（平 秀徳君）

やはり農薬の確保は早急な対応を要請いたします。

それと、ことしは農薬の確保がなせなかったということで、中には球根消毒のみで植えつけをされたという農家があられます。そういう方たちの農家の調査あたりもちゃんとして、その結果がどうなったのかも調査すべきではないかと思っております。できれば農薬なしで栽培できるような方向というのもこれからはよろしいんじゃないかと思っておりますけれども、そういった追跡調査あたりもちゃんとして、あとの結果を報告していただければというふうに思っております。

それから、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、この球根自体もことしの生産量が限度ではないかなというふうに思っております。何といたっても消費の拡大を図っていかなければ、ゆりの球根にしる、切り花の拡大にしる、厳しいんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど町長もおっしゃったように、消費者、そういう方たちにまだえらぶゆりの知名度が知れ渡っていない、そういうことでPR用のチラシ、ポスターあるいはまたフラワーシート、ラップ等にブランドマークの印刷等なども考えております。え

らぶゆりの連絡推進部会においては、PR用の資材の確保あるいはまた2月に開催されます東日本震災復興支援イベントでフラワードリーム in 東京ビッグサイト 2016年というのが開催されます。それへの参加、そしてまた、都内ホテルでのえらぶゆりの展示PR活動、さらにはまた九州フラワートレードフェア in 大阪 2016年が開催されます。そのような会に生産者を含め関係者が参加することになっております。

このようにして消費地におけるPR活動も行っております。さらにはまた島内におきましても、沖永良部観光協会のブログ等を活用した情報発信等も計画されているようでございます。このようにして島外においては沖永良部地域魅力PR活動というのを行っておりますけれども、その中で町としても島内消費あるいはまた観光客の花の特産品としての土産物販売等なども考えていくべきではないかと思っておりますけれども、現在、ホテルの宿泊数というのは、やはり年間2万人を超えると思うんですよね。そういう中でホテル内でも特産品としての注文販売というのを実施しておられるのかどうか、いかがなものでしょうか。

#### ○企画振興課長（榮 照和君）

ホテルのフロントにユリの球根を置いたりして販売を行っております。また希望者に関しましては、紹介をしてあげたりとかしてユリのPRに努めております。そして町長の答弁にもありましたけれども、28年度からは観光協会との連携を強化して、今現在、観光協会のホームページで沖永良部島116年の歴史、ユリ特集ということで特集もやっております。

先ほど議員の中にもありましたフラワードリーム in 東京2016、これが来年2月4日から2月7日まで行われます。これに沖永良部観光大使も1名参加させてユリのPRに、特に沖永良部ブランドのえらぶゆりについてPRを行う予定にしております。

#### ○7番（平 秀徳君）

今現在、国営の地下ダムの建設も始まっております。観光客等もかなり多いんじゃないかと思っております。平成30年の国営地下ダムの完成後には、今の段階から口コミによって、あるいはまた島内のあらゆるところに景観づくりというのを、花をもとにした景観づくりが必要ではないかというふうに思っております。常に永良部の島というのは、花の島にふさわしいような景観形成というのをつくらせていくことが花の島にふさわしいような農業振興にできるものではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも花卉振興に力を入れていただきたい。

最近、桑の特産品として町長あるいは議長、全国各地あらゆるところで研修会、

あるいはまた沖洲会への参加もあると思いますが、その中で桑茶の宣伝並みにユリの球根の生産を含めて、もちろん島の特産品の宣伝、PRというのをぜひ行っていただきたいというふうに強く強く要望いたしたいというふうに思っております。

今、県で非常に東日本大震災以降、価格の低迷や消費の減退で切り花の生産も落ち込んでいましたが、平成25年のブランド指定を契機に少しずつではありますが、切り花の生産拡大もなされております。今後は球根出荷も含めて切り花の販売戦略こそが花卉の振興につながると思っておりますので、島民挙げてPR活動にご尽力いただければというふうに思っておりますので、その点は要請して終わります。

次に、2番目の奄美農業創出支援事業についてですけれども、この事業を導入して30年を超えますよね。私なんか昭和54年から施設を導入し、花卉栽培を始めておりますけれども、本当に長い30年という期間、その中でも国の制度というものに絞らなければいけないのかなというような気がするんですよ。

今、30年たちますと、現在、買いかえの時期なんですよ。ほとんどが30年たつ、そしてまた足が切れている。そういう中であらゆるところで解体が見られるんですよ。新しい施設を導入するといってもなかなか最近の資材高騰や生産品の高騰、もろもろを含めると自己資金では厳しいような状況にあります。その中で町の助成あるいはJA等の助成等もありましたけれども、やはり何といっても奄美農業創出支援事業というのを活用することによって、花卉の生産もこれから伸びていくのではないかなと思っておりますけれども、この奄美農業創出支援というのは、この事業で入れたものを含め、そしてまた個人で導入したハウス、その後のことも更新ができないのか。もうそろそろ緩和してよろしいんじゃないですかね。いかがなものでしょうか。

#### ○町長（平安正盛君）

先ほどお答えしたとおりで、例えば以前に導入した施設が何十年経過し、老朽化して使用できない状態であっても、それは気持ちはわかりますけれども、再整備するときどうしても個人投資しないといけないわけで、しかし、先ほど言ったように、一旦の補助事業でその次の再整備に向けて、それぞれ自己管理して積み立てをして次の整備をしてくださいよというのが補助事業なので、たとえそれが何年であろうがその基準は私どもがつくった基準じゃないし、国が示した基準ですので、それを適用していかなきゃいけないということですので、以前、補助事業で整備した皆さんにはそこはご理解いただきたいというふうに思います。

#### ○7番（平 秀徳君）

国のそういった決まりであれば私もそれなりのまた、臨機応変に対応していかな

ければというふうに思っております。私も以前、こういった国の事業で導入した後、またこの事業を導入した例もありますので、個人的に臨機応変に対応していったほうがいいかなというふうに思っております。

それでは、次に参ります。

知名町の総合育苗センターの運営について、昭和63年に育苗センターが開設され、その後、知名町の花弁の振興が図られたのは経済連の職員の出向によってオリエンタル栽培技術の確立ができて、今ずっと生産がなされておりますけれども、やはりその専門的な職員というのはこの育苗センターには必要ではないかなと思っております。今現在、育苗センターで栽培されている品目というのはどのような品目が栽培されておられるのか、お尋ねいたします。

○農林課長（安田末広君）

先ほどの町長の答弁と重なりますけれども、サトウキビの品種の農薬適合試験と畜産用のサトウキビの原種苗を育苗いたしております。あわせて3つハウスがございまして、その3つとも新規就農者、また新規導入品目の予定者が現在使用いたしております。

○7番（平 秀徳君）

今現在、たばこ耕作組合の建物の近くにハウスが4棟ぐらいありますよね。あのハウスはたばこ耕作組合のハウスですか。あと平張りハウスですね、あれはどのような活用をされているのか、いかがなものでしょうか。

○農林課長（安田末広君）

平張りについても公募いたしまして、花等の生産者、またこれから取り組もうという人には紹介はいたしておりますけれども、現在のところ入植といいますか、試験的に使っている方はいらっしゃいません。

○7番（平 秀徳君）

その平張り施設というのは、私もちょうど同じ時期に導入したんですよね。非常に台風に強い、ことし、天井部分は張りかえをいたしましたけれども、少々風が吹いても中のものが補償されるんですよね、雨によって。保護されるんですよ。ですから、何といてもこの平張りというのは年中使えるんですよね。夏場の時期野菜の苗、それからまた冬場、いろいろなのがこれで作れるんですよね。何かもったいないですよ。そこの建物本棟の近くに桑葉の苗が今まだ残っておりますけどね。施設がもったいないですよ、遊ばせていくというのですね。あれからもう10年ですよ。何か有効活用するような方法はないものですか、夏場の町民への、野菜の苗の供給とか。やはり専門的な職員を置かないと、今、農林課で誰がここを担当し

ているんですか。

○農林課長（安田末広君）

担当は、専門の担当は置いておりません。サトウキビを試験する方はこの区画をということで、花は花でまたやっております。

平張りの活用についてですけれども、やはり議員がおっしゃった最初の1番目の質問で、花の振興自体を進めていくことがそのまた活用にもつながると思いますので、まず基礎的なその辺の花の振興、PR、沖永良部ブランドの確立というものをまたこれからすることによって、そういったような育苗センターの本当の必要性がまたこれから出てくるかと思っておりますので、その辺のところを中心に行った後で、情勢を見ながらまたその辺のところは検討したいと考えております。

○7番（平 秀徳君）

何らかの方法で活用をぜひ要請いたします。

それから、県のフラワーセンターでもってユリ球根のメリクロン球が平成23年度に沖永良部から10球ほど、知名から10球、和泊から10球、フラワーセンターにそれぞれ提供いたしまして、今現在、系統の選抜の段階に入っております。先般、5月13日に関係機関10名ぐらいでフラワーセンターに行きまして現地を確認いたしました。その中で3系統の中から1つを永良部にはどうかなということで、その3系統を実際に永良部で栽培して、その中で優良系の品種を1つに絞ろうかということで、フラワーセンターから両町に球根の配布があったと思っておりますけれども、その球根は今どうなっているんですか。

○農林課長（安田末広君）

今おっしゃっているのは、平さんの系統のものと武さん系統と我々で呼んでいますがけれども、それは現在、養成委託をある出荷責任者をお願いしております。

○7番（平 秀徳君）

それは時期は、フラワーセンターからはいつ球根が送られてきたんですか。

○農林課長（安田末広君）

これには11月9日とあります。

○7番（平 秀徳君）

やはりこの鱗片繁殖というのは、11月9日に向のフラワーセンターから送ってこられたの。これは時期が遅いですよね。ことしは定期的な降雨に恵まれ、8月下旬ごろから鱗片繁殖が始まっているんですよね。本来だったら9月いっぱいには鱗片の繁殖をしないと、あれはどんなものですかね。ちょっともったいないね。11月のある委託された吉田さんから言われたんですよね、今から植えて大丈夫ですかね

とね。やはりそういったものは早目に対応しないと、ちょっと時期が遅いですよね。そういった点をまたフラワーセンターに要請をして、こういうことがないように、今回は時期がそれだけおくれたのももったいないような気がするんですよね。そういったものも含めて総合育苗センターの活用というのは、まだまだ面積も十分ありますのでいろんな品種の試験栽培をしていただきたい。特に平成30年以降は、畑かん営農を実践しなければいけません。そのためにはこの新品目の導入あたりもぜひとも育苗センターあたりで導入してあるいはまた試験を重ねて、一般農業者に栽培させるような方向に持っていければというふうに思っておりますので、平成30年、それまでに考えておかないと、以上要請いたします。

次に行きます。

町道上平川大山線については、先般、課長と担当職員3名で現場を確認いたしまして、カーブあるいはまた急勾配のところを一部改良というふうに字からも要望が出ています。また、課長も現地を確認してぜひともカーブあたりあるいはまた急勾配のところ、改良が必要だというふうに思ったのではないかと思っております。

それを含めて、先日確認をしたのは、ちょうど集落内からハチマキ線までの区間しか確認しませんでしたよね。そこから上のほうも町の水道タンクがありますよね、ハチマキ線の上のほうに。その区間というのも二、三日前の大雨でかなりえぐれています。そここの水道タンクの上をちょっと行ったところの急な坂、そこもかなりふえています。そういったところは町の施設があるのであれば管理をちゃんとして、道路のほうもちゃんと完全に舗装するかあるいはまた乳剤舗装するのか、この周りの農業者に迷惑のかからないような補修が必要ではないのか。

それともう一点は、この上平川大山線、林道にぬける道路なんですよね。そこに大山から水が流れ出てそこにキビ畑があります。キビ畑にかなり土石流が流れ込んで、それ確認しているというふうに思っておりますけれども、大雨の降った次の日にそこに行ったら、タイヤショベルでもって補修をしていましたので、ああいうところは地主とある程度相談をしてどういうふうにすればそこにこういうのが流れないのか、どういう方向で水が流れるのか、そういったものはちゃんとこの地域の受益者と話し合っただけでは対応すべきではないかと思っております。

この区間は、以前から何回もこういった大山からの大雨の際には必ず水が流れてきます。何回も地権者から苦情が出ていると思うんですよね。そういったところも早急に対応すべきだと思います。

課長、課長が変わるたびに私も言っているんですけれども、やはり前課長の引き継ぎというのをちゃんとして、どのような箇所がどのような状態にあるのか、この

町内の167路線、定期的な点検、そしてまた見回りも必要ではないかなというふうに思っております。上平川大山線、どうですか、課長。先日、現場確認をされてどう思いますか。

○建設課長（高風勝一郎君）

先日、ご指摘の箇所を議員とうちの担当と私と現地を確認させていただきました。確かに急な坂道も含めて洗掘された箇所、あとキビ運搬車も通るところですけども、幅員も狭いという部分と、あと一部急カーブの箇所もあるということで、急カーブの箇所につきましては、その土地の方の理解をいただいて一部土地も提供していただけるというふうなお話も聞きましたので、今後、今、課としての28年度の予算要望を上げているところですけども、また、町の中のいろんな予算の路線等の調整もありますので、その中で対応していきたいと思っております。

また、ご指摘のハチマキ線から上の部分、現地も見させていただいておりますけれども、確かに急な坂の部分もありますので、そのような大雨が降った後の対処等も含めて、現在その部分の1カ所というふうに入っておりますので、大雨等の時期には対応をいたしているところであります。

見回りにつきましては、議員の皆さんを含めていろんな方々からあそこを見ておけよというふうなご指摘もいただいておりますので、ぜひそのような形でまた私、あと建設課のメンバーにいろいろご指摘いただければ見回りができると思っておりますので、またよろしく願いいたします。

○7番（平 秀徳君）

ぜひ定期的な見回りをして、補修のほうも要請したいと思っております。

それとハチマキ線ですね。上平川住吉線から南側、黒貫、芦清良の上のほうまでは、国営のパイプラインと並行して連携しながら全面舗装ができました。しかし、今、黒貫の牛小屋あたりから南側、でこぼこがかなりひどいんですね。あれは何回も同じような補修というのを要望しているんですけども、何かいい方法がないんですか。ただ穴を埋めるだけで、またいつときますとまたはがれてしまいますよね。

それと雑草ですね。これから花の生産あるいはまたバレイショの収穫等も行われます。ぜひ定期的な巡回をし、あるいはまた定期的に補修も要請いたします。

それから、上平川大山線から上平川住吉線の横断道路。横断道路については、県営の中山間整備事業で対応するということでありますけれども、時期的には大体いつごろされますか。

○耕地課参事（山下清則君）

議員、今おっしゃいました上平川住吉線への横断道路ですけれども、町長の答弁でありましたように、今、平成29年度の県営の新規事業ということで考えております。

○7番（平 秀徳君）

この事業で29年度に事業が導入できるのであれば、私もそれなりの受け入れ態勢をしていかなければいけませんので、また地権者の同意も必要ですし、一応同意はもらっているんですけれども、やはりまた再度どの程度まで道路が入るのか、そういったところもまた確認が必要ですので、ぜひ私もこれから路線については、早い時期に横断道路ができるように私も地元として最善を尽くしますので、この事業が必ず実現するように要望して、この質問を終わります。

次に、下平川平川線、この道路においても何回となく要望いたしております。前回の大山での大がかりな訓練、この際に資機材の搬入です。すごいトレーラーですよ、それにまた見たこともないような大きな戦車。ハチマキ線まではいいですよ、ハチマキ線から上のほうを見てもらわんとね。急カーブが多いんですよ。あのトレーラーだったら普通の車と交差できませんよね。

ある業者の方がこの写真も撮っておりますけれども、これ道幅いっぱいですよ。カーブなんかですれ違ったら大変なことになりますよね、もちろん先導車がいてちゃんと誘導はしていますけれども。周りから草はぼうぼう生えているし、もう少し対応がなかったものか。あの道路は何とかさせないけませんよ、総合グラウンドもあるし。道路近辺には農業生産地帯ですよ。

それと、この下平川からちょっとのったところに介護施設の憩いの森ゆしきやがあるですよ。ちょうどそこの施設の前の少し上がったところの個人有地だけでも、ここもまた雑木が道路にかぶさって、そういった中でこういった大型トレーラーでもって資材の運搬が行われている。それは強く言うべきじゃないですか。地域のここを通行される人たちの安心・安全を確保するには、こういったそこらも考えていかないと、先ほど町長が自衛隊の防衛省の予算では1地区1事業というふうになっておりますけれども、これはやはり早急に考えるべきじゃないですか。今後、定期的に訓練が行われるんじゃないかなというふうに私自身は予想しています。そういった中であれば、早急に道路というのは改善の必要があるんじゃないんですか。いかがなものでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

まず、下平川平川線、ご指摘のこの間の自衛隊の訓練の部分で、道路の幅員も含めてですけれども、危険な状態があったということで私も現地を見させていただき

ましたけれども、今後も含めてですが、まず、道路の路肩からの雑草等を含めて道路管理が行き届いていない部分もありましたので、今後はまたそのような訓練等があるのであれば、事前に把握をできるのであれば前もって道路の伐採等を行って準備をしておきたいというふうに思っております。

○7番（平 秀徳君）

その点は強く、また町長も含めて要請をいたします。

それともう一点、昨年ですか、国営の地下ダムの土砂運搬、ちょうどハチマキ線の上に埋め立てを行ってございましたけれども、大型ダンプが何十秒に1台と行ってしょっちゅうこれを運搬していくんですよね。そういう中で周りからの雑草というのが生い茂って車1台しか通れない、ああいう状態でこういった材料の運搬とか、そういうのは事前に町とのあるいはまた運搬業者と連携をとりながら、周囲の刈り払いをちゃんとやってからこの道路を利用すべきじゃないかなと思うんですよね。去年も私に言われて後、その両側の雑草の刈り払いがなされたような状態ですけども、こういう状態が何回もあるんですよね。以後、このようなことがないように強く要望いたします。

次に進みます。

先ほど町内に176路線の町道があるというふうに聞きました。その中で各集落から大山を起点とした町道というのはかなり多いですよね、各集落からほとんど大山までの路線が通っています。そのような中で、先ほど4名の職員で対応するというものでありましたけれども、刈り払いあるいはまた重機でもって、1年に何カ所できるんですか。限度がありますよね。できれば年に3回ほどは刈り払い等も行っていただきたいですよね。建設課で刈り払い用のモアは、あるいは導入することはできないんですか。今、人手で刈り払い機を使って刈っても相当な量ですから、一回りするのに相当な期間と時間を要しますよね。そういった機械の導入あたりも必要じゃないですか、いかがなものでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

まずはご提案ありがとうございます。モアの件につきましては、一部いいなというふうな思いもしておりますが、ところによってはガードレール、もちろん大きな樹木等もありますので、そのあたりはクリアしながらしていかなければいけないなと思っておりますけれども、今後、モアを導入していったほうが今後管理を進めやすいのかどうかも含めて検討させていただきたいと思えます。

○7番（平 秀徳君）

やはりこの雑木というのは根が太くなるんですよね。太くなる前に刈るんですよ

ね。定期的に刈ることによって影響がないと思うんですね。まずは、せめて年に3回ぐらいは一回りできるような道路管理の補修あたりをやっていければなと思っております。

それともう一点は、ほとんどの集落で農集排や公共下水の整備が終わっています。そのような中で各集落の生活道路あるいはまた農集排の終わった後の沈下した部分はないものか。そういったところがあれば早急に補修の対応が必要ではないかというふうに思っております。集落の区長あたりからそういう要望あたりはないものか、いかがなものでしょうか。

○建設課長（高風勝一郎君）

ご指摘の下水道事業、まずは公共下水道はたしか平成8年からでしたか、工事を進めてきておまして、早いところはもう20年近くなっております。下水道に関しても水道のものに関しても同様なんです、きれいに転圧をしながら埋め戻しをして原形復旧、また舗装復旧等を行っておりますが、どうしても年数というか、あわせて一部沈下している場所もありますので、そのように気づいた箇所については、状況が大きく変化しているようなところは再度復旧をしていきたいというふうに思っております。

○議長（今井吉男君）

しばらく延長します。

○7番（平 秀徳君）

道路関係、やはりこれから観光客、そしてまた地域住民の生活の場としてあるいはまた農業の振興として、ぜひとも町道あるいはまた農道、あらゆる面において道路というのは大事でありますので、ちゃんとした点検活動を行い、補修を強く要望いたし、私の一般質問を終わります。

○議長（今井吉男君）

これで平 秀徳君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

次の会議は午後1時から再開します。

休 憩 午後 0時02分

---

再 開 午後 1時00分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

今井宏毅君の発言を許可します。

○2番（今井宏毅君）

皆さん、こんにちは。議席番号2番、今井宏毅が一般質問を行います。

大きな1番、教育行政についてであります。

1番と2番は一緒ですので、ご理解ください。

①教職員の健康状態について。この二、三年、本町では教職員の体調を崩した事例を聞いているが、現場の実態はどうなっているのか伺います。

また、学校運営上に地域の声として次のことについても伺います。

教員の本島出身者の勧誘は。字に教職員住宅の建設補充は。町独自採用の教師の補充は。

次に、田皆・上城小学校の体育館はコンクリートの爆裂補修がなされておりますが、まだ危険箇所があり、その対策について伺います。

大きな2番、地域の元気高齢者を表彰できないか。

安倍総理が取り組む1億総活躍社会が言われる中、隣近所や友人等の手足となりひきこもり防止やぼけ防止等に貢献している各集落の元気高齢者を表彰し活動を支援できないか。

大きな3、知名西部地区の保安林が枯渇しているが、対策を伺う。

この枯渇ということは、水や水分が枯れていること、なくなることとか、物が欠乏することとかという意味であります。あえてこの字を使わせてもらっていますので、ご理解ください。

田皆・沖泊から岬、田皆の泊海にかけて保安林が枯渇し、農産物に大きな被害が出ております。規模が大きく、字では対応ができないためそのままになって長年になっております。その対策を伺います。

大きな4番、田皆県道から小田線に向けた町道半当線のカーブ補正計画はどうなっているのか。

田皆県道小田線に向けた町道半当線の途中で大きなカーブのまま放置されております。対策を伺いたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○町長（平安正盛君）

それでは、ただいまの今井宏毅議員のご質問にお答えいたします。

なお、大きな1番については教育委員会所管事項ですので、教育長でもって答弁いたします。

大きな2番目ですが、少子高齢化社会が進展する中、高齢者同士で、また地域内で支え合う共助の地域づくりが重要な政策課題の一つであると考えています。

このような状況の中で、地域において隣人や友人の手足となり支えている元気高齢者の皆様に対しては、改めて敬意を表し、その活動に感謝をいたしているところでもあります。

現在、本町では地域福祉の向上にご尽力いただいている個人の方や団体の皆さんの表彰を生涯学習フェスティバルの中で行っております。

地域でこのような活動をされている方個人、あるいは団体がいらっしゃるようであれば、ぜひその都度ご推薦いただき、生涯学習フェスティバルで選考決定があれば表彰できるものだと思います。

また、高齢者で組織するボランティア団体の活動を支援する事業もありますので、活動の推進にご利用いただきたいと思います。

大きな3番です。

沖泊から岬、岬から泊にかけての保安林にはモクマオ、フクギ、ハマボウ、クサトベラ、アダンなどの樹種が植栽されております。モクマオについては強風や塩害で倒れているものや枯死しているものが目立ちますが、下層植栽、その下の部分の植生については、ツタが絡まっているものの、下のほうでそれぞれの樹木が生育しているように見られます。

昨年、大島支庁林務水産課担当職員に現地で確認いただきましたが、ツタや雑草を除去すれば順調に発育し、保安林としての機能を果たせるものではないかと思われれます。

保安林の整備については、地域からの要望に基づき県が補助事業を導入し整備を行っており、工事完成後は土地所有者が所有権を取得することからして、基本的には保安林の管理については土地所有者が行うこととなっています。

地域で協力し、除草等の管理を行い、フクギなどの生育の促進を図ってほしいものであります。

その上で、町として支援可能な事案があれば、協議の上対処したいと考えています。

大きな4番です。

ご指摘の区間については、第1知名西部基盤整備区域で整備された道路であり、基盤整備地区外との境界であるため、カーブ区間を残した状態で整備してあります。基盤整備や受益者の皆さんの土地を出し合い、一部を道路や水路、沈砂池等に取り入れてありますが、事業の主たる目的は、受益者の皆さんの圃場整備であるため、基盤整備地区外との境界については道路の線形に影響が生じることとなります。

現在、カーブ区間にはカーブミラーの設置をしてありますが、今後は急カーブの

標識、または徐行を促す看板の設置を行うなど、運転者に安全に走行していただけるような対応をいたしたいと思います。

以上です。

#### ○教育長（豊島実文君）

今井議員の大きな1番、①についてお答えいたします。

教職員の健康の保持増進については、県教育委員会からの通知文などをもって適正に行われるよう管理職研修等として毎学期指導しているところですが、残念ながら体調を崩し年間30日以上病気休暇をとった教職員が本町では平成25年度は2名、そのうち1名は病気を理由に退職し、この2名とは別に病気を理由に退職者が1名いました。26年度は2名で、また本年度は11月現在で1名います。今後も管理職研修等を通して教職員の健康の保持増進が図られるよう指導していきたいと思います。

次、②番目についてお答えいたします。

教職員の本島出身者の勧誘についてですが、本島出身者が本町の学校を希望する場合は、なるべく希望がかなえられるように努力しているところですが、希望者が余りいないのが現状です。また、せっかく希望しても年齢や特技、経験地区など、特に中学校では担当教科などの条件が合わず希望がかなえられない場合もあります。

次に、字に教員住宅の建設についてですが、現在、学校ごとに教職員住宅を割り当てていますが、町内のどの学校も教職員向けの住宅が不足しているのが現状です。教職員の校区内居住を進めることから、教職員向けの住宅の建設が望まれるところですが、予算の関係上、教職員住宅の建設の計画は立っていません。

次に、地方独自採用の教師の補充についてですが、現在、町内の小学校には特別支援学級が2校に3学級設置されていますが、特別支援学級に入級しない児童で特別支援を要する児童がいる学校には、町として特別教育支援員を配置して教育の充実を図っているところであります。現在、学校の実態に応じて1名ないし2名の特別教育支援員を各小学校に配置しています。

次、③番です。

両校の体育館はご指摘のとおり、場所によってはコンクリートが剥離しているため、その都度補修を行っていますが、しばらくするとまた別の箇所が剥離してしまうということを繰り返していますので、抜本的な補修が必要ですが、予算の関係上、現在ではやむなく部分的な補修にとどめ置いており、学校の管理職には剥離しそうな箇所は金づちでたたいて落としたり、棒でつついたりして落とすなりして、危険箇所には立ち入りができないようロープを張るなどして危険防止を図るよう指導し

ているところであります。

なお、この2校の体育館は、大規模改修が必要と思われるので、予算のめどがつき次第、抜本的な改修を行いたいと思います。

以上です。

## ○2番（今井宏毅君）

それでは、順を追って再質問をさせていただきます。

最近、先ほど教育長から説明もありましたが、学校現場において学校長が亡くなったり教員が体調を崩したりする事例が聞かれ、町民から心配する声があります。原因の一部として職場、地域、保護者等との人間関係や、または膨大な仕事量によるストレスと、要因等もさまざまあると思われます。当然、それぞれの学校内においては改善策の話し合いがなされていると思いますが、五、六人の少ない学校内ではなかなか本音で相談できる環境にはないと思います。

4月1日の改正地方教育法の施行で教育委員会制度も変わり、早速、我が町でもタイミングよく新教育長が誕生したわけですが、そこで教育長にお尋ねをいたします。教職員の健康管理は先ほど説明もありましたが、教職員の健康管理は教育現場での職場関係やストレス等の原因を取り除く努力に教育長としてどのような取り組みがなされているのかお伺いいたします。

## ○教育長（豊島実文君）

教職員の健康の保持増進または健康管理に関しましては、各学校では毎年の定期健康診断、それから人間ドックを勧めたり、または出退時刻記録システムというのがありまして、それによって残業の時間を把握して、多い場合に、例えば1カ月で80時間以上の残業があったりした場合には医師と相談したりというようなことを勧めたり、また、県の教育委員会にも教職員よろず相談やらメンタルヘルス相談などそういう相談の窓口もありますので、そういうところを勧めたりして、早期に、心身の異常を来した場合には適切な対処をするようにというようなことを指導しております。

そしてまた、各学校でもそういう厚生面で毎月1回職員体育などの時間も設定して、お互いの人間関係の構築とかストレスの発散、または健康の保持増進に努めているところであります。

## ○2番（今井宏毅君）

とりあえず読んでみますが、教職員が赴任し落ちついたころ、年1回でも管理職等は当然あると思うんですが、情報交換会もあると思うんですが、一般の先生方との情報交換の場を設定して、現場の先生方の生の声を聞く、そういったことはでき

ないものですか。

○教育長（豊島実文君）

各学校の先生方、職員との交流の場ですけれども、例えば1学期5月ごろには小・中体連主催によるバレーボールがあって、その後、懇親会を開くなどして交流をすることがあります。また、各学校の研究公開があった後など、その後に慰労会を一緒にしたりというようなこともして、交流を図っているところでもあります。

○2番（今井宏毅君）

スポーツをしたり、それから懇親会をしたりということもそれは大事だと思います。しかし、そういった場所ではなかなか悩み等は、一般の先生方の悩み等は直接出ることはないかと思えます。教育委員会も含めてそれぞれの一般の先生方とのやはり情報交換の場も設定して、生の声を聞くということは非常に大事なことでないかなと、先ほどの先生方の、あれだけの先生たちが、根底にはもっとあろうかと思っております。そういうことによって先生方の意欲につながったり、さらにはPTAの啓蒙も生まれてくるのではないかと思うし、開かれたプラス思考の教育ができると思っております。ぜひそういった一般の先生方との教育委員会も含めた情報交換会、こういったこともやるのが大事ではないかなと思っておりますので、今後そういったことも計画していただけないかということなんですが、いかがですか。

○教育長（豊島実文君）

教育委員会としてもあらゆる機会を捉えて教職員との交流を深めるということはいくらでも努めてきたところでもありますけれども、改めて計画的に教職員との交流、フランクな立場での交流会というのはまだ今のところは計画していないところでもありますけれども、教育委員会が定期的に学校訪問は1年2回行っていて、そういうところでも教職員に声をかけたり、または励ましたり、または何かそういう要望などを聞いたりということは現在も行っているところでもあります。

○2番（今井宏毅君）

1年に2回というようなこともあって、そういったところの中でいろいろとやっているということではありますが、その中で今回学校運営に対して児童生徒、先生方を含めて全体的な心配の声が地域のほうから上がってきました。ですので、教育長は本町の学校で教育問題等について先ほど聞いた以外に何か問題点等は聞いておりませんか。

○教育長（豊島実文君）

学校で何か問題等があった場合には、学校長を通じて私のところにいろいろな文書で入ってきたりとか電話で入ってきたりとか、または直接教育委員会に来て話し

たりして一緒に相談をしたりすることはございます。

○2番（今井宏毅君）

それでは、例えばある学校においては管理職の方が週に何時間か学校を不在にするというような話は把握されていませんか。

○教育長（豊島実文君）

把握しております。そして、なるべく学校運営に支障を来さないような処置をするようにということは指導しております。

○2番（今井宏毅君）

現在のところ、子供たちは先生たちの頑張り、あるいは管理職を含めたみんなの頑張りで問題なく、地域が育む「かごしまの教育」県民週間学校表彰と、いろいろ表彰も受けておまして、今のところは安心しておりますが、この先、今の状態がずっと続いていくようなことになっていくのか、その折には少し心配するところもあります。もちろん、ご病気になられたとか、そういった先生方は、要はそれぞれ教師の忙しさ、そういうところの中で定期的いろんな健診も受けられなかったり、そういったことの中で本当にまじめに一生懸命取り組んだ結果だと思って本当にお気の毒だとは思っております。

しかし、ちょっと読んでみますが、我々外部の人間には学校内部のことはよくわからないんですが、教師の仕事は多忙だと聞いております。わかる範囲でまた教えていただきたいんですが、都会のマンモス校においては教育改革という名のもとに日々量産される文書の山、文部科学省、都道府県の教育委員会から、市区町村の教育委員会から来るそうで、その中には給食の食材、プールの安全確認、性教育、いじめについて、国旗国歌について、学力調査について等、答えなければならない調査類だけでも小学校で400本、中学校でも200本と言われ、これはほとんど教頭に来るようですが、教頭という仕事を3年以上すると疲れ切って人柄が変わってしまうというぐらい多忙だと聞いております。

知名町立規模の学校で教頭に来る、答えなければならない文科省、県、町への調査文書の数はどのくらいありますか。マンモス校ほどではないにしても、多忙であると想像はいたしますが、その数についておわかりになる範囲でお答えください。

○教育長（豊島実文君）

文部省または県の教育委員会からのいろんな調査部数等に関しては、大規模校も小規模校もその種類は一緒でありますけれども、その量が違っていると認識しておりますが、何種類あるかと、何個あるかということについては、正確な数字を把握してございません。

○2番（今井宏毅君）

大体でよかったんですが、そういうことはどうでもいいんですけども、ただ私が言いたいのは、管理職が週に何日か不在となれば、限られた人数の中でその分の負担が、先ほどから言うように大変忙しい、それぞれの教師は忙しい職務だと聞いておりますので、負担がほかにかかり、ひいては学校経営そのものに無理が生じないか、そのようなことは子供たちのためにも絶対避けなければならないことであると思っております。先ほど言ったように、ほかに負担等はかからないものですか。

○教育長（豊島実文君）

学校運営上、支障を来さないようにということは先ほど申しあげましたように対策をするようにとよく指導をしてございますけれども、もし支障が来すようなことであれば、教育委員会としても指導主事、私がサポートして学校運営上の支障がないようにしてまいりたいと思います。

○2番（今井宏毅君）

もう1点、この島は余り大きな事件等もなく平和な島であります、テレビ等マスメディアとかでは日々何らかの大きな事件が報道されております。そのような中で、この島においても今後、対岸の火事で済まない危機管理意識を持たなければならない時代になってくるのかなと心配もするところであります。

先ほど、ありますが、もし研修等と重なり管理職が全く不在になる状況がないとも限らない、そのようなときに不審者の不法侵入等があった場合、そういった場合とか、子供たちの安心、学校の危機管理体制は果たして守れるのか、どうするのか、どう対処するのかお伺いしたいと思います。

○教育長（豊島実文君）

学校に管理職が不在ということがあってはならないことでありまして、もしそういうことが予想された場合、または起きた場合には、私のほうで学校に赴いて対策をしたり、または職員を掌握したりということをやっております。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。先ほどの指導主事か教育長が行って事に当たられる、あるいは管理者不在にはならないということですので、安心もしたところであります。

それと、先ほど特別教育支援員は6名とおっしゃいましたか、何名でしたか。

○教育長（豊島実文君）

基本的には各小学校1名ずつということでありましたけれども、また学校の実態、子供たちの実態に即して2つの学校に2名を配置して、計7名、現在のところ配置しております。

## ○2番（今井宏毅君）

病気というのは日々同じ状態ではないと思います。快方もすることもあれば逆の方向もあると思います。やはり、私たちが思うのは、地域の皆が心配するのは、学校運営であります。子供たちがはつらつと授業を受ける、そういった、こんなふうなことも言っていますね、民間で初の中学校校長の藤原先生ですね、教員の仕事は本来、生徒に向かって目の前の児童生徒ができないことをできるように、わからないことをわかるようにすることであり、豊かな世界観を育み、やわらかな人生観を持てるよう指導することが大事であると言っております。わかりやすく教えていただいております。

ふだんから少人数教員で多分膨大な仕事量を課せられていると聞く教職員、ほかの人たちに無理が生じた場合、やはりその指導主事、あるいは教育長が行くということは、これはお互い職業を見ればわかります。忙しい中でありますので、その対応がずっと可能なのか、授業にしる危機管理にしる、これから先も何年か、そういったことが果たしてできるのか、そういったことを考えた場合、特別そういうところにおいては指導教諭とかあるいはいろんな町独自でも、あるいは県に要請する、町独自でも人員配置をお願いできないかと思いますが、いかがですか。

## ○教育長（豊島実文君）

教職員が病休等で3カ月以上休暇をとる場合には、県のほうから代替教員が派遣されます。それは管理職についてもそうで、学校運営上支障を来すような病気休暇をとられる場合には、代替の管理職が来るということになっております。

## ○2番（今井宏毅君）

それは県のほうでしょう。町独自で指導教諭とかそういったことを配置すれば、やはりしないことにはこれ、例えば週に何日間か半日とか、そういったことになっていくと、非常に教員にも、あるいは学校行事全体の中でも、あと1人、専門をつけてそういう学校にフォローしてあげるというようなことは、独自の教員をつけることができないかということを知っているんですが、これは任命権を発動された町長のほうにもちょっと聞いてみたいと思います。町長、いかがですか。

## ○町長（平安正盛君）

あくまでも教育行政について教育長の任命、議会はもちろん同意ですけれども、それでそれを構成する教育側の教育委員の任命についても議会同意で任命してはいますが、学校の教職員についてはやはり基本的には教育長がいますので、教育長でもって対応すべきでないかと思っています。もちろん、年間の教育大綱と基本的な方針については首長が法律上明記されていますが、運営そのものは教育長です

ので、教育長と相談して対応できるものがあれば一緒になって対応しますが、そのことについての具体的な指示というのは、私はできません。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。やはりその件については財布が絡むものですから聞いたところですが、教育長、今町長も言われたように、そういった今の学校に対して、そういった今後話し合いをして、そして一番いい状態に持って行ってもらえるというような、前向きなひとつ教育長の力の発揮をお願いしたいと思いますが、よろしいですか、一言。

○教育長（豊島実文君）

先ほど、3カ月以上の場合は県のほうから代替が来るというようなことを申し上げましたけれども、では3カ月以内ではどうするかということについては、学校が非常に困っている状態にあった場合にはこれまでも町独自である費用の負担をして配置したりというようなことは処置はとって、子供たちまたは学校に不利益が生じないようにこれまでもやってきたし、これからも努めていきたいと思えます。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。やはりそれがわかるのは学校の内部に頻繁に入っているいろんな話し合いをしていただくということが一番大事だと思っておりますので、通り一遍だけではなく、やはり仕事量が多い中で各学校を持っているわけですから、そんな中でも特に入っているいろんな相談をしながら善処を、また現在でいいということであればいいし、改善しなければいけないということが出た場合にはひとつ進んで対処していただきたいということを要請して、この件は終わります。

次にいきます。

本島出身者の配属は、これはもう昔からずっと地元を希望しているわけですが、先ほどの中学校の例でしたけれども、なかなかタイミングが合わなかったり、いろんな条件があるということなんですが、鹿児島県に本島出身者の教職員はどれぐらいいるのか、ご存じですか。

○教育長（豊島実文君）

26年度の資料をもってお答えしたいと思います。

26年度再雇用も含めて本島出身者は97名おります。内訳は、男性が60名、女性が37名で、そのうち本町出身者は42名です。

○2番（今井宏毅君）

それから、鹿児島県内で離島希望者数というのは前もって、今現在わかるわけですか。離島配属希望ですね。

### ○教育長（豊島実文君）

現在、教職員は3地区制というのがあって、A地区は鹿児島市、日置市、いちき串木野市、南薩、北薩の一部、そしてB地区が北薩、始良、伊佐、大隅の一部と、C地区は離島、この3地区を必ず経験しなくちゃいけないということになっていきますので、本人のライフステージに従って異動をしているわけですがけれども、普通、1校に6年いなくちゃいけないというような状況で、その先生が、例えば先ほど言いました97名の先生方がどこを希望しているかというのはなかなか把握できないような状況で、そしてまた教職員がどこを希望しているかというのを校長が把握するのはこれから異動作業が進められますけれども、その身上調査書を校長に提出した時点で、この教員はどこを希望しているというのがわかる状況であります。したがって、どこどこの誰がどこを希望しているという個々に関して私が全部把握するのはとても難しい状況にあります。

### ○2番（今井宏毅君）

それはそのとおりでしょうね。皆さん地元でよく聞く声は、地元出身者採用誘導ということは、子供たちにとって、また地域にとってもいろいろな面でプラスである。普通、先ほど言われた6年いないといけないような、そんな状況であろうかと思われまます。すぐ、あつという間ありますので、やはりその中でも地元出身であればおのずと責任感もさらに強くなり、大きく期待ができて、共同教育一つとっても地元町民とスムーズな事業展開ができると、大きなメリットがあるということで、皆さんよくお話をされておりますので、できるだけそういう機会があれば地元配属を、地元出身者の配属をお願いしたい。

それと、田皆字についてちょっとお話をしますが、声が聞こえてきましたので、田皆字についてはこれまで教職員に対し本当に寛大であり、何も言わずにどんな先生とも歓迎してずっとやってきております。この字民の信頼を大事にしてくれるような教師をぜひ今後、そのような逆もなかなかわかることではないんですけども、できるだけひとつ教育長のほうでも心の隅にとめていただければありがたいという要望が来ておりますので、これは要望してお願いをしておきたいと思えます。

それでは次にいきます。

教職員の住宅に関してでありますけれども、よく教育は家庭、地域、学校と一体の教育が言われております。担任が字に住むことで子供たちの生活の様子や実態を把握、地域住民とのかかわりを持ち、常に子供たちと触れ合い、どのような家庭環境で生活しているかと知ること子供一人一人とかかわる上での大事なことではないかと思えます。子供たちが学校から帰って、担任が地元にいれば、先生とのコミ

コミュニケーションもとれると、地域の子供たちの大きな支えになることだと、非常にいいことではないかと思っております。

そこで、先ほど新しい教員住宅については今の現状を見ればというので、当然、体育館、公民館、いろんな目白押しになっている中でこれは到底無理だなと思います。そういった中で、優先的に町営住宅等の前もっての準備とか、あきが出たときとか、そこはまた条例が違うと思うんですが、これはやはり町に置いてもらうためにはそういった方法もとっていくべきではないかなと思っておりますが、そこはできないのか、考える余地があるのか、お伺いしたいと思います。

○学校教育課参事（平山盛文君）

今のご質問にお答えします。

まず、教職員が町営住宅の入居ですけれども、現在、公営住宅法によりますと、収入制限等がありまして、所得制限、収入の低い方を優先的に入れるシステムになっているので、多分、教職員の方は僻地手当とかそういう年取的な問題から、教職員住宅へは収入超過者として入居ができないと思います。

それとあと、うちの教員住宅の数なんですけれども、小中学校7校のうち、教職員の数が83名のうち教員住宅の保有数が27戸、今、他校の教員住宅に入っている先生が7名、自宅から通っている先生が6名、それを差し引くと47名の教職員が民間住宅へ入っている状況です。

町営住宅という、以前は入っていたんですけれども、収入超過者ということで出て行ってもらった経緯がありますので、また再入居というのはちょっと無理があると思います。

以上です。

○2番（今井宏毅君）

それで、47名民間と言っておりましたけれども、そのうちに町外から通っている先生方というのは何名かいらっしゃるわけですか。

○教育長（豊島実文君）

町外から、和泊町から通勤している教職員は現在16名います。

○2番（今井宏毅君）

学校のある地区には、今多くの空き家等もあります。本町に赴任する教職員の住宅探しには各学校の教頭先生が毎年大きな苦勞をされておりますが、この件についてはご存じですか。

○教育長（豊島実文君）

各学校では今、数字的にもありましたように、たくさんの教職員が民間住宅に入

居しているというような状況で、各学校とも転出者が確定した場合にはその住居探しにいろいろと苦勞されている状況は把握しており、そして私たちにもその空き家の情報が寄せられた場合にはそういう各学校に提供したりしているところであります。

○2番（今井宏毅君）

住居探しは各学校の教頭に丸投げでなく、前もって予測して、それから教育委員会と住宅関連、建設課、企画振興課の空き家バンク等、縦割りだけでなく横の連携もとって前もっての準備をすれば本町に来る教職員の先ほどありましたが、16名も町外にいらっしゃる、この方たちを減らす、町外居住問題はある程度解決できる、各教頭先生の苦勞も減る、このことは人口問題、いろいろあります、経済問題も含め、これは条例を変えてでもやるべきことだと思っておりますが、どう思われますか。

○教育長（豊島実文君）

先ほど申しあげました16名の中には共稼ぎというようなことでどちらかが隣町に住居を構えるというような人も含まれております。条例を改正してでも教職員の入る住宅を確保すべきじゃないかというようなことですが、それも一つの方法だと思いますが、また居住権というんですか、近ごろ特に若い女性の先生方は古い住宅とかには入りたがらないというようなこともあったりして、せっかく学校が準備したのに、この住宅には自分には入りませんというようなことなどもございまして、住宅の確保ということに関しては、やはり各学校とも気を使っている状況であります。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。いろんな事情があつてということもあろうかと思いますが、今回申し上げたいのは、やはり役場の中、縦社会だけでなく、横の連携もお互いにとって、今回住居関係だけに限らず、いろんな連携を我々がわかるような形でとって、本当にこの町の住みよさ、そういったところを進めていただきたいと思っております。

次にいきます。

大きな2、地域の元気な高齢者を表彰できないかということで、先ほどお答えがありましたけれども、生涯学習ですか、では課長、ざっくりその表彰、どういった方々を表彰して、どういった賞、いろいろあるかと思いますが、それをちょっと教えてください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

保健福祉分野の表彰ということで私のほうからお答えさせていただきます。

知名町生涯学習に係る表彰要綱の中に幾つがございますが、表彰の部の中で、福祉部門につきましては福祉施設の長期勤務の職員の表彰等がございます。またそのほかに、社会福祉事業推進のため……

○2番（今井宏毅君）

ちょっといいですか。後でもらいますのでいいです。

わかりました。先ほど大変失礼いたしました。後ほどまた資料をいただきたいと思っております。

やはり高齢者の中には先ほど冒頭でも言ったような、85歳になる方なんです、非常に健康で運転適性診断もクリアされ、本来なら行政サービス分野の仕事であると思うんですが、足が悪かったりバス停までも歩けない隣人や電動カーの友人と五、六名の方々をずっと病院や買い物に連れていったり送迎したり、あるいは知名のほうに行きますと元気なおばちゃんがおります、丸太のおばちゃんですね、84歳ですね。年言って怒られますけれども、この方がお店を改造して島外からのお客さん、そしてまた外貨を稼いではつらつとして元気で頑張っておられます。そういった方々も対象に入れた、町全体が本当に元気の出る、そういう方々をぜひ今後とも表彰していただきたいと思っております。後で規約はまた見せてもらいますが、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから大きな3番にいきます。

知名西部地区なんです、この保安林、先ほど町長は持ち主とおっしゃいましたが、持ち主というのは誰ですか。

○農林課長（安田末広君）

集落あるいはまた個人の私有地を含みます32筆の37.2ヘクタールとなっています。

○2番（今井宏毅君）

これは、このうちの個人というのはどれぐらいあるわけですか。

○農林課長（安田末広君）

そこに筆界未定もございまして、個人のもの数値は把握しておりません。

○2番（今井宏毅君）

これ、我々字や個人にやれということではありますが、低木のほうはそれこそ農地・水ですか、今のそういったことも使って何らかの対応はやっていかないといけないとは思っています。あそこは多分、課長、大丈夫ですよ。

○耕地課長（窪田政英君）

詳しく把握はしておりませんが、多面的機能交付金の適用を受けるためには事前

の協定をして、その中の協定面積の中に含まれていけばいいんですが、これはちょっと後で確認させていただきたいと思います。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。

低木はそういうふうに整備もしていけるんですが、モクマオとか高木、それについては字民では、先ほど森山議員のほうからもありましたが、モクマオ等の処理等もできないことであります。これはやはり町にいろいろ対策を考えていただかないといけないと思っております。このことはもちろん県議も来るだろうし、国会議員来るだろうし、町からも上げていただいて、そういう方々と字と直接という話もまたさせていただきたいと思っておりますが、町としても本当にただ個人に投げるんじゃないくて、字や個人に投げるんじゃないくて、そのその後押しをひとつしっかりとお願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○耕地課長（窪田政英君）

たしか今、防風林ということになっていきますので、多分ですけれども、地区内には入っていない。先ほど申し上げましたように、その防風林がその奥にある農地を風や潮から守っているという形になれば、一つの防風施設という形で捉えることも可能かとは思いますが、これはまた後で担当のほうから相談させていただきたいと思えます。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。ひとつ前向きによろしくお願ひしたいと思えます。

次にいきます。

4番、これは先ほど町長はちょっと説明が違っておりました。この道路は、昭和54年から和田区長が区長をされておりました田皆、東山さんの後、そのときに畑地帯総合整備事業の中の土壌改良、客土と道路と併設した内容の事業であって、特別客土を入れる希望者が一定の基準に達して、その地区を指定して、事業指定をして道路と客土事業、客土を運ぶ道路をつくると、そういった事業であります。

ですので、畑地帯総合整備事業はその後に入った事業でありますので、ぜひそういった事業で先につくってあったということで、あとさわれなかったということがあったようですので、ひとつその辺はまた見方が違えば、先ほどの看板、それからそういったものでこれまで事故がなくてよかったんですが、今後やはりあそこも直していってもらわないと大きな事故につながっていくのかなと思っておりますが、見解をお伺ひします。

○建設課長（高風勝一郎君）

田皆半当線に關しまして先ほど町長の答弁の内容等で把握をしていたつもりでしたが、またいきさつというのが違うということでございますので、また内容等確認をいたしまして今後対処していきたいと思っております。

○2番（今井宏毅君）

わかりました。ひとつ確認をしてよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど言ひましたように、事故が起きた後ではもう話にならないということもありますので、よろしくお願ひいたしまして、本年度一般質問最後になりました。本當に本年、おつき合ひいただきましてありがとうございます。来年が皆様方にとりまして明るくすばらしい年でありますようにご祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井吉男君）

これで今井宏毅君の一般質問を終わります。

以上で通告による一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

執行部、当局におかれましては、これらの質問や要請事項等を真摯に受けとめ、適切なる対処をお願いいたします。昨日の4名、本日の3名、計7名の議員の皆さん、ご苦労さまでした。

しばらく休憩します。午後2時10分から再開します。

休 憩 午後 1時59分

---

再 開 午後 2時10分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第2 承認第15号 専決処分した事件（専決第15号）

平成27年度知名町一般会計補正予算  
（第3号）

○議長（今井吉男君）

日程第2、承認第15号、専決処分について承認を求める件、平成27年度知名町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました承認第15号は、専決処分事項の承認を求めること

についてであります。平成27年度知名町一般会計補正予算（第3号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ94万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額を56億1,592万6,000円と決めました。

今回の補正は、海区漁業調整委員会委員の欠員に伴う補欠選挙の執行が入りましたので、それに係る経費を新規計上いたしました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、承認くださるようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

歳出の2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから承認第15号、専決処分について承認を求める件、平成27年度知名町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、専決処分について承認を求める件、平成27年度知名町一般会計補正予算（第3号）は、承認することに決定しました。

△日程第3 議案第61号 平成27年度知名町一般会計補正予算  
(第4号)

○議長（今井吉男君）

日程第3、議案第61号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第61号は、平成27年度知名町一般会計補正予算（第4号）の案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,873万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億5,466万4,000円と決めました。

主な補正内容は、国民健康保険特別会計の財源不足に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額計上、農地集積事業実施に伴う農地中間管理機構集積協力金の増額計上、台風で被災しました光ブロードバンドサービス施設復旧に要する費用の増額計上などがあります。

地方債は、えらぶ特産品加工場運営費債を追加し、光ブロードバンドサービス施設災害復旧費債を増額変更しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、1ページ。

○9番（東 善一郎君）

1ページの歳入の8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、この説明を総務課長に求めます。

○総務課長（榮 信一郎君）

国有提供施設等所在市町村助成交付金については、平成17年度の国の法律の改正等によりまして、通信施設の用に供する土地、建物及び工作物が新たに追加ということで、17年度から大山基地に対する交付金だということでご理解をいただければと思っております。今回は789万3,000円と、前年度比24万5,000円の増となっております。

○ 9 番（東 善一郎君）

この交付金は、全国に散らばっている 29 のレーダー施設、情報施設のある市町村に交付される交付金でございますけれども、これは、全国の市町村の議会議長がメンバーになっておられると思われまます。このたびも今井議長がそこへ出席しての効果だろうと思ひます。数字は上がっていますので、ですから、評価しておきたいと思ひます。

○議長（今井吉男君）

ほかにございませぬか。

進めます。

歳出、2 ページ。

○ 1 番（田中富行君）

町とは直接関係ないんですが、学校教育課長、3 月末で住吉幼稚園、上城幼稚園が閉所されるわけですがけれども、教育委員会としては閉所式などは計画がないものか、PTA からいろいろな要望や要請が上がってきていますけれども、そのような対処はできないものか伺ひます。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

この件については、両園の園長より相談がありまして、園のほうではいろいろ、閉園式等の関係の会議を開いているということで、私ども教育委員会のほうには、どのようなかわりを持っていただけるかということでしたので、閉園式の式典については教育委員会のほうで担当いたしますということでご返事をしておりまして、また、その閉園式の日については皆さんで協議して決めておいてくださいということをお伝えしてございます。

○ 1 番（田中富行君）

教育委員会がタッチしてするというのはいいことですので、やってもらいたいと思ひます。

その式典をするに当たっていろいろ予算がかかると思ひますけれども、式典のほうは、じゃ、教育委員会で全部持つということによろしいでしょうか。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（瀬島徳幸君）

はい。式典の関係については教育委員会が担当したいと思っております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○ 5 番（森山 進君）

財産収入で 2, 800 万円ぐらい減になっています。実質この減はどの部分、桑

なのかな、どの部分ですか。

○農林課長（安田末広君）

特産品加工場の桑の販売収入の部分でございます。

○5番（森山 進君）

これは、計画より量がなかったということですか。それとも、販売先がなくてそのまま計画どおり売れなかったということか、物ができなくてそれだけの減になったのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○農林課長（安田末広君）

当初、3, 500万円弱の収入を見込んでおりました。その段階では、まだ原料の購入、粉末の購入があるものというふうに積算しておったわけですがけれども、ことは原料の購入がなく、見込めないものですから、今回減額させていただきました。

○5番（森山 進君）

はい、わかりました。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○6番（山崎賢治君）

予算と関係ないんですが、農林課長へちょっとお尋ねしたいんですよ。

サトウキビ対策本部が毎年2回ほど実施しているこの県へ交付金を申請する事前確認調査というのがありますよね、あそこは対策本部を中心にやっていると思うんだけれども、役場の職員も協力しているんですか、協力。

実は、生産者のほうから、現状のやり方、スタイルですね、ちょっと問題があるのじゃないかと。というのは、あれ個人情報なんですね、調査というのは。財産が全て載っておって、ハーベスター業者どこに委託をすると、全て載っておる一覧表なんですよ。ところが、各会場での調査の現状の仕方は、無造作にその調書並べているんです。で、生産者が自分の調書を探すために、分厚い束、この中から1個1個めくりながら取っておるんです。あれは完全に個人情報が流れているんです。この農家はこのハーベスター組合にさせるんやなとかいう部分まで見れるんです。やってはいけない調書のやり方なんですね、あれ。だからそれを改善してもらいたいという要望が出ていますので、ひとつ対策本部を中心に検討していただきたいと思います。

○農林課長（安田末広君）

おっしゃるように、であれば少しデリカシーが足らなかったというふうに思いますので、その辺のところはあくまでも個人情報は個人情報として大切に扱わさせた

いと思います。

○6番（山崎賢治君）

さらに言えば、封書に、あの調書を1人ずつ入れて、手渡しでその方が来たら、その自分の封筒で中身をとって、それとそこの窓口で打ち合わせをすると、このスタイルまで持って行ってほしいという要望がありました。要請しておきます。

○議長（今井吉男君）

要請ですね。

3ページ。

第2表地方債補正、4ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、7ページ。

8ページ。

歳出、9ページから。

10ページ。

11ページ。

12ページ。

13ページ。

○3番（名間武忠君）

13ページの19目のえらぶ特産品加工場運営費の中の財源が町債とその他財源の件ですが、先ほどの質問の中で、原材料費の収入がなくなったので、収入を落として起債で充てるというようなことの説明がありましたが、そうすると今までは、それぞれの費用については、その他財源で充ててあったんですけども、収入がないから町債を充てますよと、要するに町の税金を充てるということになったわけなんです。このようなことが今後もずっと続くようなことになると、全ての運営等について、売り払いがいいから町の税金を使いますよというようなことが、今後経営上これでいいのかどうか、その点町長にお聞きしたいと思います。

○町長（平安正盛君）

確かにご指摘のとおりで、当初から、よく言われる入り口の部分、中間の部分、出口の部分、出口の部分の要するに販売戦略で、販路拡大ということですとずっと創業以来努めてきたところで、それで販路も拡大されつつあるわけですが、いかんせん、原料の製造と販売が若干、ギャップというんですか差が出てきておまして、今回、

従来メーカーさんに売り渡して、そこで調剤をして、製品として販売しているのが今市販されている商品ですけれども、今後、直接地元で原料そのものをパッケージして、さらに販路拡大しようということで、現在、それに今取り組んで、もう既にパッケージ等の作業も入っているんですけれども、それに伴うもろもろの経費が出ましたので、とりあえず収入は今後どのような形になるか見込まれないわけですが、そういった部分のとりあえず減をして、そういった設備関係の整備に充てて、改めてまた販路拡大しようということで、今回そのような財源の振りかえをしたということです。

今後、行政報告で申し上げたとおり、特産品コンクール等でいろんな取引、商談会も結構ありますので、今後そういった方向に重点を置いて、奄美大島の本島でももう販路も拡大してきつつありますので、そこらを含めて、直接製品を、100%の製品を販売したいということで、今回このような財源を組み替えたところです。

### ○3番（名間武忠君）

思うに、当初の予算でこのぐらいの金額を使い、2,800万円が来ますよというようなことで予算措置をして、いや、これは入らなくなったと、そのようなことになったので、一般財源、税をつぎ込みますと、町債ですな。そのようなことになると、今後、このようなことでずっとやっていくことについては、やっぱり疑問を感じるわけなんです。これから一体、この特産物について、町長は先ほどある程度明るい見通しの話をされましたが、あと何年ぐらいで軌道に乗って、あるいはこれまでの一定の事業費を投入してあるわけですので、そこら付近の経常的な運営が可能になるのは何年を見越しておるのか、あるいはまた、来年度以降もこのような方法がとる可能性があるのかないのか、この点はいかがでしょうか。

### ○農林課長（安田末広君）

現状の補正予算をお願いした段階で、今、販売戦略、そういったものを組み直しているところであります。これまでは、原料が今回販売できなかったということであるんですけれども、ただ、個別に今商品化しています箱、それから袋については着実に販売数は伸びておりますので、その辺のところを中心的に今後の販売戦略を持っていけば、またこれは全体で組み直すことですが、それを中心に持っていけば今後やっていけるといふような認識は持っています。

### ○3番（名間武忠君）

明るいというようなことで捉えていいのかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、一定の年数は必要だと思うわけなんです。ただ、ずっと町が投資をして、このような特産品としてやる、大変いいことだとは思っております。ただ

それが、常に財政にしわ寄せがくるというようなことになっては、どんなものかなという気がするわけなんです。ある一定の年数は決めて目標を立てておかないと、今みたいなようなことになって、不足分については税を使いましょうということになりかねないと思うわけなんです。そこら付近は見通しは今、年数等も含めて一定の目標数値等は持つておるわけですか。

○農林課長（安田末広君）

そこら辺も含めて今検討中でございますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（今井吉男君）

進めます。

14ページ。

15ページ。

○10番（西田治利君）

建設課長、黒貫大堂線が補正で載っていますけれども、あそこをごらんになったとは思いますが、この間の大雨等にもよることだと思いますが、相当道路がえぐられているんですよ。応急補修ぐらいはやっぱりやっておいたほうがいいんじゃないかなと思われるんですけれども、どうですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

申しわけございません。瀬利覚側、黒貫側のほう、どちらのほうでしょうか。

○10番（西田治利君）

こっちの舗装のないところ。

○建設課長（高風勝一郎君）

黒貫……

○10番（西田治利君）

瀬利覚側。

○建設課長（高風勝一郎君）

あっ、瀬利覚側。すみません、まだ現場を確認しておりませんので、確認をしまして対処したいと思います。

○10番（西田治利君）

はい、お願いします。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○10番（西田治利君）

はい。

○議長（今井吉男君）

16ページ。

○2番（今井宏毅君）

先ほど一般質問の中でちょっと忘れておりまして、この学校管理費ですが、上城小学校はほんのちょっと落ちそうなところがあります。で、田皆小学校、あそこはもう、かなり、もう通告出してからかなりになりますけれども、まだ指導が行っていません。あれもう、コンクリーがすぐ落ちます。風でも落ちるぐらいの状況になっていますので、再度、それはしっかり行って言わないと、子供たちはそこを通りますので、ぜひ指導してください。

○議長（今井吉男君）

要請ですか。

○2番（今井宏毅君）

はい。

○議長（今井吉男君）

要請でよろしいですか。

○2番（今井宏毅君）

すみません。

○議長（今井吉男君）

17ページ。

18ページ。

○10番（西田治利君）

一つだけ聞きたいと思います。今、個別防災無線でコウノトリの発見を放送されていますけれども、あの事情をちょっと教えてください。どういういきさつで。

○企画振興課長（榮 照和君）

コウノトリが実際飛んだところは韓国なんです。韓国から、そのコウノトリにGPSをつけてありまして、このコウノトリが韓国から沖永良部に、GPSの追跡調査をすると沖永良部付近で行方不明になっていると。で、ひょっとしたら沖永良部にいるんじゃないかと。そして、豊岡市のほうと韓国のコウノトリの関係でつながりがありまして、直接の依頼は豊岡市のほうから韓国の情報を伝えてきまして、私たちの新聞でも、今、南日本新聞にも載りましたし、東京のほうでも東京新聞とかに載ってありまして、どうしてもやはりその情報を知りたいというのが強くて、それで、最初は町のホームページのほうに載せていたんですけども、やはりホームペ

一ジをごらんになる方も見られない方もいるので、一度防災無線でやりましょうということのできるうから流しました。そしたらきょうも二、三件情報が入りまして、うちの企画振興課はてんやわんやで、現場へ行くとちょっと違う鳥なので、ああ、違いますねということで、今のところ、その、ホームページと防災無線では1メートルぐらいの大きな鳥ですよと言っているんですけども、やはり町民もコウノトリに接したことがないので余り、私たちも情報が入ればすぐ行って、午前中2件の情報がありました。

今後、この議会中にどういう情報が入っているかわかりませんが、ここ1週間ぐらいで発見、コウノトリの情報がなければ、GPSでは沖永良部にいることになっているけれども、ちょっと不明です。

以上です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

進めます。

19ページ。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第61号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、平成27年度知名町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

再開いたします。

△日程第4 議案第62号 平成27年度知名町国民健康保険特別会

## 計補正予算（第2号）

### ○議長（今井吉男君）

日程第4、議案第62号、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

### ○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第62号は、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,880万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を12億8,315万円と決めました。

主な補正内容は、歳入では国庫支出金、県支出金、療養給付費交付金、繰入金を増額計上し、共同事業交付金を減額計上しました。歳出については、総務費、共同事業拠出金、保険事業費、諸支出金の増額であります。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

### ○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正。

### ○5番（森山 進君）

総括でお尋ねいたします。

ことしの農業収入が大分減っているわけですがけれども、それに対して、この保険料は昨年の所得に対しての保険料でありますけれども、8回に分けて徴収するわけですがけれども、これが今何回、今4回ぐらいですか、もらっているのが。収入。それが減っている、収入の回数、回数じゃなくて、金がそう入っていないんじゃないかなと思ったりするんですよ。今、実際どのような状態ですか。保険料の徴収率というんですか。

### ○税務課長（山崎 實君）

この近年の二、三年の農業不作によって、保険税の調定額、一応税をかける額なんですけれども、それが毎年減っております。あわせまして税の調定額自体も減るんですけれども、徴収率自体も落ちております。それだけ厳しい、結局、最初1年ぐらいだったらいいんですけれども、3年連続でなっているものですから、一応、調定額も落ちて、徴収率も落ちてきているのが現状です。

○ 5 番（森山 進君）

先ほど課長が言うように、この3年間、農業所得というのは大分落ち込んでいるわけですよ。どうしても農家は、1年落ち込めば大体3年、4年ぐらい引っ張るんですよ。それに、先ほど言うように徴収率は落ちるわといたら、これからまた保険料も大変かなと、先ほど繰り返り入れがありましたけれども、これからはずっと繰り返り入れ、いつかはしないと大変かなと思っています。そのためには農業所得も上げなくちゃいけませんので、水が引けないところには水を引くような形もとったりして、何とか農業所得を上げてもらいたいなと思っています。

以上です。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

第1表歳入歳出補正予算、1ページ。

2ページ。

これで総括的質疑を終わり、次に事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

7ページ。

○ 10 番（西田治利君）

2目の健康づくり推進事業費、補正を入れて840万円余り、どのような事業なのか教えてください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

健康づくり推進事業の中身としては、特定健診の推進事業、それから、40歳未満健康事業、健康推進事業員養成事業と食生活改善員とか、そういう事業がございます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○ 10 番（西田治利君）

わかりました。

○ 3 番（名間武忠君）

1目の疾病予防費の中で、56万円の増がされて、予防やあるいは早期発見からすると大変いいことだなと思っています。これまでの実績、これ今後の実績を見越してこの56万円がされたと思うんですけれども、あと3カ月ぐらいのですね。これまでの実績はそれぞれ人間ドック、あるいは1日ドックあるいは2日ドック、

それから、ここに書いてありますがドック等についての実績を押さえてあったら教えてください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

ちょっとお待ちください。

○議長（今井吉男君）

しばらくお待ちください。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

人間ドックが11名、がんドック25名となっております。

○3番（名間武忠君）

この人間ドックは、1日ドックが1万円とか聞いたような気がするんですけども、2日ドックも適用されておるのか、あわせて、これは鹿児島県以外どこの病院でも可能だということですか。

○保健福祉課長（安田廣一郎君）

2日ドックもございますが、2日ドックは2万円の助成がありますが、ほとんどが1日ドックです。人間ドックについてはどの医療機関も対象なんですけど、がんドックにつきましては、鹿児島県の医療機関2件と沖縄県が1件ございます。指定されております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですね。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第62号、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、平成27年度知名町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第63号 平成27年度知名町後期高齢者医療特別  
会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第5、議案第63号、平成27年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第63号は、平成27年度知名町後期高齢者医療特別補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を8,169万8,000円と決めました。

主な補正の内容は、歳入では平成26年度決算の確定に伴う繰越金を増額計上し、歳出では予備費を増額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

歳出、6ページ。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第63号、平成27年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、平成27年度知名町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第64号 平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第6、議案第64号、平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第64号は、平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ177万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,348万5,000円と決めました。

主な補正の内容は、歳入では繰越金1万8,000円、繰上償還並びに償還額変更に伴う諸収入を176万円増額計上しました。歳出については、基金積立金を177万8,000円増額計上し、奨学資金貸付金において、貸し付け停止による規定学生を48万千円減額、予定学生新規分を48万円増額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入歳出、3ページ。

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第64号、平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、平成27年度知名町奨学資金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

#### △日程第7 議案第65号 平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程7、議案第65号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第65号は、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ296万円減額計上し、歳入歳出予算の総額を1億7,846万4,000円と決めました。

主な補正内容は、歳入では、農業集落排水事業加入金を500万円減額し、一般会計繰入金を204万1,000円増額計上しました。また、歳出については、環境センター維持管理費を50万円増額計上し、予備費を350万2,000円減額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。  
歳入、5ページ。  
6ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。  
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、平成27年度知名町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第66号 平成27年度知名町合併処理浄化槽事業  
特別会計補正予算（第2号）

○議長（今井吉男君）

日程第8、議案第66号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第66号は、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）に関する案件であります。

今回の補正は、歳入歳出をそれぞれ732万5,000円減額し、歳入歳出予算

の総額を1,596万円と決めました。

主な補正内容は、歳入では、加入金を80万円減額計上し、浄化槽整備事業費国庫補助金を352万3,000円、過疎債200万円、下水道債210万円それぞれ減額計上しました。また、歳出については、浄化槽設置工事費を749万6,000円減額計上しました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから総括的質疑を行います。

第1表歳入歳出予算補正、1ページ。

2ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、事項別明細書による質疑を行います。

歳入、5ページ。

○9番（東 善一郎君）

池上さんにちょっと教えていただきたいんですけども、ヨコハマタイヤがありますよね、それから、今つくっているカーライフ清水、それから、ニシムタになるんですかね、それから田畑さんがあって、ウジジのトイレがありますよね。水を使う、浄化槽の必要なところ。この辺は何で処理していますか。大体わかりますか。

○耕地課長補佐（池上末亮君）

今、ご質問ありました件ですけれども、ヨコハマタイヤ、あと、その次の今建設中でありますカーライフ清水さんは公共下水道のほうで処理をしています。あと、ニシムタについては個人の合併処理浄化槽を設置しております。あと、芦清良の公衆トイレ、ウジジ浜は合併処理浄化槽で処理をしています。

○9番（東 善一郎君）

田畑は。

○耕地課長補佐（池上末亮君）

田畑さんも合併処理浄化槽です。

○9番（東 善一郎君）

ニシムタや田畑さん、ウジジのトイレなんかは合併でやっているということは、町の助成があったということですか。

○耕地課長補佐（池上末亮君）

ウジジ浜につきましては、町の企画のほうで浄化槽を設置しております。あとは、ニシムタとあと田畑さんについては個人で浄化槽を設置しております。

○9番（東 善一郎君）

公共下水の処理場には、農集排が黒貫から回ったあそこに入っていますよね。そうすると、あの辺は町長、考えたほうがいいんじゃないですか。農集排か公共下水道を見直しするか、いつまでも合併処理というのはやっぱり、少し都会的な雰囲気出すためにはそぐわないような気がするから、将来どうお考えですか。まちとして。

○町長（平安正盛君）

きのうちちょっと触れたんですけども、詳しくちょっと申し上げておきますが、28年度から、瀬利覚の墓地の切れ目からウジジまで約1キロ、改良、表層返しするという計画で今作業を進めています。その中で、きのうも建設課、ちょっと指示をした。当然、アスファルト舗装ですので表層を全部剥ぎますので、その際に、今言う下水道関係、それから水道関係、全部見直すように、現場を確認しながら、見直すべきところは見直すようにということできのう指示してあります。

その、今言うように、下水道については、環境センターまでは当然一番端っこです。来ていますので、その間は今言うように、その間にある民家はそれに接続をしていく。ただし、環境センターからウジジまでは、一部、途中上からおりてくる農集排がありますので接続ができるものはしていますけれども、基本的に、今環境センターからウジジまでは何もないので、そこはもう表層張りかえのついでに下水管を、できるんだったら下水管まで入れる。同時に、水道も行っていないので、水道も新たにそこに全部布設をして、今後のあの周辺の宅地化ですか、事業施設等ができることに対応するようということも指示しております。

ただ、議員がおっしゃるように、農集排と公共というのは、名前が違うだけであって機能は全く一緒ですので、別に、あなたのところ農集排です、こっちは公共ということもありませんので、そこはご理解いただいて、あくまでも下水道だというふうに理解をしていただければ何ら支障はないと思っております。

○議長（今井吉男君）

東君、最後。

○9番（東 善一郎君）

じゃ、水道も、町長の考えでは同じような考えと理解していいわけですよ。いや、次水道の議案があるから、もう黙っておってもいいわけですね。わかりました。

○議長（今井吉男君）

進めます。

歳出、6 ページ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

これで事項別明細書による質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号、平成27年度知名町合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第67号 平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（今井吉男君）

日程第9、議案第67号、平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第67号は、平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）に関する案件であります。

今回の補正は、資本的収支出についての補正であります。

資本的支出についての補正内容は、田皆地区水道管布設工事に伴い、建設改良費として、排水設備改良費350万円増額計上いたしました。

詳細についてはお手元の予算説明書をごらんください。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わり、次に、ページごとによる質疑を行います。

補正予算、1 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

実施計画書、2 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

見積もり基礎、3 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号、平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○町長（平安正盛君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、平成27年度知名町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

あす10日は午前10時から会議を開きます。

お疲れさまでした。

散 会 午後 3時04分

平成 27 年 第 4 回 知名町 議会 定例会

第 3 日

平成 27 年 12 月 10 日

平成27年第4回知名町議会定例会議事日程  
平成27年12月10日（木曜日）午前10時00分開議

1. 議事日程（第3号）

- 開議の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の追加指名
- 日程第 2 議案第68号 知名町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第69号 知名町条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第70号 沖永良部与論地区広域事務組合規約の変更について
- 日程第 5 議案第71号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第72号 訴えの提起について
- 日程第 7 議案第73号 訴えの提起について
- 日程第 8 議案第74号 訴えの提起について
- 日程第 9 議案第75号 工事契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事1工区）
- 日程第10 議案第76号 工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事2工区）
- 日程第11 陳情第 8号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について
- 日程第12 発議第 6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書
- 日程第13 発議第 7号 議員派遣の件について
- 日程第14 決定第 6号 閉会中の継続調査の件について
- 閉会の宣告

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

1. 出席議員（11名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
2番	今井 宏毅 君	3番	名間 武忠 君
5番	森山 進 君	6番	山崎 賢治 君
7番	平 秀徳 君	8番	松元 道芳 君
9番	東 善一郎 君	10番	西田 治利 君
11番	奥山 直武 君	12番	福井 源乃介 君
13番	今井 吉男 君		

1. 欠席議員（1名）

1番 田中 富行 君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 迫田 昭三 君 議会事務局次長 東 公仁 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	平安 正盛 君	会計管理者兼会計課長	安田 輝秋 君
副町長	宗岡 与名彦 君	税務課長	山崎 實 君
教育長	豊島 実文 君	町民課長	榊 憲次 君
総務課長	榮 信一郎 君	保健福祉課長	安田 廣一郎 君
総務課長補佐	村山 裕一郎 君	老人ホーム園長	新納 哲仁 君
企画振興課長	榮 照和 君	水道課長	伊藤 末隆 君
農林課長	安田 末広 君	水道課参事	山田 悟 君
農業委員会事務局長	川野 兼一 君	教育委員会事務局長兼学校教育課長	瀬島 徳幸 君
建設課長	高風 勝一郎 君	学校教育課参事	平山 盛文 君
耕地課長	窪田 政秀 君	教育委員会事務局次長兼生涯学習課長兼中央公民館長兼図書館長	大郷 一雄 君
耕地課参事	山下 清則 君	給食センター所長	徳岡 秀郷 君

## △開 会 午前１０時００分

### ○議長（今井吉男君）

議場におられる皆さん、ご起立ください。

おはようございます。お座りください。

開会前にご報告いたします。田中富行議員は所要のため本日欠席する旨の届出がありました。

これから本日の会議を開きます。

## △日程第１ 会議録署名議員の追加指名

### ○議長（今井吉男君）

日程第１、会議録署名議員の追加指名を行います。本定例会の会議録署名議員として田中富行議員を指名していましたが、所用のため本日欠席しましたので、地方自治法第１２３条第２項の規定により、会議録署名議員の数が欠けることから、新たに会議録署名議員として名間武忠君を追加指名します。

## △日程第２ 議案第６８号 知名町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

### ○議長（今井吉男君）

日程第２、議案第６８号、知名町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

### ○町長（平安正盛君）

おはようございます。

それでは、ただいまご提案いたしました議案第６８号は、知名町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を新たに制定するものの案件であります。

ちょっと今話題のこともありますので、ちょっと時間かかりますが、内容におお

すじの概要を説明しておきたいと思います。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成25年5月31日に公布され、個人番号の利用に関する規定が平成28年、来年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

まず、第1条は本条の趣旨について、第2条は本条における用語の定義について、第3条は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に当たっての町の責務を定めるものであります。

第4条第1項は、町の機関が個人番号を利用することができる法定事務及び法定事務以外の独自利用事務について定めるものであります。同第2項は町が同一の機関内において独自利用事務を処理するための庁内連携等について定めるものであります。

同第3項は、町が同一の機関において法定事務を処理するための庁内連携等について定めるものであります。同じく第4項は、独自利用事務について特定個人情報の利用を行う場合には、他の条例・規則等に書面の提出が義務づけられている場合には、当該書面の提出があったものとみなす旨の規定であります。

第5条第1項は、町の他の機関に対して特定個人情報の提供をする事務、特定個人情報について定めるものであります。

同じく第2項は、第4条第4項の規定と同じ趣旨であります。

附則第1項は本条例の施行日について、第2項は準備行為について、第3項は介護保険の徴収猶予及び減免の手続における個人番号の追加に関する介護保険条例の一部の改正について定めるものであります。

別表第1は、第4条第1項の規定による独自利用事務を定めるものであります。

別表第2は、第4条第2項の規定による独自利用事務及び当該独自利用事務を処理するために庁内連携を行う特定個人情報を定めるものであります。

別表第3は、第5条第1項の規定による町の他の機関に対し、特定個人情報を提供する場合の事務主体となる機関及び当該事務提供を行う機関及び提供する特定個人情報を定めるものであります。

以上、提案の条例の説明でございます。よろしくご審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。なお、今回このいわゆるマイナンバーに関して何回となく県でいろいろ説明会が行われております。基本的にマイナンバーの事務の窓口は総合的には町民課が行い、関連する例えば税務、保険等々関連する課もありますので、今回の事務の説明にはそれぞれの課長を派遣してありますので、もし不明な点ござ

いましたらきょう出席していますので、いろいろご不明の点をご質問いただければ幸いであります。よろしくをお願いします。

よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わります。

次に、逐条ごとによる質疑を行います。

1 ページ、第 1 条。

第 2 条。

第 3 条。

第 4 条。

2 ページ、第 5 条。

第 6 条。

附則。

別表第 1。

3 ページ、別表第 2。

4 ページ、別表第 3 まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで逐条ごとによる質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第 68 号、知名町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、知名町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

### △日程第3 議案第69号 知名町税条例の一部を改正する条例について

#### ○議長（今井吉男君）

日程第3、議案第69号、知名町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

#### ○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第69号は、知名町税条例の一部を改正する条例についての案件であります。

地方税法の一部を改正する法律並びに地方税条例施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部が改正され、平成27年3月31日に改正・交付されたことに伴い、知名町税条例の一部を改正しようとするものであります。

主な内容といたしましては、平成27年度の税制改正により、徴収猶予に関する規定の追加及びたばこ税の特例税率の廃止並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う個人番号及び法人番号などを規定するため、所要の改正をしたものであります。

よろしくご審議の上可決くださいますよう、お願い申し上げます。

#### ○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わります。

次にページごとによる質疑を行います。

1 ページ、第8条から2 ページ。

3 ページ。

4 ページ。

5 ページ。

6 ページ。  
7 ページ。  
8 ページ。  
9 ページ。  
10 ページ。  
11 ページ。  
12 ページ。  
13 ページ。  
14 ページ。  
15 ページ。  
16 ページ、附則の第7条まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これでページごとによる質疑を終わります。  
これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。  
これから議案第69号、知名町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は議案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、知名町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第70号 沖永良部与論地区広域事務組合理約の変更について

○議長（今井吉男君）

日程第4、議案第70号、沖永良部与論地区広域事務組合理約の変更についてを

議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第70号は、沖永良部与論地区広域事務組合規約の変更についての案件でございます。

これは平成27年8月11日に組合の決算議会が与論町で開催されたのを機に、組合を構成する3町の町長、総務課長による同組合の運営協議会において、組合の経費の支弁の方法の変更が決定されたことに伴い、同組合の規約を変更することについて協議をいたしたく、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

若干内容について説明をしておきたいと思えます。

ご承知のとおり、広域事務組合の財政、財源の負担については、当初からそれぞれの町の消防費、普通交付税における消防費の基準財政需要額でもって案分で負担をしてきたところですが、ここ近年それぞれの町において消防並びに防災にかかわる事業が次々と入ってきた関係で、普通交付税における事業費補正があるわけですが、その事業費補正の数値をどのように取り扱うかということで、消防・防災事業を例えばその年度ごとにしていない場合、あるいはしている場合それぞれ普通交付税の基準財政額が違ってきますので、今まではそれをストレートに基準財政需要額の案分で3町の負担をしていたわけですが、今申し上げたように、ここ数年非常に消防・防災事業が行われた関係で3町にばらつきが出たので、いろいろ検討した結果おかしいんじゃないかと。

本来それぞれの町の施策として、消防・防災にかかわる事業はそれぞれの町のことですので、いわゆる普通交付税でいう消防費は従来は人口、段階補正、密度補正、態容補正に加えて事業費補正があるわけですが、今申したように事業費補正でかなりのばらつきが出ますので、本来普通交付税の算定における消防費は今申し上げた人口、段階補正、密度補正、態容補正、それから密度補正の何番に、というような形でのパターンがあるべき姿じゃないかということで、3町の町長、総務課長が協議した結果、そのことが当然だろうということであり、じゃ改正する段階でいろいろさらに協議した結果、どうしても消防、いわゆるその広域事務組合の職員が3町がばらつきもありますので、当然その分がそれぞれの町村の税収とかあるいはいろんなことに関わりもあるので、職員数を案分すべきではないかと、職員数に応じた負担もすべきじゃないかということも加えて協議して、それでまとまって、結果今提案いたしました組合の経費の支弁の中で、まず普通交付税における消防費

の算定の事業費補正を外すと、算定から外すということと、それから職員数に応じた負担をするということで決まって、いわゆる総額を3町の今事業費補正を除いた基準財政額を割り出して、まずその均等割2割、それから基準財政需要額が5割、そして職員数割が3割、2対5対3の割合でそれぞれの3町の補正負担金を算するというので合意いたしましたので、当然規約を改正しなければなりませんので、今回議会の承認を求めるものであります。よろしくご審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

○12番（福井源乃介君）

この職員数の割合ということですが、これは役場職員の数ということですか、それとも消防に従事している……ああ、そういうことになりますか、与論。

○町長（平安正盛君）

申し上げておきますが、本年4月1日段階で消防職にかかわる職員は、これは広域事務の中の持っている介護保険にかかわる職員数は別枠ですので、当然消防費の基準財政需要額に還付されませんので、介護関係は。結果的には介護関係は3町で1名ずつということですね、何ら問題はないんですけれども、いわゆるその消防職員については消防長以下職員が現在38名、和泊町13名、知名町13名、与論町12名というような今いう基準財政需要額に応じた人数を配分して、毎年の退職等々のことについてはその枠の中で、もし知名町の分が1人退職になれば知名町分の枠として採用していくと。先般報告したように、今回は知名町分の来年3月末に退職者が知名の方が退職しますので、その分の来年度補充というようなことで、それぞれ3町の割り当て分の範囲内で採用しているということですね。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか、はい。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わります。

次に、改正事項による質疑を行います。

1ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号、沖永良部与論地区広域事務組合格約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、沖永良部与論地区広域事務組合格約の変更については可決されました。

△日程第5 議案第71号 鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合格約の一部変更について

○議長（今井吉男君）

日程第5、議案第71号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合格約の一部変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第71号は、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の一部を変更する案件でございます。

平成28年4月1日から、常勤の職員の退職手当の支給に関する事務に係る組合市町村に垂水市を、そして地方公務員災害補償法第69条の規定による議会の議員その他非常勤職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関する事務に係る組合市町村に伊佐北始良火葬場管理組合を加えることにより、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の一部に係る組合市町村を変更することに伴い、同組合格約を変更することについて協議をするため、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから本案に対する総括的質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで総括的質疑を終わります。

次に、改正事項による質疑を行います。

1 ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで改正事項による質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第71号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、鹿児島県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合同規約の一部変更については可決されました。

△日程第6 議案第72号 訴えの提起について

△日程第7 議案第73号 訴えの提起について

△日程第8 議案第74号 訴えの提起について

○議長（今井吉男君）

日程第6、議案第72号、訴えの提起についてから、日程第8、議案第74号、訴えの提起についてまでの3件は一括議題とします。

本案についての説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました、議案第72号、同じく第73号、同じく第74号には、今一括提案ということになりましたので、3件含めて説明をいたしたいと思えます。

今回の提案の理由としては、知名町が所有し使用している不動産のうち、知名町名義への所有権移転登記が行われていないままになっている民有地の1つであります。この未登記の状況を是正するため、建設課において適宜登記名義人またはその相続に対し協力を求めています。本件不動産の場合登記記録上の所有者につき戸籍や住民票上で人物を特定することができず、所有者との協力のもとに登記手続を行うことが困難な案件となりました。そのため民事訴訟手続を利用し、未登記状況を是正する必要があります。よって地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、3件ともに皆さんに配付してある議案には個人の名称は削除してごさいます。このことは個人の情報関係でございましてご理解いただくと同時に、慎重な取り扱いを特にお願ひいたしたいと思っております。よろしくご審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

議案第72号、訴えの提起についての質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

3 ページの図面。

4 ページの航空写真。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号、訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、訴えの提起については可決されました。

次に、議案第73号、訴えの提起についての質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

3 ページの図面。

4 ページの航空写真まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号、訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号、訴えの提起については可決されました。

次に、議案第74号、訴えの提起についての質疑を行います。

1 ページ。

2 ページ。

3 ページの図面から4 ページの航空写真まで。

○11番（奥山直武君）

これ、第72号と第74号、図面が一緒に地番も一緒なんですけれども、どこがどう違うんですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

お答えいたします。

議案第72号に関しましては、地番の中の568番地についての議案でございます。それから議案第74号に関しましては、地番の555番地についての議案でございます。

○議長（今井吉男君）

奥山君、よろしいですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

もう一度ご説明いたします。

〔「これは合筆なんですか」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（高風勝一郎君）

合筆でございません。筆界未定となっております、その中の地番の関係でございます。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○3番（名間武忠君）

この3件なんですけれども、以前聞いた話では善意の所有に関する法は15年から10年かというような話を聞いたんです。これは20年以上ということは、この数字が20年に決まっているのかどうかですね。

これからその相手方というのはその案件の中で何名になるか、あわせてこれから争点が始まるわけなんですけれども、その手続方法、そしてどのぐらいの期間がかかるのか。

○建設課長（高風勝一郎君）

お答えいたします。

まず、年数は決まっているかという件でございますが、民法の第162条第1項に規定する中に、他人名義の土地を自分の所有地として使用している状態が20年間継続し、現在の所有者に対し時効援用の意思表示をしたときには、その土地を時効により取得したことになるというふうな内容になっております。その内容で現在手続をしているところでございます。

それから相手方に関してですが、議案第72号につきましては所有者1名、それから第73号、第74号も所有者1名でございますが、総数でいきますと2名の方の対象の内容となっております。

それから移転の方法ですが、今回議案の議決をいただきましたら、今後訴訟に向けて進めていくということで、目標としては来年3月までに登記ができるような形にしたいというふうに思っております。

期間に関しては今申しました、議会議決後3月までの間で登記の完了を目指したいというふうに思っております。

○3番（名間武忠君）

確認も含めてですけれども、ここに文言が載っている「平穩に、かつ公然と管理している」、所有しているということだろうと思いますけれども、この20年間の間相手方から何らの意思表示もなかったというようなことについては、この時効取得が発生するというような理解でよろしいわけですね。

○建設課長（高風勝一郎君）

そのように理解しております。また、そのような形で現在進めてきておりました。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○5番（森山 進君）

この土地ですけれども、自主的に何十年も、40年以上になるわけですね、この土地は。それまでこの名義で残っていたということは、固定資産税などはどういう形になったのかなと思ったりするわけですよ。個人に行くわけですので、固定資産税、その分はどういう形になっていたんですか。

○建設課長（高風勝一郎君）

ご質問の内容、ちょっと確認をとれておりませんので、ちょっと確認をとってみたいと思います。

○議長（今井吉男君）

確認をとってください。

○11番（奥山直武君）

この現地の場所は農地とか山林とか、そういうのは含まれていないんですかね。含まれておる場合は来年3月まで名義変更が間に合わないと思うんですけれども、その点どうですか。もしそうだったら転用もいる。

○建設課長（高風勝一郎君）

今回議案を提案しているところ、大体場所が現在のフローラルホテルが建っているあたりになりますけれども、その地目が現在田になっております。あと、もう一つフローラルハイツ側のほうになります。現在種目が雑種地というふうな形になっております。

○議長（今井吉男君）

奥山君、よろしいですか。

[「いいです」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第74号、訴えの提起についてを採決します。

お諮りします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第74号、訴えの提起については可決されました。

△日程第9 議案第75号 工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事1工区）

○議長（今井吉男君）

日程第9、議案第75号、工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事1工区）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

ただいまご提案いたしました議案第75号は、平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事1工区の工事請負契約の締結についての案件であります。今回の平成27年度知名町認定こども園園舎敷地造成工事1工区は、12月1日に宗岡組、久保建設、元栄建設、甲斐組、神園組、前建、新生土木の7社で入札を執行し、工事請負金額6,460万円で宗岡組との工事請負仮契約をいたしたところであります。

敷地造成工事の概要としては、敷地造成面積5,046平米と新設道路163メートル、ブロック積擁壁工4カ所の169メートル、重力式擁壁工事46メートル、もたれ式擁壁工38メートル、敷地道路工が12,579.2立米が主な工事となっています。平成28年3月末の完成を予定しております。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第75号、工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事1工区）を採決します。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号、工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事1工区）は可決されました。

△日程第10 議案第76号 工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事2工区）

○議長（今井吉男君）

日程第10、議案第76号、工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事2工区）を議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（平安正盛君）

議案第76号は、工事請負契約の締結についてであります。内容は平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事2工区に関する案件であります。

今回の平成27年度知名認定こども園敷地造成工事2工区は、先ほどの第75号と同じく12月1日に先ほど申し上げた指名業者のもと、7社で入札を執行し、工

事請負金額5,441万400円で前建との工事請負仮契約となった次第であります。敷地造成工事の概要を申し上げますと、ブロック積擁壁工2カ所の127メートル、重力式擁壁工が94メートル、排水路12カ所540.4メートルが主な工事となっております。

同じく平成28年3月末の完成を予定しております。よろしくご審議の上可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（今井吉男君）

これから質疑を行います。

○3番（名間武忠君）

地区としては大変喜んでおるだろうと思っております。あわせてこの地区が特殊な地域であるということも間違いなかったわけですので、今回の道路ができることによって行楽期も一変するわけなんですけど、この道路自体も田水団地への通用道路ともなるというようなこと等から、街灯等についてはぜひ整備をしていただきたいなという思いであります。今後の計画ですけれども、大変大きな広い面積ですし、子供たちを迎えるにしても街灯は必要だろうと思っておりますので、そこら付近の計画について、現段階でわかっておりましたら教えていただけませんか。

○町民課長（榎 憲次君）

街灯につきましては、一応2カ所予定をしております。ちょうど田水団地のほうとそれから保育所のほうと、夕方暗くなっても見通しがきくようにということで、その場所を決めております。

○議長（今井吉男君）

よろしいですか。

○11番（奥山直武君）

今の点に関連しますけれども、工期はいつから始まって、始まるのがいつからですか、それと3月末で終わる予定と今お話されておりますけれども。

それともう一つ、排水の流末処理はどのように考えておられるか。

○町民課長（榎 憲次君）

工期につきましては、本日議決をしていただいた日から一応3月22日を予定しております。それで今排水路のお話がありましたけれども、先ほど町長のほうからも提案理由の中で申し上げましたけれども、それぞれの隅のほう、それから今基本整備のところには大きな排水路がありますけれども、そちらにつながるために12カ所の排水路の計画で540メートルということで、そちらのほうに排水を進めることで予定をしております。

○ 11 番（奥山直武君）

基盤整備した沈砂池に最終的に流すわけですかね、それは沈砂池というのはその基盤整備の面積に応じた沈砂池を整備してあるから、それで間に合うかどうか。

○町民課長（榊 憲次君）

この開発許可をいただくときに流量の計算をしまして、そしてそれをもとにそれぞれの、県とも協議をいたしまして許可をいただいております。

○議長（今井吉男君）

奥山君、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○ 10 番（西田治利君）

この議案 75 号の造成地の中に瀬利覚字所有の放送施設がありますけれども、せんだって軽く説明は聞きましたけれども、どういうようにするのかちょっと詳しく教えてください。移動できるのか。

○町民課長（榊 憲次君）

昨日議決いただきました補正予算の中に放送設備の移転の予算を組んでございます。設計の建築士の方にもちょっとアドバイスをいただきまして、そのままあの施設を、放送塔を掘り起こしまして、そして重機でそれを移動しまして、現在の知名保育所の下に駐車スペースがあるんですけれども、そちらのほうに移転をしまして設置をする予定にしております。これについては字のほうにも説明を行いまして、了解を得ております。

○ 10 番（西田治利君）

もう一つ、この保育園に上ってくる登り口の右側に、昔の風墓みたいなお墓が洞窟の中にあっただというお話を聞いたことがあるんですけれども、そこはもう処理されているんですかね。

○町民課長（榊 憲次君）

そちらについては私どもの所管ではございませんので、そのままだと思います。そして今回の工事におきましては、そちらのほうには工事の影響は出ないような設計となっております。

〔「ああ、触らない」と呼ぶ者あり〕

○町民課長（榊 憲次君）

はい。

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから議案第76号、工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事2工区）の採決をします。

本案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号、工事請負契約の締結について（平成27年度知名認定こども園園舎敷地造成工事2工区）は可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩 午前10時50分

---

再 開 午前11時01分

○議長（今井吉男君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長より、先ほどの訴えの提起の答弁があります。

○建設課長（高風勝一郎君）

先ほど森山議員からの訴えの提起についての固定資産税の取り扱いについてでしたが、今税務課のほうに行きましてその内容等を確認したい旨の相談に伺いましたが、一応税務課としても守秘義務等もありまして、そのあたりは情報を出すことができないということで回答をいただきました。

△日程第11 陳情第8号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について

○議長（今井吉男君）

日程第11、陳情第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の

要請についてを議題とします。

名間武忠総務文教常任委員長に報告を求めます。

○3番（名間武忠君）

平成27年12月10日。

知名町議会議長、今井吉男殿。

総務文教委員会委員長、名間武忠。

委員会審査報告。

本委員会に付託の事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定によりご報告いたします。

記。

陳情第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請について、審査結果、採択すべきもの。

以上。

○議長（今井吉男君）

これから陳情第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請についての質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

これから陳情第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。

この陳情は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第8号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る陳情書採択の要請については、採択することに決定しました。

△日程第12 発議第6号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書

○議長（今井吉男君）

日程第12、発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書を議題とします。

意見書は配付してありますので、朗読を省略します。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

質疑を終了します。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第6号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書は、原案のとおり可決されました。

△日程第13 発議第7号 議員派遣の件について

○議長（今井吉男君）

日程第13、発議第7号、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第129条第1項の規定によって、お手元に配りましたとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することに決定しました。

△日程第14 閉会中の継続調査の件について

○議長（今井吉男君）

日程第14、閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付の本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井吉男君）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成27年第4回知名町議会定例会を閉会します。

ご起立ください。ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

知名町議会議長 今井 吉男

知名町議会議員 田中 富行

知名町議会議員 今井 宏毅

知名町議会議員 名間 武忠